新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
令和６年２月 発　電　所　に　係　る 環　境　影　響　評　価　の　手　引 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課	令和２年 11 月 発　電　所　に　係　る 環　境　影　響　評　価　の　手　引 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課	

<table>
<tr><th>新版</th><th>旧版　（令和２年 11 月）</th><th>改訂理由</th></tr>
<tr>
<td>

【目次】　（略）

第１章　環境影響評価の手続

１　手続の概要

（略）

(1) 対象事業の範囲

【一般ルール】

（略）

【発電所固有の手続】

発電所における第一種事業及び第二種事業の規模については、以下のとおり。
（環境影響評価法施行令（平成９年政令第 346 号）別表第１の５の項参照）

事業の種類	第一種事業	第二種事業
水力発電所	３万 kW 以上 2.25 万 kW 以上３万 kW 未満 （大規模ダムの新築、大規模堰の新築、大規模堰の改築のいずれかが伴う場合）	2.25 万 kW 以上３万 kW 未満 （左記以外）
火力発電所	15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
地熱発電所	１万 kW 以上	0.75 万 kW 以上１万 kW 未満
原子力発電所	すべて	－
太陽電池発電所	４万 kW 以上	３万 kW 以上 4 万 kW 未満
風力発電所	5 万 kW 以上	3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満

（略）

</td>
<td>

【目次】　（略）

第１章　環境影響評価の手続

１　手続の概要

（略）

(1) 対象事業の範囲

【一般ルール】

（略）

【発電所固有の手続】

発電所における第一種事業及び第二種事業の規模については、以下のとおり。
（環境影響評価法施行令（平成９年政令第 346 号）別表第１の５の項参照）

事業の種類	第一種事業	第二種事業
水力発電所	３万 kW 以上 2.25 万 kW 以上３万 kW 未満 （大規模ダムの新築、大規模堰の新築、大規模堰の改築のいずれかが伴う場合）	2.25 万 kW 以上３万 kW 未満 （左記以外）
火力発電所	15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
地熱発電所	１万 kW 以上	0.75 万 kW 以上１万 kW 未満
原子力発電所	すべて	－
風力発電所	１万 kW 以上	0.75 万 kW 以上５万 kW 未満
太陽電池発電所	４万 kW 以上	３万 kW 以上 4kW 未満

（略）

</td>
<td>

※風力発電所の規模要件改正。
※誤記の修正。
※平仄を合わせるための修正。

</td>
</tr>
</table>

２　手続のフロー図

（１）第一種事業の手続き

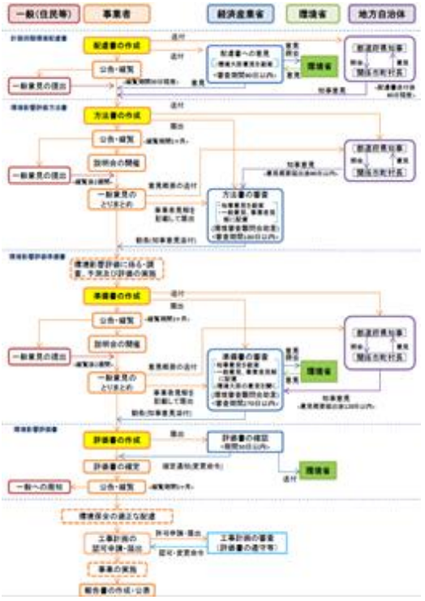

（２）第二種事業の手続き

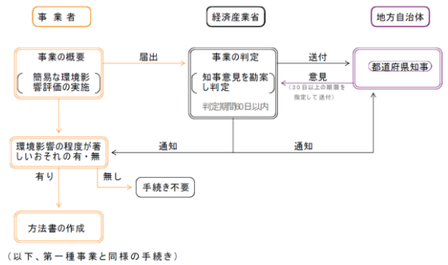

（注）第一種事業と同様に配慮書手続を実施しようとする場合には、法第３条の 10 に基づき、経済産業大臣に送付することにより、任意で配慮書手続から手続を開始することができる。

また、法第４条第６項に基づき、経済産業大臣に届け出ることにより、経済産業大臣の判定を受けずとも、環境影響評価手続（方法書手続から）を実施することができる。

３　計画段階環境配慮書の作成等

（略）

２　手続のフロー図

（１）第一種事業の手続き

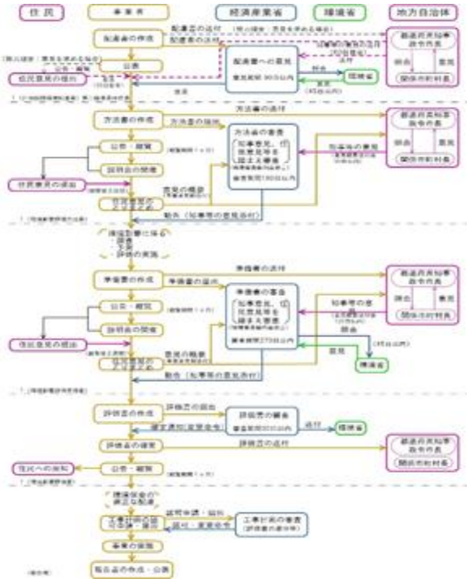

（２）第二種事業の手続き

３　計画段階環境配慮書の作成等

（略）

※最新のフロー図に更新。

※補足説明を追記。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
環境影響評価法 （計画段階配慮事項についての検討） 第三条の二　第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。 ２・３　（略） （配慮書の作成等） 第三条の三　第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。 一　第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二　第一種事業の目的及び内容 三　事業実施想定区域及びその周囲の概況 四　計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの 五　その他環境省令で定める事項 ２　相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。	環境影響評価法 （計画段階配慮事項についての検討） 第三条の二　第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。 ２・３　（略） （配慮書の作成等） 第三条の三　第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。 一　第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二　第一種事業の目的及び内容 三　事業実施想定区域及びその周囲の概況 四　計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの 五　その他環境省令で定める事項２　相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。	※誤記（改行）の修正。
環境影響評価法施行規則 （配慮書の記載事項） 第一条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の三第一項第五号の環境省令で定める事項は、法第三条の七第一項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。 ２　法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。	環境影響評価法施行規則 （配慮書の記載事項） 第一条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の三第一項第五号の環境省令で定める事項は、法第三条の七第一項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。 ２　法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。	
(1) 配慮書の記載内容、作成に当たっての留意事項 **（略）**	**(1) 配慮書の記載内容、作成に当たっての留意事項** **（略）**	

<table>
<tr><th>新版</th><th>旧版　（令和２年11月）</th><th>改訂理由</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th><th>概要及び留意事項</th><th>添付資料</th></tr>
<tr><td>第４章　第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果</td><td>計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果として次の事項を記載する。

(1)計画段階配慮事項の選定の結果

(2)～(4)　略</td><td>選定事項、選定する理由を記載する。選定にあたり、専門家等から助言を受けた場合には、当該専門家の専門分野等を明らかにする。また、当該発電所の参考項目を計画段階配慮事項として選定しなかった理由について記載することが望ましい。記載するに当たっては、第３章２．計画段階配慮事項の選定の考え方の内容を参考とする</td><td>選定事項、選定する理由の一覧表</td></tr>
</table>

(2)、(3)　　(略)

(4) 配慮書の送付及び公表の方法

発電所の配慮書を作成したときは環境影響評価法第３条の４第１項に定めるところにより、主務大臣たる経済産業大臣に対し配慮書を送付するとともに、配慮書及び要約書を公表することとなる（環境影響評価法施行規則第１条の２）。

なお、配慮書の送付書については法定様式が規定されていないところ、参考として以下に参考様式を示す。

（略）

環境影響評価法
（略）

参考様式

計画段階環境配慮書の送付

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

環境影響評価法第３条の３に基づき、配慮書を作成しましたので、同法第３条の４第１項の規定により、別添のとおり送付します。

別添　〇〇計画段階環境配慮書
</td>
<td>
<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th><th>概要及び留意事項</th><th>添付資料</th></tr>
<tr><td>第４章　第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果</td><td>計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果として次の事項を記載する。

(1)計画段階配慮事項の選定の結果

(2)～(4)　略</td><td>選定事項、選定する理由を記載する。選定にあたり、専門家等から助言を受けた場合には、当該専門家の専門分野等を明らかにする。また、当該発電所の参考項目を計画段階配慮事項として選定しなかった理由について記載することが望ましい。記載するにあたっては、第３章２．計画段階配慮事項の選定の考え方の内容を参考とする</td><td>選定事項、選定する理由の一覧表</td></tr>
</table>

(2)、(3)　　(略)

(4) 配慮書の送付及び公表の方法

発電所の配慮書を作成したときは環境影響評価法第３条の４第１項に定めるところにより、主務大臣たる経済産業大臣に対し配慮書を送付するとともに、配慮書及び要約書を公表することとなる（環境影響評価法施行規則第１条の２）。

（略）
</td>
<td>※誤記の修正。

※参考様式を追加</td>
</tr>
</table>

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 環境影響評価法施行規則 （略） **(5) 関係地方公共団体の考え方** **（略）** 発電所アセス省令 （配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握） 第四条（略） ２ 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該 情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第二十条第四項、第二十五条第四項及び第三十一条第三項第五号を除き、以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。 一 第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域 二 既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域 **(6) 関係地方公共団体及び一般からの意見聴取の方法** 環境影響評価法第３条の７第１項では、事業者は、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般から、環境の保全の見地からの意見を求めることが努力義務として規定されている。 発電所についての意見聴取の方法は、発電所アセス省令第 12 条から第 14 条に以下のとおり規定されており、配慮書の案又は配慮書のいずれかを事業者が選択して意見を求めることになるが、配慮書の案にて意見を求める場合は、まず一般の意見を求め、次に関係地方公共団体の長の意見を求めるよう努める。配慮書にて意見を求める場合は、主務大臣たる経済産業大臣へ配慮書を送付した後速やかに、関係地方公共団体の長と一般の意見を同時に求めるよう努めることとされている。 発電所の建設、特に太陽電池発電所や風力発電所の建設に当たっては、近年、人為的改変をあまり受けていない自然環境の残る地域や自然災害等の発生しやすい地域に適地が多く、関係地域の自治体や周辺住民等から発電所建設による環境影響への懸念が高まっていることから、配慮書の公表前に、関係地域の自治体や周辺住民（自治会等）に対し、事業計画の概要、同事業による環境への影響の予測等を丁寧に説明することが望ましい。なお、法的手続においても、前述のとおり、配慮書の案の段階において関係地方公共団体及び一般から意見聴取することが可能となっている。 **１）（略）** ２）関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法	**(5) 関係地方公共団体の考え方** **（略）** 発電所アセス省令 （配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握） 第四条（略） ２ 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第七条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。 一 第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域 二 既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域 **(6) 関係地方公共団体及び一般からの意見聴取の方法** 環境影響評価法第３条の７第１項では、事業者は、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般から、環境の保全の見地からの意見を求めることが努力義務として規定されている。 発電所についての意見聴取の方法は、発電所アセス省令第 12 条から第 14 条に以下のとおり規定されており、配慮書の案又は配慮書のいずれかを事業者が選択して意見を求めることになるが、配慮書の案にて意見を求める場合は、まず一般の意見を求め、次に関係地方公共団体の長の意見を求めるよう努める。配慮書にて意見を求める場合は、主務大臣たる経済産業大臣へ配慮書を送付した後速やかに、関係地方公共団体の長と一般の意見を同時に求めるよう努めることが一般的となっている。 なお、発電所の建設計画の公表前の段階で配慮書の案にて意見を求めることは、社会的混乱を生じ、投資計画の不確実性が増すなどの理由から避けられることが多く、発電所の建設計画の公表後に配慮書により意見を求めることが一般的となっている。 **１）（略）** ２）関係地方公共団体の長及び一般からの意見聴取の方法	※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。 ※地元の理解促進の重要性を追記。 ※誤記の修正。

<table>
<tr><th>新版</th><th>旧版　（令和２年 11 月）</th><th>改訂理由</th></tr>
<tr>
<td>

（略）

環境影響評価法

（略）

発電所アセス省令
（配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握）
第十二条（略）
２　配慮書の案について前項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず一般の環境の保全の見地からの意見（以下「一般の意見」という。）を求めた後において求めるよう努めるものとする。
３　（略）

（一般の意見の聴取の方法）
第十三条（略）
２～４　（略）
５　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
一～三

(7)　（略）

４　第二種事業の届出書の作成等

環境影響評価法施行令別表第１に規定する第二種事業を実施する場合、環境影響評価法第４条第１項及び第２項により経済産業大臣に書面により届出を行うとともに第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付することとなる。具体的な第二種事業の規模は、以下のとおり。

水力発電所	2.25 万 kW 以上	３万 kW 未満
火力発電所	11.25 万 kW 以上	15 万 kW 未満
地熱発電所	0.75 万 kW 以上	１万 kW 未満
太陽電池発電所	３万 kW 以上	４万 kW 未満
風力発電所	3.75 万 kW 以上	５万 kW 未満

環境影響評価法施行令別表第一（抜粋）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
五　法第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類	イ　出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者の	出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（この項のロの第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうと	電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項

</td>
<td>

（略）

環境影響評価法

（略）

発電所アセス省令
（配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握）
第十二条（略）
２　配慮書の案について前項に規定する意見を求める場合は、関係地方公共団体の長の意見については、まず環境の保全の見地からの一般の意見（以下「一般の意見」という。）を求めた後において求めるよう努めるものとする。
３　（略）

（一般の意見の聴取の方法）
第十三条（略）
２～４　（略）
５　配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
一～三

(7)　（略）

４　第二種事業の届出書の作成等

環境影響評価法施行令別表第１に規定する第二種事業を実施する場合、環境影響評価法第４条第１項及び第２項により経済産業大臣に書面により届出を行うとともに第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付することとなる。具体的な第二種事業の規模は、以下のとおり。

水力発電所	2.25 万 kW 以上	３万 kW 未満
火力発電所	11.25 万 kW 以上	15 万 kW 未満
地熱発電所	0.75 万 kW 以上	１万 kW 未満
太陽電池発電所	３万 kW 以上	４万 kW 未満
風力発電所	0.75 万 kW 以上	１万 kW 未満

環境影響評価法施行令別表第一（抜粋）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
五　法第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類	イ　出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者の	出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（この項のロの第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうと	電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項

</td>
<td>

※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。

※風力発電所の規模要件改正。

</td>
</tr>
</table>

新版		旧版　（令和２年11月）		改訂理由
うちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	する者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	うちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	する者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	
ハ　出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（この項のニの第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	ハ　出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（この項のニの第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	
ホ　出力が十五万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	ホ　出力が十五万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	
ヘ　出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	ヘ　出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	
ト　出力が一万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	ト　出力が一万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	
チ　出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	チ　出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	
ル　出力が四万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業	ル　出力が四万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業	
ヲ　出力が四万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	ヲ　出力が四万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	
ワ　出力が五万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が三万七千五百キロワット以上五万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業	ワ　出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業	※風力発電所の規模要件改正。
カ　出力が五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力	出力が三万七千五百キロワット以上五万キロワット未満である発電設備	カ　出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
発電所の変更の工事の事業	発電所の変更の工事の事業	※令和２年３月改定時の修正漏れ。
の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	

（略）

(1) 届出書の記載内容、作成に当たっての留意事項

（略）

発電所アセス省令

（第二種事業の届出）

第十五条　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。

様式第１（第１５条関係）

第二種事業概要等届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏　名（名称及び代表者の氏名）

環境影響評価法第４条第１項の規定により、第二種事業について、電気事業法施行規則第 61 条の２第２項に規定する簡易な方法により環境影響評価を行った結果を記載した書類を添付して、次のとおり届け出ます。

１ 第二種事業の名称	
２ 第二種事業の目的	
３ 第二種事業の原動力の種類	
４ 第二種事業の規模（kW）	
５ 第二種事業が実施されるべき区域	
６ 第二種事業の設備の配置計画の概要	

備考１　第二種事業が実施されるべき区域の欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域の地番（新たに埋立を行う場合を除く。）及び当該地域を管轄する都道府県及び市町村の名称を記載することとし、当該地区を含む縮尺５万分の１以下 20 万分の１以上の平面図を添付すること。

（略）

(1) 届出書の記載内容、作成に当たっての留意事項

（略）

発電所アセス省令

（第二種事業の届出）

第十五条　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びヲの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。

様式第１（第１５条関係）

第二種事業概要等届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏　名（名称及び代表者の氏名）

環境影響評価法第４条第１項の規定により、第二種事業について、電気事業法施行規則第 61 条の２第２項に規定する簡易な方法により環境影響評価を行った結果を記載した書類を添付して、次のとおり届け出ます。

１ 第二種事業の名称	
２ 第二種事業の目的	
３ 第二種事業の原動力の種類	
４ 第二種事業の規模（kW）	
５ 第二種事業が実施されるべき区域	
６ 第二種事業の設備の配置計画の概要	

備考１　第二種事業が実施されるべき区域の欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域の地番（新たに埋立を行う場合を除く。）及び当該地域を管轄する都道府県及び市町村の名称を記載することとし、当該地区を含む縮尺５万分の１以下 20 万分の１以上の平面図を添付すること。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
２　第二種事業の設備の配置計画の概要の欄は、届出を行う時点において把握できる限りにおいて記載することとし、必要に応じて図面等を添付すること。 ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略）	２　第二種事業の設備の配置計画の概要の欄は、届出を行う時点において把握できる限りにおいて記載することとし、必要に応じて図面等を添付すること。 ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略）	※産業標準化法改正（2019 年７月）時の修正漏れ。
(2) 第二種事業の判定 経済産業大臣は第二種事業の届出があった場合、環境影響評価法第４条第２項の規定により、30 日以上の期間を指定して都道府県知事の意見を求め、環境影響評価法第４条第３項の規定により、その意見を勘案し、届出の日から起算して 60 日以内に、第二種事業についての判定を行う。 判定は、提出された簡易な方法による環境影響評価の結果を基に、発電所アセス省令第 16 条の判定基準に照らして行う。この判定基準に一つでも該当する場合には、環境影響評価法及び電気事業法の規定により環境の影響の程度が著しいおそれがあるものとして第一種事業と同様な手続きを行うこととなる（配慮書手続を除く。）。 この判定の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるもの、つまり、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価の手続きを実施する必要があるものについては、経済産業大臣は、その旨を事業者及び都道府県知事に対し通知する。また、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価の手続きを実施する必要がない場合も同様に通知する。 なお、第二種事業に該当する事業であっても、判定を経ることなく環境影響評価法第４条第６項により、第一種事業と同様の手続き（配慮書手続を除く。）を事業者が自主的に行うことも可能である。また、環境影響評価法第３条の 10 第１項により、第一種事業とみなして配慮書手続から環境影響評価の手続を実施することも可能である。	**(2) 第二種事業の判定** 経済産業大臣は第二種事業の届出があった場合、環境影響評価法第４条第２項の規定により、30　日以上の期間を指定して都道府県知事の意見を求め、環境影響評価法第４条第３項の規定により、 その意見を勘案し、届出の日から起算して 60　日以内に、第二種事業についての判定を行う。 判定は、提出された簡易な方法による環境影響評価の結果を基に、発電所アセス省令第１６条の 判定基準に照らして行う。この判定基準を一つでも満たしていなければ、環境影響評価法及び電気 事業法の規定により第一種事業と同様な手続きを行うこととなる。 この判定の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるもの、つまり、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価の手続きを実施する必要があるものについては、 その旨を事業者及び都道府県知事に対し通知する。また、環境影響評価法及び電気事業法に基づく 環境影響評価の手続きを実施する必要がない場合も同様に通知する。第二種事業に該当する事業で あっても、判定を経ることなく環境影響評価法第４条第６項により、第一種事業と同様の手続きを 事業者が自主的に行うことも可能である。	※誤記の修正及び法第三条の十並びに主体の追記。
環境影響評価法 第三条の十　第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。 ２　前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種	環境影響評価法	※法第三条の十の追記。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
事業を実施しようとする者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。		
発電所アセス省令 （第二種事業の判定の基準） 第十六条　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一～十八　（略） 十九　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。 二十　（略） 二十一　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 イ、ロ　（略） 二十二　第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境の構成要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ル　略 ヲ　都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域 ワ　略 二十三～二十五　（略） 二十六　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1 デシベルを超えることとなること。 二十七、二十八　（略）	発電所アセス省令 （第二種事業の判定の基準） 第十六条　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一～十八　（略） 十九　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。 二十　（略） 二十一　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十五条第一項又は第四項の保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 イ、ロ　（略） 二十二　第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境の構成要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ル　略 オ　都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域 ワ　略 二十三～二十五　（略） 二十六　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号）に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1 デシベルを超えることとなること。 二十七、二十八　（略）	※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。 ※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。 ※誤記の修正。 ※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。

５　環境影響評価方法書の作成等

（略）

環境影響評価法 （略）
環境影響評価法施行規則 （略）
電気事業法 （略）
発電所アセス省令 （方法書の作成） 第十七条　電気事業法第四十六条の四に規定する特定対象事業（以下「特定対象事業」という。）に係る法第五条第一項第二号に掲げる事項のうち特定対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～六　（略） ２～６　（略）

(1) 方法書及び要約書の記載内容、作成に当たっての留意事項

1)　水力発電所　（変更箇所のみ）

第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況			
3-1 自然的状況	(2) 水環境の状況 ①　水象の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び湧水の状況を記載する。	
3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び地下水の利用状況（飲用、農業用、工業用、漁業用等）を記載する。	

2)　火力発電所・原子力発電所

第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況			
3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び地下水の利用状況（飲用、農業用、工業用、漁業用等）を記載する。	

3)　地熱発電所

５　環境影響評価方法書の作成等

（略）

環境影響評価法 （略）
環境影響評価法施行規則 （略）
電気事業法 （略）
発電所アセス省令 （方法書の作成） 第十七条　電気事業法第四十六条の四第一項に規定する特定対象事業（以下「特定対象事業」という。）に係る法第五条第一項第二号に掲げる事項のうち特定対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～六　（略） ２～６　（略）

(1) 方法書及び要約書の記載内容、作成に当たっての留意事項

1)　水力発電所　（変更箇所のみ）

第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況			
3-1 自然的状況	(2) 水環境の状況 ①　水象の状況	対象事業実施区域周辺の河川の状況、湧水の状況及び水道等の河川の利用状況を記載する。	
3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼の利用状況、地下水の利用状況を記載する。	

2)　火力発電所・原子力発電所

第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況			
3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼及び海域の利用状況、地下水の利用状況を記載する。	

3)　地熱発電所

※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。

※実態に合わせ記載を修正。

※実態に合わせ記載を修正。

新版				旧版　（令和２年11月）				改訂理由
第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び地下水の利用状況（飲用、農業用、工業用、漁業用等）を記載する。		第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼の利用状況地下水の利用状況を記載する。		※実態に合わせ記載を修正。

4)　太陽電池発電所

新版				旧版　（令和２年11月）				改訂理由
第２章　対象事業の目的及び内容 2-2 対象事業の内容	(6) 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの ① 工事に関する事項	主要な工事について記載する。土地造成（埋立含む）、掘削、道路造成、排水工事、沈砂池（調整池）工事、緑化工事、土砂流出防止工事、安定化工事（実施する場合）、土石の採取・捨て場工事（土砂の搬入出がある場合）についても記載する。また、土地利用の概要についても記載する。	工事工程表（沈砂池、排水計画が検討されている場合には当該配置図）、土地利用計画図（改変区域及び非改変区域の箇所を地図上に明記）	第２章　対象事業の目的及び内容 2-2 対象事業の内容	(6) 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの ① 工事に関する事項	主要な工事について記載する。土地造成（埋立含む）、掘削、道路造成、排水工事、沈砂池（調整池）工事、緑化工事、土砂流出防止工事、安定化工事（実施する場合）、土石の採取・捨て場工事（土砂の搬入出がある場合）についても記載する。	工事工程表（沈砂池、排水計画が検討されている場合には当該配置図）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3-1 自然的状況	(2) 水環境の状況 ① 水象の状況	対象事業実施区域及びその周辺の河川、湖沼、海域及び湧水の状況を記載する。		第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3-1 自然的状況	(2) 水環境の状況 ① 水象の状況	対象事業実施区域及びその周辺の河川の状況、湧水の状況及び水道等の河川の利用状況を記載する。		※実態に合わせ記載を修正。
3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域及びその周辺の河川、湖沼、海域及び地下水の利用状況（飲用、農業用、工業用、漁業用等）を記載する。		3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域及びその周辺の河川、湖沼及び海域の利用状況、地下水の利用状況を記載する。		

5)　風力発電所

新版				旧版　（令和２年11月）				改訂理由
第２章　対象事業の目的及び内容 2-2 対象事業の内容	(5) 特定対象事業により設置又は変更される発電所の配置計画の概要	発電所全体の配置計画の概要を記載する。増設の場合は既設及び増設が分かるように記載する。 発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい。	発電所の配置計画図、発電所設備の概念図（対象事業実施区域内にあることが明確な場合は、変電設備、連系点、蓄電池システム建屋の配置計画図及び概	第２章　対象事業の目的及び内容 2-2 対象事業の内容	(5) 特定対象事業により設置又は変更される発電所の配置計画の概要	発電所全体の配置計画の概要を記載する。増設の場合は既設及び増設が分かるように記載する。	発電所の配置計画図、発電所設備の概念図（対象事業実施区域内にあることが明確な場合は、変電設備、連系点、蓄電池システム建屋の配置計画図及び概	※風力発電所の方法書については特に配置図が記載されないケースが多く、評価の観点からなるべく記載を促すため追記

新版				旧版　（令和２年11月）				改訂理由
	(6)　特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの ①　工事に関する事項	工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要について記載する。環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに当たり考慮する事項がある場合に記載する。 土地改変面積、盛土量、切土量及び植物伐採面積に係る想定を記載する。	念図を含む。） 工事工程表 土地改変計画図		(6)　特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの ①　工事に関する事項	工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要について記載する。環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに当たり考慮する事項がある場合に記載する。	念図を含む。） 工事工程表		※近年課題となっている土地改変面積、盛土量、切土量及び植物伐採面積の想定を記載するよう追記。
第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3-1 自然的状況	(2) 水環境の状況 ①　水象の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び湧水の状況を記載する。洋上風力発電所にあっては、対象事業実施区域周辺の海域における潮位、流向及び流速等の状況を記載する。		第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況 3-1 自然的状況	(2) 水環境の状況 ①　水象の状況	対象事業実施区域及びその周辺の河川の状況、湧水の状況及び水道等の河川の利用状況を記載する。洋上風力発電所にあっては、対象事業実施区域周辺の海域における潮位、流向、流速等の状況を記載する。		※実態に合わせ記載を修正。
3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び地下水の利用状況（飲用、農業用、工業用、漁業用等）を記載する。		3-2 社会的状況	(3) 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況	対象事業実施区域及びその周辺の河川、湖沼及び海域の利用状況、地下水の利用状況を記載する。		
6）放射性物質に係る記載内容 （略） **(2) 対象事業実施区域の考え方** **（略）** 2)　火力、原子力、地熱発電所 発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、石炭灰処分場、港湾施設、対象事業の実施に必要となる付替道路、取付道路及び工事用仮設道路並びに土捨て場、土取り場、工事用濁水処理施設、仮設プラントの敷地及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。 3)　太陽電池発電所 発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、対象事業の実施に必要となる付替道路、取付道路及び工事用仮設道路、土捨て場、土取り場（土砂を搬出入する場合）、工事用濁水処理施設及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。 **（略）** **(3)　（略）** 環境影響評価法 （略） 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略）				5)放射性物質に係る記載内容 （略） **(2) 対象事業実施区域の考え方** **（略）** 2)　火力、原子力、地熱発電所 発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、石炭灰処分場、港湾施設、対象事業実施に必要となる付替道路、取付道路及び工事用仮設道路並びに土捨て場、土取り場、工事用濁水処理施設、仮設プラントの敷地及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。 3)　太陽電池発電所 発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、対象事業実施に必要となる付替道路、取付道路及び工事用仮設道路、土捨て場、土取り場（土砂を搬出入する場合）、工事用濁水処理施設及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域。 **（略）** **(3)　（略）** 環境影響評価法 （略） 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略）		※誤記の修正。 ※誤記の修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
様式第 46 の２（第 61 条の３関係） 環境影響評価方法書届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第５条第１項及び第６条第１項に基づき、方法書及びこれを要約した書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の５の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価方法書 ○○環境影響評価方法書　要約書 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	様式第 46 の２（第 61 条の３関係） 環境影響評価方法書届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第５条第１項及び第６条第１項に基づき、方法書及びこれを要約した書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の５の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価方法書 ○○環境影響評価方法書　要約書 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。	※産業標準化法改正（2019 年７月）時の修正漏れ。
発電所アセス省令 第十八条　（略） （配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握） 第四条 ２　前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第二十条第四項、第二十五条第四項及び第三十一条第三項第五号を除き、以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。 一、二　（略）	発電所アセス省令 第十八条　（略） （配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握） 第四条 ２　前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第七条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。 一、二　（略）	※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。
(4) 略 **(5) 公告・縦覧の方法** （略）	**(4) 略** **(5) 公告・縦覧の方法** （略）	
環境影響評価法	環境影響評価法	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
（略） 環境影響評価法施行規則 （方法書についての公告の方法） 第一条の六　法第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。 一　官報への掲載 二　関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。 三　関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。 四　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載 （略）	（略） 環境影響評価法施行規則 （方法書についての公告の方法） 第一条の６　法第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。 一　官報への掲載 二　関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。 三　関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。 四　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載 （略）	※誤記の修正。
(6) 説明会の開催について 事業者は、環境影響評価法第７条の２の規定により方法書の縦覧期間に、原則として関係地域内で方法書の記載事項を周知するための説明会を開催しなければならない。説明会の実施に当たっては、環境省が公表している「方法書段階における説明会開催に関する留意事項」（平成 25 年１月）も参照されたい。 （略） **(7) 方法書についての意見の概要等の届出書の記載内容、作成に当たっての留意事項** （略） ③については日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。また、意見の提出方法については、事業者による方法書の公告に記載された方法によるものとなるが、原則、郵送又は意見箱への投函とする。なお、ウェブフォームへの書き込み又はファクシミリでの送付も考えられる。 （略）	**(6) 説明会の開催について** 事業者は、環境影響評価法第７条の２の規定により方法書の縦覧期間に、原則として関係地域内で方法書の記載事項を周知するための説明会を開催しなければならない。 （略） **(7) 方法書についての意見の概要等の届出書の記載内容、作成に当たっての留意事項** （略） ③については日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。また、意見の提出方法については、原則、郵送又は意見箱への投函とするが、ウェブフォームへの書き込み又はファクシミリでの送付も考えられる。 （略）	※説明を適切に実施するための参考情報の追加。 ※説明の補足の追加。
環境影響評価法 （略） 環境影響評価法施行規則 （略） 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略） 様式第 46 の３（第 61 条の４関係） 環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書	環境影響評価法 （略） 環境影響評価法施行規則 （略） 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略） 様式第 46 の３（第 61 条の４関係） 環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第９条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の６第２項の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第９条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の６第２項の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。	※産業標準化法改正（2019 年７月）時の修正漏れ。
(8) 略	**(8) 略**	
６　環境影響評価準備書の作成等 （略） 環境影響評価法 （略） 環境影響評価法施行規則 （略） 電気事業法 （略） 発電所アセス省令 （方法書の作成） 第三十二条　（略） ２　（略） ３　（略） 一　（略） 二　第二十四条第二項において準用する第七条第四項、第二十四条第四項、第二十五条第三項から第五項まで及び第二十六条第三号に掲げる事項 ４～７　（略）	**６　環境影響評価準備書の作成等** （略） 環境影響評価法 （略） 環境影響評価法施行規則 （略） 電気事業法 （略） 発電所アセス省令 （方法書の作成） 第三十二条　（略） ２　（略） ３　（略） 一　（略） 二　第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項第三号に掲げる事項 ４～７　（略）	※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。
(1) 準備書及び要約書の記載内容、作成に当たっての留意事項 **（略）** ４）配慮書についての経済産業大臣の意見に対する事業者の見解 **（略）**	**(1) 準備書及び要約書の記載内容、作成に当たっての留意事項** **（略）** ４）経済産業大臣の意見に対する事業者の見解 **（略）**	※誤記の修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由

新版

1)～3)　（略）

4)　太陽電池発電所

	(6) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項		
	①　工事期間及び工事工程	主要項目別に記載する。	工事工程表
	②　主要な工事の方法及び規模	主要な工事について記載する。土地造成（埋立含む）、掘削、道路造成、排水工事、沈砂池(調整池)工事、緑化工事、土砂流出防止工事、安定化工事(実施する場合)、土石の採取・捨て場工事(土砂の搬入出がある場合)についても記載する。 工事用仮設備の概要として主要な設備の仕様等を記載する。 工事用道路の延長等を記載する。	主要な工事の内容、方法、設計条件等の概要を示した図面及び表 工事用仮設備の概要を示す表 資材運搬の方法及び規模を示す表、主要交通ルート図
	③　工事用仮設備の概要		
	④　工事用道路及び付替道路		

	(7) 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項		
	②　切土、盛土に関する事項	掘削、盛土、残土の土工量等を記載する。埋立を行う場合は、埋立場所、面積等も記載する。	土工量を示す表 盛土・切土箇所を示した図面等

5)　（略）

(2) 準備書及び要約書の送付

（略）

環境影響評価法

（略）

電気事業法

（略）

電気事業法施行規則

（略）

旧版

1)～3)　（略）

4)　太陽電池発電所

	(6) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項		
	①　工事期間及び工事工程	主要項目別に記載する。	工事工程表
	②　主要な工事の方法及び規模	主要な工事について記載する。土地造成（埋立含む）、掘削、道路造成、排水工事、沈砂池(調整池)工事、緑化工事、土砂流出防止工事、安定化工事(実施する場合)、土石の採取・捨て場工事(土砂の搬入出がある場合)についても記載する。 工事用仮設備の概要として主要な設備の仕様等を記載する。 工事用道路の延長等を記載する。	主要な工事の内容、方法等の概要を示した図面及び表 工事用仮設備の概要を示す表 資材運搬の方法及び規模を示す表、主要交通ルート図
	③　工事用仮設備の概要		
	④　工事用道路及び付替道路		

	(7) 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項		
	②　切土、盛土に関する事項	掘削、盛土、残土の土工量等を記載する。埋立を行う場合は、埋立場所、面積等も記載する。	土工量を示す表

5)　（略）

(2) 準備書及び要約書の送付

（略）

環境影響評価法

（略）

電気事業法

（略）

電気事業法施行規則

（略）

改訂理由

※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
様式第 46 の４（第 61 条の６関係） 環境影響評価準備書届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第 14 条第１項及び 15 条に基づき、準備書及びこれを要約した書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の 11 の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価準備書 ○○環境影響評価準備書［要約書］ 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	様式第 46 の４（第 61 条の６関係） 環境影響評価準備書届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第 14 条第１項及び 15 条に基づき、準備書及びこれを要約した書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の 11 の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価準備書 ○○環境影響評価準備書［要約書］ 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。	※産業標準化法改正（2019 年７月）時の修正漏れ。
(3)～(4) 略	**(3)～(4) 略**	
(5) 準備書についての意見の概要等の届出書の記載内容、作成に当たっての留意事項 （略） 環境影響評価法 （略） 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略） 様式第 46 の５（第 61 条の７関係） 環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第 19 条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の 12	**(5) 準備書についての意見の概要等の届出書の記載内容、作成に当たっての留意事項** （略） 環境影響評価法 （略） 電気事業法 （略） 電気事業法施行規則 （略） 様式第 46 の５（第 61 条の７関係） 環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿 住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第 19 条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第 46 条の 12	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。	※産業標準化法改正（2019 年７月）時の修正漏れ。
(6) 略	**(6) 略**	
７　環境影響評価書の作成等 事業者は準備書に対する住民の意見（環境影響評価法第18条）に配意し、都道府県知事等の意見（環境影響評価法第20条）を勘案し及び経済産業大臣の勧告（電気事業法第46条の14）を踏まえ、準備書の記載事項について検討を加えなければならない（環境影響評価法第21条、電気事業法第46条の15）。その検討を踏まえ、環境影響評価法第21条第２項の規定により、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）を作成することとなる。事業者は評価書を作成したときは、電気事業法第46条の16により経済産業大臣に評価書を届け出ることとなる。 経済産業大臣は、届出のあった評価書を審査し、変更命令又はその必要がない旨の通知を行うこととなる。 事業者は変更の必要がない旨の通知を受けたときは、電気事業法第46条の18第2項により評価書及びその要約書を関係都道府県知事及び関係市町村長に送付することとなる。	**７　環境影響評価書の作成等** 事業者は準備書に対する住民の意見（環境影響評価法第18条）に配意し、都道府県知事等の意見（環境影響評価法第20条）を勘案し及び経済産業大臣の勧告（電気事業法第46条の14）を踏まえ、準備書の記載事項について検討を加えなければならない（環境影響評価法第21条、電気事業法第46条の15）。その検討を踏まえ、環境影響評価法第21条第２項の規定により、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）を作成することとなる。	※法定手続の追記。
（略）	（略）	
(1) 略	**(1) 略**	
(2) 評価書の届出 評価書を作成したときは電気事業法第46条の16及び同法施行規則第61条の９により評価書を経済産業大臣に届け出なければならない。なお、経済産業大臣への届け出に当たっては、準備書に対する経済産業大臣の勧告を受けた評価書への反映状況についての資料を別添することが望ましい。	**(2) 評価書の届出** 評価書を作成したときは電気事業法第46条の16及び同法施行規則第61条の９により評価書を経済産業大臣に届け出なければならない。	※実態に合わせて記載を修正。
電気事業法 （略）	電気事業法 （略）	
電気事業法施行規則 （略）	電気事業法施行規則 （略）	
様式第 46 の６（第 61 条の９関係） 環境影響評価書届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿	様式第 46 の６（第 61 条の９関係） 環境影響評価書届出書 年　　月　　日 経済産業大臣　殿	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第 21 条第２項に基づき、評価書を作成しましたので、電気事業法第 46 条の 16 の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価書 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	住　所 氏　名（名称及び代表者の氏名） 環境影響評価法第 21 条第２項に基づき、評価書を作成しましたので、電気事業法第 46 条の 16 の規定により、別添のとおり届け出ます。 別添　○○環境影響評価書 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。	※産業標準化法改正（2019 年７月）時の修正漏れ。
(3) 評価書の変更命令 **（略）** 変更命令を発出した場合、事業者はその命令に係る評価書を変更し、再度評価書を届け出ることとなる（電気事業法第 46 条の 16）。経済産業大臣は、その届け出された評価書について、変更の命令が反映されているかどうか審査を行うこととなる。 **（略）**	**(3) 評価書の変更命令** **（略）** 変更命令を発出した場合、事業者はその命令に係る評価書を変更し、再度評価書を届け出ることとなる。その届け出された評価書について、変更の命令が反映されているかどうか審査を行うこととなる。 **（略）**	※法令及び主体の追記。
(4) 略 **(5) 公告・縦覧の方法** 事業者は、経済産業大臣から評価書の変更の必要のない旨の通知を受けたときは、評価書を作成した旨を公告し、その評価書及び要約書の縦覧を行う（環境影響評価法第 27 条、電気事業法第 46 条の 19）。 **（略）**	**(4) 略** **(5) 公告・縦覧の方法** 事業者は、経済産業大臣から評価書の変更の必要のない旨の通知を受けたときは、評価書を作成した旨を公告し、その評価書及び要約書の縦覧を行う。 **（略）**	※法令の追記。
８　評価書の公告・縦覧後 **(1) 評価書による環境配慮** 評価書の公告を行うまでは、本手続き対象事業に係る工事を実施してはならない。また、公告後、環境影響評価法第 31 条により対象事業の内容を変更する場合は、基本的には環境影響評価を再実施することが原則であるが、事業規模の縮小、環境影響評価法施行令で定める軽微な変更その他環境影響評価法施行令で定める変更に該当するときは、手続きをやり直す必要はないとしている。軽微変更等の考え方については、第１章９参照。 ただし、環境影響評価法第 32 条では、公告後、事業の実施前において、事業者自らの判断により環境影響評価手続の再実施ができるよう規定されている。この場合、変更の内容によって、方法書の手続きから改めて実施する方法と、方法書の手続きは実施せず、改めて環境影響評価を実施し、準備書以降の手続き行う方法がある(詳細は 125 頁の環境影響評価の再手続フロー図を参照。)。	８　評価書の公告・縦覧後 **(1) 評価書による環境配慮** 評価書の公告終了までは、本手続きに係る工事を実施してはならない。また、公告終了後、環境 影響評価法第 31 条により対象事業の内容を変更する場合は、基本的には環境影響評価を再実施する ことが原則であるが、事業規模の縮小、環境影響評価法施行令で定める軽微な変更その他環境影響 評価法施行令で定める変更に該当するときは、手続きをやり直す必要はないとしている。軽微変更 の内容については、第１章 ９ 参照。 ただし、環境影響評価法第 32 条では、公告終了後、事業の実施前において、事業者自らの判断により再実施ができるよう規定されている。この場合、変更の内容によって、方法書の手続きから改めて実施する方法と、方法書の手続きは実施せず、改めて環境影響評価を実施し、準備書以降の手 続き行う方法がある(詳細は 111 頁の環境影響評価の再手続フロー図を参照。)。	※誤記の修正 ※誤記の修正。 ※説明の補足の追加。
（略）	（略）	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
(2) 工事計画認可申請・届出 発電所においては、評価書の公告の後、工事計画の認可及び届出において環境影響評価書に従っていることを工事計画の審査事項とした（電気事業法第 47 条及び第 48 条）。これにより、発電所については、評価書に従っていない場合には変更命令がだされることとなり、環境影響評価の結果を事業内容に確実に反映させることとしている。 この「評価書に従っていること」とは、評価書において記載された環境保全対策の内、工事計画に係るものは全て工事計画に適確に盛り込まれなければならないこととなる。なお、環境影響評価法施行令で定める軽微な変更その他の変更（第１章９参照）に該当しない変更を加えていると認められる場合は、変更命令の対象となる。 また、環境影響評価法第 33 条から第 37 条まで、第 38 条の３第２項、第 38 条の４及び第 38 条の５は、電気事業法第 46 条の 23 により適用除外となっている。	**(2) 工事計画認可申請・届出** 発電所においては、評価書の公告の後、工事計画の認可及び届出において環境影響評価書に従っていることを工事計画の審査事項とした（電気事業法第４７条及び第４８条）。これにより、発電所については、評価書に従っていない場合には変更命令がだされることとなり、環境影響評価の結果を事業内容に確実に反映させることとしている。 この「評価書に従っていること」とは、評価書において記載された環境保全対策の内、工事計画に係るものは全て工事計画においても適確に盛り込まれなければならないこととなる。なお、環境影響評価法施行令で定める軽微な変更その他の変更（第１章９参照）に該当しない変更を加えていると認められる場合は、変更命令の対象となる。 また、環境影響評価法第 33 条から第 37 条まで、第 38 条の３第２項、第 38 条の４及び第 38 条の５は、電気事業法第 46 条の 23 により適用除外となっている。	※体裁の修正。
（略）	（略）	
９　軽微変更等の考え方 （略） また、評価書の公告後においても、事業の目的及び内容を変更しようとする場合には、環境影響評価その他手続を再び経ることが原則となっているが、環境影響評価法第 31 条第２項及び同施行令第 18 条で定める軽微な変更等に該当する場合には同様に手続きを再び経ることを要しないこととされている。それらの考え方は以下のとおりとなっている。 なお、電事法第 46 条の 20 において、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならないとされているところ、環境影響評価法による評価書変更に係る手続が不要であるとしても、事業の内容の変更によって評価書に記載のとおりの環境の保全についての適正な配慮をして発電所の維持・運用ができない場合には、そのような変更は認められないものと解される。	**９　軽微変更等の考え方** （略） また、評価書の公告後においても、事業の目的及び内容を変更しようとする場合には、環境影響評価法第 31 条及び同施行令第 18 条で同様に手続きを再び経ることを要しないこととされ ている。それらの考え方は以下のとおりとなっている。	※説明の補足の追加。 ※説明の補足の追加。
（略）	（略）	
１０　報告書の作成等 **（略）** 事後調査については、［第４章　３　調査、予測及評価の手法（３）事後調査の考え方］（582 頁参照）を参照されたい。また、報告書に記載する①の環境影響評価法施行規則第 19 条の２第１号から第３号に規定されている措置については、評価書において効果が確実とされている措置（効果の不確実性の程度が小さいとされている措置）は除外されている。 なお、評価書に記載の環境監視の結果についても報告書に含めることが望ましい。報告書の作成・公表に当たっては、環境省より「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に	**１０　報告書の作成等** **（略）** なお、事後調査については、［第４章　３　調査、予測及評価の手法（３）事後調査の考え方］（505 頁参照）を参照されたい。また、報告書に記載する①の環境影響評価法施行規則第 19 条の２第１号から第３号に規定されている措置については、評価書において効果が確実とされている措置（効果の不確実性の程度が小さいとされている措置）は除外されている。	※適切に報告書を作成するための参

<table>
<tr><th>新版</th><th>旧版　（令和２年 11 月）</th><th>改訂理由</th></tr>
<tr>
<td>関する考え方」（平成 29 年３月）が公表されているので、こちらも参照されたい。

（略）

(1) 報告書の記載内容、作成に当たっての留意事項

（略）
１） 報告書の作成時期等

（略）
②必要に応じて工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。すなわち、施設の供用後の環境の影響を確認するために調査が行われる場合には、その判明した結果についても公表することが求められている。また、報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合についても、その結果について公表が求められる。

（略）

２） 報告書の記載事項

報告書の記載事項については、発電所アセス省令第 36 条により記載することとなる。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th><th>概要及び留意事項</th><th>添付資料</th></tr>
<tr><td>第６章　報告書作成以降に行う事後調査</td><td>事後調査や環境保全措置を行う場合の計画
結果の公表</td><td>報告書作成以降に行う事後調査等がある場合に限る。なお、第４章に記載の環境保全措置について不確実性の程度が大きい場合には、事後調査を行う必要がある。</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>

（略）

(1) 報告書の記載内容、作成に当たっての留意事項

（略）
１） 報告書の作成時期等

（略）
②必要に応じて工事中又は施設の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

（略）

２） 報告書の記載事項

報告書の記載事項については、発電所アセス省令第 36 条により記載することとなる。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th><th>概要及び留意事項</th><th>添付資料</th></tr>
<tr><td>第６章　報告書作成以降に行う事後調査</td><td>事後調査や環境保全措置を行う場合の計画
結果の公表</td><td>報告書作成以降に行う事後調査等がある場合に限る。</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>考を追記。

※説明の補足の追加。

※説明の補足の追加。</td>
</tr>
</table>

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
第２章　簡易な方法による環境影響評価及び判定基準 **（略）** 判定を行うに当たっては、環境影響評価法第４条第２項の都道府県知事の意見に勘案し、届出書に記載されている簡易な方法による環境影響評価の結果を踏まえ、発電所アセス省令第 16 条に規定する判定基準に従い判定することとしている。	**第２章　簡易な方法による環境影響評価及び判定基準** **（略）** 判定を行うに当たっては、環境影響評価法第４条第２項の知事の意見に勘案し、届出書に記載されている簡易な方法による環境影響評価の結果を踏まえ、発電所アセス省令第 16 条に規定する判定基準に従い判定することとしている。	※説明の補足の追加。
１　簡易な方法による環境影響評価の項目及び手法 （略） 簡易アセスの項目及び手法は、発電所の事業特性を踏まえ、発電所の種類ごとに発電所アセス省令第 16 条の各号に定める要件について判定を行うに当たって必要十分なものとなるよう次のような考え方で定めている。 （略）	**１　簡易な方法による環境影響評価の項目及び手法** （略） 簡易アセスの項目及び手法は、発電所の事業特性を踏まえ、発電所の種類ごとに発電所アセス省令第１６条の各号に定める要件について判定を行うに当たって必要十分なものとなるよう次のような考え方で定めている。 （略）	※体裁の修正
２　簡易な方法による環境影響評価の判定基準 **(1) 判定基準の構成** **(2) 判定基準の内容** 一～五　（略）	**２　簡易な方法による環境影響評価の判定基準** **(1) 判定基準の構成** **(2) 判定基準の内容** 一～五　（略）	
六　排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考６及び７に規定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法第十六条第一項の規定による水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。	六　排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考６及び７に規定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。	※平成 25 年の発電所アセス省令改正時の反映漏れ。
〔解　説〕 （略）	〔解　説〕 （略）	
七～十三　（略）	七～十三　（略）	
十四　国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。	十四　国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は次に掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。 イ　自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの ロ　里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原	※平成 25 年の発電所アセス省令改正時の反映漏れ。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
発電所アセス省令 （調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方） 第六条　第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。 一・二　略 三　前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項　まとまって存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であって、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法 イ　自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの ロ　里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの ハ　水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの ニ　都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴づける重要なもの 四～七　略	に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの ハ　水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの ニ　都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴づける重要なもの	※平成 25 年の発電所アセス省令改正時の反映漏れ。
〔解　説〕 （略） 十五～十八　（略）	〔解　説〕 （略） 十五～十八　（略）	
十九　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。	十九　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定された指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。	※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
〔解　説〕 （略） 二十　（略） 二十一 二十一　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 イ　しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。 ロ　火力発電所から温排水を排出することにより水温が三度以上上昇する範囲が当該区域に及ぶこと。 〔解　説〕 （略） 二十二　（略） 二十三　（略） 二十四　火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。 〔解　説〕 本号は、既に騒音環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所から発生する騒音に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所からの騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として１キロメートルを規定し、その範囲内で環境影響法に基づく騒音に係る環境基準が確保されていない測定点が１つでも存在する場合、測定点における予測値が測定点の測定値を超えるレベルになるかどうかを判定の基準としている。 二十五　（略） 二十六 二十六　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過す	〔解　説〕 （略） 二十（略） 二十一 二十一　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十五条第一項又は第四項の保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 イ　しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。 ロ　火力発電所から温排水を排出することにより水温が三度以上上昇する範囲が当該区域に及ぶこと。 〔解　説〕 （略） 二十二　（略） 二十三　（略） 二十四　火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。 〔解　説〕 本号は、既に騒音環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所から発生する騒音に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。火力発電所又は風力発電所からの騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として１キロメートルを規定し、その範囲内で環境影響法に基づく騒音に係る環境基準が確保されていない測定点が１つでも存在する場合、測定点における予測値が測定点の測定値を超えるレベルになるかどうかを判定の基準としている。 二十五　（略） 二十六 二十六　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号）に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道	※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。 ※令和２年に太陽電池発電所が法に基づく環境影響評価の対象となった際の改訂時の反映漏れ。 ※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
る自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1 デシベルを超えることとなること。 〔解　説〕 （略） 二十七、二十八　（略） **第３章　計画段階配慮事項の選定等** **（略）** **１、２　（略）** **３　調査、予測及び評価の手法** （略） 発電所アセス省令 第六条～第九条　（略） （調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項） 第十条　（略） ２　前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案（第三条の規定により設定されている場合に限る。）の間において選定事項に係る環 境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。 ３　（略） （略） **４　総合的な評価** （略） **第４章　環境影響評価の項目及び手法の選定** **（略）** なお、対象事業の地域特性に関する情報を把握するため、先行して現況調査等を実施する場合には（特に風力発電所及び地熱発電所の場合）、必要に応じ、参考資料Ⅴ「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（平成 30 年３月、NEDO）」等を参考とすることができる。	路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1 デシベルを超えることとなること。 〔解　説〕 （略） 二十七、～二十八　（略） **第３章　計画段階配慮事項の選定等** **（略）** **１、２　（略）** **３　調査、予測及び評価の手法** （略） 発電所アセス省令 第六条～第九条　（略） （調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項） 第十条　（略） ２　前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案（第三条の規定により設定されている場合に限る。本項において同じ。）の間において選定事項に係る環 境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。 ３　（略） （略） **４　総合的な評価** （略） **第４章　環境影響評価の項目及び手法の選定** **（略）** なお、対象事業の地域特性に関する情報を把握するため、先行して現況調査等を実施する場合には（特に風力発電所及び地熱発電所の場合）、必要に応じ、参考資料Ⅴ「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（平成３０年３月、ＮＥＤＯ）」等を参考とすることができる。	※令和５年の発電所アセス省令改正の反映。 ※体裁の修正。

新版

１　発電所の一般的な事業内容

1)～5)　（略）

第４章
１　発電所の一般的な事業内容
6)風力発電所の一般的な事業内容

6)　風力発電所の一般的な事業内容

１．対象事業	5万kW以上
２．一般的な事業の内容	
(2)一般的な事業の諸元	
②事業に関する一般的な諸元	
1)地形改変及び施設の存在	・　地形改変等を実施し建設された風力発電設備（対象実施区域内にあることが明確な場合は事務所、変電所、蓄電池システム建屋を含む）

２　環境影響評価の項目の選定

(1)　参考項目の設定根拠
1)（略）
2)　火力発電所に係る「参考項目」の設定根拠

環境要素の区分				参考項目の設定	理　由
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	○	工事中においては一般的な事業の内容により、土地の造成工事実施時における雨水排水による影響が想定されることから、浮遊物質量（以下「SS」という）を指標とする水の濁りに関し、参考項目として設定する。

4）地熱発電所に係る「参考項目」の設定根拠

環境要素の区分				参考項目の設定	理　由
大気環境	大気質	硫化水素	施設の稼働（排ガス）	○	一般的な事業の内容により、硫化水素を含む地熱流体を発電用蒸気として利用することにより硫化水素が水蒸気とともに冷却塔から排出され発電所近傍における生活環境への影響が想定されることから、参考項目として設定する。

旧版　（令和２年11月）

１　発電所の一般的な事業内容

1)～5)　（略）

第４章
２　環境影響評価の項目の選定
1)水力発電所に係る「参考項目」の設定根拠

6)　風力発電所の一般的な事業内容

１．対象事業	１万kW以上
２．一般的な事業の内容	
(2)一般的な事業の諸元	
②事業に関する一般的な諸元	
1)地形改変及び施設の存在	・　地形改変等を実施し建設された風力発電設備、（対象実施区域内にあることが明確な場合は事務所、変電所、蓄電池システム建屋を含む）

２　環境影響評価の項目の選定

(1)　参考項目の設定根拠
1)（略）
2)　火力発電所に係る「参考項目」の設定根拠

環境要素の区分				参考項目の設定	理　由
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	○	工事中においては一般的な事業の内容により、土地の造成工事実施時における雨水排水による影響が想定されることから、SSを指標とする水の濁りに関し、参考項目として設定する。

4）地熱発電所に係る「参考項目」の設定根拠

環境要素の区分				参考項目の設定	理　由
大気環境	大気質	硫化水素	施設の稼働（排ガス）	○	一般的な事業の内容により、硫化水素を含む地熱流体を発電用蒸気として利用することにより硫化水素が水蒸気とともに冷却塔から排出され発電所近傍における生活環境への影響が想定されることから、参考項目として設定する。

改訂理由

※ヘッダーの誤記の修正。

※風力発電所の規模要件改正の反映。

※記載の明確化のための修正。

<table>
<tr><th>新版</th><th>旧版　（令和２年 11 月）</th><th>改訂理由</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>硫黄酸化物</td><td></td><td>×</td><td>工事中の建設機械の稼働、資材の搬出入において使用される燃料の燃焼により排出されることが想定されるが、これまでの実績から硫黄分の多い重油系燃料を燃焼する重機は使用せず、一般的に周辺に民家等がない山間部等に立地するため、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>窒素酸化物</td><td>建設機械の稼働</td><td>×</td><td>工事中の建設機械の稼働において使用される燃料の燃焼により排出されることが想定されるが、これまでの実績から台数が少ないこと、また、一般的に周辺に民家等がない山間部等に立地するため、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>工事用資材等の搬出入</td><td>○</td><td>工事中の資材等の搬出入に伴う影響については、広域に及ぶものとは考えられない。しかし、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合が想定されることから、参考項目として設定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>粉じん等</td><td>建設機械の稼働、地形改変及び施設の存在</td><td>×</td><td>工事中の建設機械の稼働、地表改変部の裸地状態からの粉じんの発生が想定されるが、これまでの実績から台数が少ないこと、また、一般的に周辺に民家等がない山間部等に立地するため、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>工事用資材等の搬出入</td><td>○</td><td>工事中の資材等の搬出入に使用する車両から、土砂粉じんの巻き上げ等が発生するが、その影響は広域に及ぶものとは考えられない。しかし、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合が想定されることから、参考項目として設定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>以下、（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
5）（略）
6）　風力発電所に係る「参考項目」の設定根拠
<table>
<tr><td colspan="4">環境要素の区分</td><td>参考項目の設定</td><td>理　　由</td></tr>
<tr><td>水環境</td><td>底質</td><td>有害物質</td><td>建設機械の稼働</td><td>○</td><td>海域に設置する発電所の工事で浚渫工事等を行う場合には底質が撹乱される等による影響が想定されることから、参考項目として設定する。</td></tr>
</table>
7）（略）
（2）**項目の選定の考え方**
（略）
第二号の「参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合」とは、事業者が関係地方公共団体の有する情報を収集する等により把握できる限りにおいて、発電所の運転開始後の時点においても存在しない場合ということであり、具体例としては、次の環境影響評価項目があげられる。
①　騒音規制法の指定地域となっていない地域かつ騒音に係る環境基準の類型が指定されていない地域又は山間地等の原野に、火力発電所、原子力発電所又は太陽電池発電所を建設する場合であって、運転開始後の時点においても対象事業実施区域近傍（１km 範囲内）に民家等が設置されるおそれがない場合の建設機械
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>硫黄酸化物</td><td></td><td>×</td><td>工事中の建設機械の稼働、資材の搬出入において使用される燃料の燃焼により排出されることが想定されるが、これまでの実績から硫黄分の多い重油系燃料を燃焼する重機は使用せず、一般的に周辺に民家等がない山間部等に立地するため、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>窒素酸化物</td><td></td><td>×</td><td>工事中の建設機械の稼働、資材の輸出入において使用される燃料の燃焼により排出されることが想定されるが、これまでの実績から台数が少ないこと、また、一般的に周辺に民家等がない山間部等に立地するため、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>工事用資材等の搬出入</td><td>○</td><td>工事中の資材等の搬出入に伴う影響については、広域に及ぶものとは考えられない。しかし、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合が想定されることから、参考項目として設定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>粉じん等</td><td></td><td>×</td><td>工事中の建設機械の稼働、資材の輸出入、地表改変部の裸地状態からの粉じんの発生が想定されるが、これまでの実績から台数が少ないこと、また、一般的に周辺に民家等がない山間部等に立地するため、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>工事用資材等の搬出入</td><td>○</td><td>工事中の資材等の搬出入に使用する車両から、土砂粉じんの巻き上げ等が発生するが、その影響は広域に及ぶものとは考えられない。しかし、輸送経路の近傍に民家等が存在する場合が想定されることから、参考項目として設定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>以下、（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
5）　（略）
6）　風力発電所に係る「参考項目」の設定根拠
<table>
<tr><td colspan="4">環境要素の区分</td><td>参考項目の設定</td><td>理　　由</td></tr>
<tr><td>水環境</td><td>水質</td><td>底質</td><td>建設機械の稼働</td><td>○</td><td>海域に設置する発電所の工事で浚渫工事等を行う場合には底質が撹乱される等による影響が想定されることから、参考項目として設定する。</td></tr>
</table>
7）　（略）
（2）**項目の選定の考え方**
（略）
第二号の「参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合」とは、事業者が関係地方公共団体の有する情報を収集する等により把握できる限りにおいて、発電所の運転開始後の時点においても存在しない場合ということであり、具体例としては、次の環境影響評価項目があげられる。
①　騒音規制法の指定地域となっていない地域かつ騒音に係る環境基準の類型が指定されていない地域又は山間地等の原野に、火力発電所、原子力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を建設する場合であって、運転開始後の時点においても対象事業実施区域近傍（１km 範囲内）に民家等が設置されるおそれがない場
</td>
<td>※記載の明確化のための修正。

※記載の明確化のための修正。

※実態に合わせ記載を修正。

※実態に合わせ記載を修正。</td>
</tr>
</table>

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
の稼働及び施設の稼働(機械等)による「騒音」に係る項目 （略） **３　調査、予測及び評価の手法の選定** **(1) 参考手法の具体的内容** （略） また、一部の影響要因の区分において、参考手法に規定のない項目が追加されているが、同様の理由によるものである。本手引きにおいては、わかりやすさの観点から、解説に追加した項目を四角囲い内にも追記することとしているため、発電所アセス省令の記載と異なる部分がある。 **1）水力発電所に係る参考手法の具体的内容** ○大気質 窒素酸化物［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］ **一　調査すべき情報** **イ　気象の状況** **ロ　窒素酸化物の濃度の状況** **ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況** **二～九　（略）** **〔解　説〕　（略）** **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法及び環境基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第１号）で定められた JIS Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める騒音レベル測定方法により調査を行い、90％レンジの上端値L_5を算出する。この場合、規制基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合、等価騒音レベルL_{Aeq}についても調査する。この場合、環境基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。	合の建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等)による「騒音」に係る項目 （略） **３　調査、予測及び評価の手法の選定** **(1) 参考手法の具体的内容** **（略）** また、一部の影響要因の区分において、参考手法に規定のない項目が追加されているが、同様の理由によるものである。 **1）水力発電所に係る参考手法の具体的内容** ○大気質 窒素酸化物［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］ 一　調査すべき情報 気象の状況 **二～九　（略）** **〔解　説〕　（略）** **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」で定められた測定方法により調査を行い、90％レンジの上端値L_5を算出する。この時、あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合は、等価騒音レベルＬAeq についても調査する。	※説明の補足の追加。 ※平仄を合わせるための修正 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
また、騒音測定の際には、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速、気温、湿度を一覧表等により整理する。なお、天気、風向・風速、気温、湿度により騒音の発生状況や伝搬状況が変化する場合があるので、天気、風向・風速、気温、湿度は記載すること。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 建設機械騒音の予測は、音源の大きさ、形状に応じて、点音源、線音源、面音源及び立体音源としてモデル化し、伝搬過程における幾何学的拡散による距離減衰を考慮した予測式（ASJ CN-Model 2007）（更新されている場合は最新モデルに留意）に準じて行うものとする。また、この時、地表面の吸収等による超過減衰も考慮することができるものとする。 なお、建設機械の稼働する位置は工事の進捗に伴い移動することになることから、建設機械騒音の発生源は、一般的には、各作業区域の一地点（例えば重心位置）に集中して稼働している（点音源）と仮定し、予測することができるものとする。 ロ　予測結果のとりまとめ 予測地点毎の予測値及び環境騒音との合成値を一覧表等により整理する。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 建設機械の稼働による騒音は、工事の進捗に伴って音源となる建設機械の種類、台数、位置等が変化することから、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大になる時期として、対象事業の工事計画に基づき、工事期間中で建設機械が台数や容量を考慮して最も大きな規模で稼働している状態において予測する。 十　評価の手法について （略） （参考）類型指定のされていない地域及び騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域であっても、周辺環境の状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例がみられる。	ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速を一覧表等により整理する。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 建設機械騒音の予測は、音源の大きさ、形状に応じて、点音源、線音源、面音源及び立体音源としてモデル化し、伝搬過程における幾何学的拡散による距離減衰を考慮した予測式（ASJ CN-Model 2007）に準じて行うものとする。また、この時、地表面の吸収等による超過減衰も考慮することができるものとする。 なお、建設機械の稼働する位置は工事の進捗に伴い移動することになることから、建設機械騒音の発生源は、一般的には、各作業区域の一地点（例えば重心位置）に集中して稼働している（点音源）と仮定し、予測することができるものとする。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 建設機械の稼働は、工事の進捗に伴って音源となる建設機械の種類、台数、位置等が変化することから、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大になる時期として、対象事業の工事計画に基づき、建設機械が台数や容量を考慮して最も大きな規模で稼働している状態において予測する。 十　評価の手法について （略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
〇振　動 **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　（略） ロ　沿道及び地盤の状況 ハ　（略） 二～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　（略） ロ　沿道及び地盤の状況 工事用資材等の搬出入に使用される道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮	**〇振　動** **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　（略） ロ　地盤の状況 ハ　（略） 二～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　（略） ロ　地盤の状況 工事用資材等の搬出入に使用される道路及び沿道における、地盤の状況を調査する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、当該道路及び沿道における、地盤の状況を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 工事用資材等の搬出入に使用される道路における、道路構造及び現状の車種別交通量を調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通振動の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 振動規制法施行規則第12条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動の測定方法に準じて調査を行い、工事用資材等の搬出入に用いる車両が通常運行する時間帯の１時間毎（毎正時）に80％レンジの上端値L_{10}を算出する。 また、振動測定の際には、気象状況についても記載する。 ロ　沿道及び地盤の状況 (ｲ) 文献その他の資料 沿道の状況について、都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、地盤の状況について、文献その他の資料により、情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 沿道の状況について、調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の振動発生源の分布状況等を調査する。また、地盤の状況について、文献その他の資料により情報収集ができない場合、現地調査を行い、第六号に示す予測手法に基づく道路交通振動の予測に必要な情報（地盤卓越振動数等）を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (ｲ) 文献その他の資料 道路構造の状況について、調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別）、車線数、幅員、道路の縦横断形状について調査する。また、交通量について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合はそれにより、情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 a　（略） b　交通量 方向別・車種別交通量等、第六号に示す予測手法に基づく道路交通振動の予測に必要な情報を、イ項に示す道路交通振動の調査と同じ時間帯に調査する。なお、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音調査時に把握する交通量を用いても良い。 ニ　（略） 三～四　（略） 五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるため、交通量は特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、道路交通振動及び交通量の調査時期及び期間は、当該調査地点の道路交通振動を代表すると考えられる１日とする。また、地盤の状況、	ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 工事用資材等の搬出入に使用される道路における、道路構造及び現状の交通量を調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通振動の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 振動規制法施行規則第12条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動の測定方法に準じて調査を行い、工事用資材等の搬出入に用いる車両が通常運行する時間帯の１時間毎（毎正時）に80％レンジの上端値L_{10}を算出する。 ロ　地盤の状況 (ｲ) 文献その他の資料 文献その他の資料により、情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 文献その他の資料により情報収集ができない場合、現地調査を行い、第六号に示す予測手法に基づく道路交通振動の予測に必要な情報（地盤卓越振動数等）を調査する。 ハ　道路の構造及び当該道路における交通量に係る状況 (ｲ) 文献その他の資料 交通量について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合はそれにより、情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 a　（略） b　交通量 方向別・車種別交通量等、第六号に示す予測手法に基づく道路交通振動の予測に必要な情報を、イ項に示す道路交通振動の調査と同じ時間帯に調査する。 ニ　（略） 三～四　（略） 五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるが、交通量は特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、道路交通振動及び交通量の調査時期及び期間は、当該調査地点の道路交通振動を代表すると考えられる１日とする。また、地盤の状況、道路	を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
道路構造については、調査の時期及び期間は任意とする。なお、道路交通振動及び交通量の調査の時間帯は、第二号の解説に示すとおりとする。 六　予測の基本的な手法について 道路交通振動の予測は、国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」という。）資料第 714 号「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」における参考予測手法（予測量：80%レンジの上端値Ｌ10）に準じて行うものとする。また、予測に用いる車両交通量は、予測年度の推定一般車両交通量と工事用資材等の搬出入に用いる車両交通量の合計とする。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる車両の最多通行月（第六号に示す予測手法の考え方に基づき、大型車の台数を小型車の台数に換算して合計する等価車両台数の最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略） （参考）これらの地域であっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な基準等をあてはめ、参考として比較することが望ましい。	構造については、調査の時期及び期間は任意とする。なお、道路交通振動及び交通量の調査の時間帯は、第二号の解説に示すとおりとする。 六　予測の基本的な手法について 道路交通振動の予測は、建設省土木研究所の提案する予測式（予測量：80%レンジの上端値Ｌ10）に準じて行うものとする。また、予測に用いる車両交通量は、予測年度の推定一般車両交通量と工事用資材等の搬出入に用いる車両交通量の合計とする。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる車両の最多通行月（第六号に示す予測手法の考え方に基づき、大型車の台数を小型車の台数に換算して合計する等価車両台数の最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
〇水　質 **水の汚れ**［影響要因の区分：貯水池の存在］ （略） **〔解　説〕** 一　調査すべき情報について イ　水の汚れに係る項目の状況 （略） 八　予測地点について 貯水池とし、発電方式に応じて以下のとおりとする。 **（略）**	**〇水　質** **水の汚れ**［影響要因の区分：貯水池の存在］ **（略）** **〔解　説〕** 一　調査すべき情報について イ　水の汚れに係わる項目の状況 （略） 八　予測地点について 貯水池のことをいい、発電方式に応じて以下のとおりとする。 **（略）**	※誤記を修正。
〇水　質 **水の濁り**［影響要因の区分：貯水池の存在］ 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法 浮遊物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 七～九　（略） **〔解　説〕** 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 貯水池内の浮遊物質収支、水温成層及び流動を考慮した数値シミュレーションモデルを用いて、浮遊物質濃度を予測する。 なお、予測に必要なデータは現地調査結果及び文献調査結果から設定する。 七～十　（略）	**〇水　質** **水の濁り**［影響要因の区分：貯水池の存在］ 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 七～九　（略） **〔解　説〕** 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 貯水池内の懸濁物質収支、水温成層及び流動を考慮した数値シミュレーションモデルを用いて、懸濁物質濃度を予測する。 なお、予測に必要なデータは現地調査結果及び文献調査結果から設定する。 七～十　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
○水　質 **溶存酸素量［影響要因の区分：貯水池の存在］** （略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 貯水池内の栄養塩、動植物プランクトン、有機物等の物質循環と溶存酸素の物質収支及び水温成層と流動を考慮した数値シミュレーションモデルを用いて、溶存酸素濃度を予測する。 なお、予測に必要なデータは現地調査結果及び文献調査結果から設定する。	**○水　質** **溶存酸素量［影響要因の区分：貯水池の存在］** （略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 貯水池内の栄養塩、動植物プランクトン、有機物等の物質循環と溶存酸素の収支及び水温成層と流動を考慮した数値シミュレーションモデルを用いて、溶存酸素濃度を予測する。 なお、予測に必要なデータは現地調査結果及び文献調査結果から設定する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○動　物 **重要な種及び注目すべき生息地［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水］** 一　調査すべき情報 イ～ハ　（略） ニ　注目すべき生息地の分布の状況 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ～ロ　（略） ハ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする（イ、ロの動物相には限定されない。）。 ①～⑤（略） ニ　注目すべき生息地の分布の状況 二　調査の基本的な手法について （略） なお、重要な種及び注目すべき生息地に係る現地調査の基本的な手法については、生息環境への調査による負荷を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 イ　動物相調査 (ｲ)（略） (ﾛ) 鳥類 ・ラインセンサス法による調査 （略） ・定点観察法による調査 視野の広い地点に定点を設定し、出現する種類等を直接観察により記録する。視野の範囲内の識別が可能な距離までを対象とし、一定時間観察を行う。 ・任意観察調査 ラインセンサス法及び定点観察法による調査以外の場所及び観察日・時間帯における任意の観察調査で、鳴き声や目視直接観察等で確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 (ﾊ)～(ﾍ)　（略）	**○動　物** **重要な種及び注目すべき生息地［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水］** 一　調査すべき情報 イ～ハ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ～ロ　（略） ハ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする。 ①～⑤（略） ハ　注目すべき生息地の分布の状況 二　調査の基本的な手法について （略） なお、重要な種及び注目すべき生息地に係る現地調査の基本的な手法については、生息環境への調査による負荷を少なくするため、調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 イ　動物相調査 (ｲ)（略） (ﾛ) 鳥類 ・ラインセンサス法による調査 （略） ・ポイントセンサス法による調査 見通しのきく場所に定点を設定し、出現する種類等を直接観察により記録する。視野の範囲内の識別が可能な距離までを対象とし、一定時間観察を行う ・任意観察調査 ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査以外の場所及び観察日・時間帯における任意の観察調査で、鳴き声や直接観察等で確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 (ﾊ)～(ﾍ)　（略）	※平仄を合わせるための修正。 ※記載の明確化のための修正。 ※誤記の修正。 ※誤記の修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
(ﾄ) 底生動物及び水生昆虫類 （略） ロ　重要な種及び注目すべき生息地の調査 （略） ハ　調査結果のまとめ 調査結果は、動物相については主な確認種のリスト、確認した地点及び状況（現地調査の場合）、重要な種及び注目すべき生息地については、保全すべき理由、確認した地点及び状況、生息環境を図、表に整理する。なお、重要な種及び注目すべき生息地の情報については、公開に当たって希少な動物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三　（略） 四　調査地点について 動物相の現地調査においては、設定された調査地域内における動物相の概略を把握する観点から、野生動物の生息環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定する。 重要な種及び注目すべき生息地においては、文献その他の資料等に基づく生息分布地及び動物相に係る現地調査において確認した地点及びその周囲における地点又は経路とし、生息環境の状況を把握できる範囲を含むものとする。 なお、必要に応じて専門家等の助言を得ることとする。 五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 現地調査の期間は、動物相については１年間とする。重要な種及び注目すべき生息地については原則として１年間とするが、生息の特性に応じて適切な期間を設定するものとする。 現地調査の時期及び時間帯は、地点の状況、生息種等の確認が得られる活動時期及び時間帯を主体に設定する。 なお、両生類、昆虫類については、調査時期（季節等）によって確認できる種類が大きく変わってくるため、調査回数、トラップ回数、調査する時期を明確に記載する。 六～七　（略） 八　予測対象時期等について 工事中の予測対象時期については、対象事業特性から造成等の施工による動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。地形改変及び施設の存在後の予測対象時期については、動物の生息環境が安定した時期を基本とし、原則として発電所の運転が定常状態に達した時期とする。 なお、動物の生息環境の創造を目的とした緑地等の復元又は創出がある場合は、その生育状況が一定期間を経てほぼ安定したと考えられる時期とする。 九　（略） **○植　物** **重要な種及び重要な群落［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水］** 一　調査すべき情報	(ﾍ) 底生動物及び水生昆虫類 （略） ロ　重要な種及び注目すべき生息地の調査 （略） 調査結果は、動物相については主な確認種のリスト、確認した地点及び状況（現地調査の場合）、重要な種及び注目すべき生息地については、保全すべき理由、確認した地点及び状況、生息環境を図、表に整理する。重要な種及び注目すべき生息地の情報については、公開に当たって希少な動物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三　（略） 四　調査地点について 動物相の現地調査においては、設定された調査地域内における動物相の概略を把握する観点から、野生動物の生息環境を網羅するような調査地点、調査区又は経路を設定する。 重要な種及び注目すべき生息地においては、文献その他の資料等に基づく生息分布地及び動物相に係る現地調査において確認した地点及びその周囲における地点又は経路とし、生息環境の状況を把握できる範囲を含むものとする。 なお、必要に応じて専門家等の助言を得ることとする。 五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 現地調査の期間は、動物相については１年間とする。重要な種及び注目すべき生息地については原則として１年間とするが、生息の特性に応じて適切な期間を設定するものとする。 現地調査の時期及び時間帯は、地点の状況、生息種等の確認が得られる活動時期及び時間帯を主体に設定する。 六～七　（略） 八　予測対象時期等について 工事中の予測対象時期については、造成等の施工による動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。地形改変及び施設の存在後の予測対象時期については、動物の生息環境が安定した時期を基本とし、原則として発電所の運転が定常状態に達した時期とする。 なお、動物の生息環境の創造を目的とした緑地等の復元又は創出がある場合は、その生育状況が一定期間を経てほぼ安定したと考えられる時期とする。 九　（略） **○植　物** **重要な種及び重要な群落［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水］** 一　調査すべき情報	※誤記の修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） ［解説］　（略） ○生態系 （略） ［解説］ 本調査の目的は、生態系内の基盤環境と生物及び生物間の相互作用を可能な限り的確に把握することにより、当該地域における生物の生息、生育の持続性を確保しようとするものである。例えば、対象事業の実施により樹林等が失われた場合、そこに生息、生育している生物にとってどれほど意味を持つのか、そのことが生態系全体にどのような影響をもたらすのかについて定量的に把握する必要がある。 （略）	イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） ［解説］　（略） ○生態系 （略） ［解説］ 本調査の目的は、生態系内の基盤環境と生物及び生物間の相互作用を可能な限り的確に把握することにより、当該地域おける生物の生息、生育の持続性を確保しようとするものである。例えば、対象事業の実施により樹林等が失われた場合、そこに生息、生育している生物にとってどれほど意味を持つのか、そのことが生態系全体にどのような影響をもたらすのかについて定量的に把握する必要がある。 （略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※誤記の修正。
2）火力発電所・原子力発電所に係る「参考手法」の具体的内容 **○大気質** **硫黄酸化物［影響要因の区分：施設の稼働（排ガス）］〈原子力発電所は除く〉** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　二酸化硫黄の濃度の状況 発電所周辺地域における大気中の二酸化硫黄の濃度について調査する。 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一～四　（略） 五　調査期間等について a　（略） b　現地調査 調査は原則として１年間とする。 高層気象の調査に当たっては、調査は基本的には四季に行うが、調査時期の選定に当たっては、最寄りの気象官署の既存データからその地域の季節を代表的する時期を選定して実施する。観測回数は、原則として１．５時間毎に１日１６回とし、１週間観測する。 六～九　（略） **○大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況 ロ　窒素酸化物の濃度の状況 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況	**2）火力発電所・原子力発電所に係る「参考手法」の具体的内容** **○大気質** **硫黄酸化物［影響要因の区分：施設の稼働（排ガス）］〈原子力発電所は除く〉** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　二酸化硫黄濃度の状況 発電所周辺地域における大気中の二酸化硫黄濃度について調査する。 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一～四　（略） 五　調査期間等について a　（略） b　現地調査 調査は原則として１年間とする。 高層気象の調査に当たっては、各季節を代表する時期や気象状況を考慮して調査時期を選定することとする。 六～九　（略） **○大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 気象の状況	※誤記の修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
二～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について a　文献その他の資料 イ　（略） ロ　窒素酸化物の濃度の状況 ハ　（略） b　現地調査 イ　気象の状況 文献その他の資料により、予測及び評価に必要な情報が得られない場合、現地調査を実施することとするが、その手法については、硫黄酸化物に関する調査すべき情報のロ　気象の状況のうち(1) 地上気象の調査手法（273頁参照）を参考にし、予測及び評価に必要なレベルの情報を調査する。 ロ、ハ　（略） 三～十　（略） **〇大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況 ロ　窒素酸化物の濃度の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　（略） ロ　窒素酸化物の濃度の状況 二～十　（略） 〇大気質 窒素酸化物［影響要因の区分:施設の稼働（排ガス）］〈原子力発電所は除く〉 一～八 〔解　説〕 一～九　（略） （略） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づくザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法による。 **〇大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況	二～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について a　文献その他の資料 イ　（略） ロ　窒素酸化物濃度の状況 ハ　（略） b　現地調査 イ　気象の状況 文献その他の資料により、予測及び評価に必要な情報が得られない場合、現地調査を実施することとするが、その手法については、硫黄酸化物に関する調査すべき情報のロ　気象の状況のうち(1) 地上気象の調査手法（p250参照）を参考にし、予測及び評価に必要なレベルの情報を調査する。 ロ、ハ　（略） 三～十　（略） **〇大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　調査すべき情報 気象の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　（略） ロ　窒素酸化物濃度の状況 二～十　（略） 〇大気質 窒素酸化物［影響要因の区分:施設の稼働（排ガス）］〈原子力発電所は除く〉 一～八　（略） 〔解　説〕 一～九　（略） （略） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づくｻﾞﾙﾂﾏﾝ試薬を用いる吸光光度法又はｵｿﾞﾝを用いる化学発光法による。 **〇大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 気象の状況	※誤記の修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※平仄を合わせるための修正

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
ロ　窒素酸化物の濃度の状況 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～十　（略）	 二～九　（略） 〔解　説〕 一～十　（略）	※平仄を合わせるための修正
○大気質 **粉じん等［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況 ロ　交通量に係る状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 工事用資材等の搬出入に用いる車両の土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 ただし、対象事業実施区域付近の現況の交通量が過去の事例に比較して大幅に少ないときは、国総研資料第 714 号「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている計算式を用いてもよい。 七～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 なお、対象事業実施区域およびその隣接地方自治体で降下ばいじんの環境保全目標を定めている場合にはこの値も参考にする。	**○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 気象の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 工事用資材等の搬出入に用いる車両の土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 七～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	※平仄を合わせるための修正 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○大気質 **粉じん等［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 建設機械の稼働に伴い発生する土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 ただし、過去の適切な事例がないときは、国総研資料第 714 号「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている計算式を用いてもよい。 七～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	**○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 建設機械の稼働に伴い発生する土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 七～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
なお、対象事業実施区域およびその隣接地方自治体で降下ばいじんの環境保全目標を定めている場合にはこの値も参考にする。 **○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況 ロ　交通量に係る状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 なお、対象事業実施区域およびその隣接地方自治体で降下ばいじんの環境保全目標を定めている場合にはこの値も参考にする。 **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通騒音の状況 (ｲ)（略） (ﾛ) 現地調査 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）で定められたJIS Z 87311:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（環境基準の昼間：午前６時～午後10時あるいは夜間：午後10時～午前６時）の等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。また、騒音測定の際には、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ロ～ハ　（略） ニ　調査結果のまとめ 一般車両による騒音レベル、交通量、天気、風向・風速、気温、湿度及び道路構造等を一覧表等により整理する。なお、天気、風向・風速、気温、湿度により騒音の発生状況や伝搬状況が変化する場合があるので、天気、風向・風速、気温、湿度は記載すること。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　（略） ロ　予測諸元の考え方 ①～②（略） ③一般車両の推定交通量は、予測地域及び地点あるいはその近傍の主要な道路における現状までの交通量の伸び率を、国又は地方公共団体が実施している交通量調査結果を用い	**○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 気象の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通騒音の状況 (ｲ)（略） (ﾛ) 現地調査 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）で定められたJIS Z 8731「騒音レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（環境基準の昼間：午前６時～午後10時あるいは夜間：午後10時～午前６時）の等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。あわせて、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ロ～ハ　（略） ニ　調査結果のとりまとめ 一般車両による騒音レベル、交通量、天気、風向・風速及び道路構造等を一覧表等により整理する。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　（略） ロ　予測諸元の考え方 ①～②（略） ③一般車両の推定交通量は、予測地域及び地点あるいはその近傍の主要な道路における現状までの交通量の伸び率を、国又は地方公共団体が実施している交通量調査結果を用い	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
て算出し、この伸び率が予測年まで継続するものとして算出する。 なお、国又は地方公共団体が有する将来交通量を用いる場合は、その根拠を確認して使用する。また、山間部等の一般推定交通量まで想定しない場合や周辺に新しい道路ができる等交通量の伸び率把握が困難な場合は、現況の交通量を用いてもよい。 ④（略） ハ　（略） 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略） （参考）これらの地域であっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例もみられる。	て算出し、この伸び率が予測年まで継続するものとして算出する。 なお、国又は地方公共団体が有する将来交通量を用いる場合は、その根拠を確認して使用する。周辺に新しい道路ができる等交通量の伸び率把握が困難な場合は、現況の交通量を用いてもよい。 ④（略） ハ　（略） 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について **（略）**	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○騒　音 **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法及び環境基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音の状況 （イ）（略） （ロ）現地調査 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第１号）で定められた JIS Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法により調査を行い、90％レンジの上端値 L5 を算出する。 なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合、等価騒音レベル L_{Aeq}についても調査する。この場合、規制基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 また、騒音測定の際には、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速、気温、湿度を一覧表等により整理する。なお、天気、風向・風速、気温、湿度により騒音の発生状況や伝搬状況	**○騒　音** **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音の状況 （イ）（略） （ロ）現地調査 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第１号）で定められた測定方法 JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」により調査を行い、90％レンジの上端値 L5 を算出する。あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合、等価騒音レベル L_{Aeq}についても調査する。この場合、規制基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速を一覧表等により整理する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※最新の情報に修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
が変化する場合があるので、天気、風向・風速、気温、湿度は記載すること。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 予測計算においては音源の大きさ、形状に応じて、点音源、線音源、面音源及び立体音源としてモデル化し、伝搬過程における幾何学的拡散による距離減衰、障壁による減衰、空気の吸収等による超過減衰等を考慮した予測計算式（ASJ CN-Model 2007）（更新されている場合は最新モデルに留意）に準じてそれぞれの音源による到達騒音レベルを算出し、さらに音源毎の到達騒音レベルを総合することによって予測点における到達騒音レベルを算出する。 ロ　（略） 七～九　（略） 十　評価の手法について （略） （参考）類型指定のされていない地域及び騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域であっても、周辺環境の状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例がみられる。 **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：施設の稼働（機械等の稼働）］** 一～九　（略） ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） (ｲ)（略） (ﾛ)現地調査 騒音の状況については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）で定められたJIS Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法により等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 （略） ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ 三～九（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、施設の稼働に係る騒音による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第１号）及び「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）との整合が図られているかを検討する（騒音規制法により指定区域が定められていない地域及び類型指定のされていない地域を除く）。	三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 予測計算においては音源の大きさ、形状に応じて、点音源、線音源、面音源及び立体音源としてモデル化し、伝搬過程における幾何学的拡散による距離減衰、障壁による減衰、空気の吸収等による超過減衰等を考慮した予測計算式（ASJ CN-Model 2007）に準じてそれぞれの音源による到達騒音レベルを算出し、さらに音源毎の到達騒音レベルを総合することによって予測点における到達騒音レベルを算出する。 ロ　（略） 七～九（略） 十　評価の手法について （略） **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：施設の稼働（機械等の稼働）］** 一～九　（略） ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） (ｲ)（略） (ﾛ)現地調査 騒音の状況については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）で定められたJIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法により等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 （略） ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 三～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、工場騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第１号）及び「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）との整合が図られているかを検討する（騒音規制法により指定区域が定められていない地域及び類型指定のされていない地域を除く）。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
（参考）類型指定のされていない地域及び騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域であっても、周辺環境の状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例がみられる。 **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一～八　（略） 九　予測対象時期等について 運転開始後の定期検査時等の資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略） （参考）これらの地域であっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例もみられる。	**○騒　音** **騒音［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一～八　（略） 九　予測対象時期等について 運転開始後の定期検査時等の資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○振　動 **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　道路交通振動の状況 ロ　沿道及び地盤の状況 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　道路交通振動の状況 当該道路の一般車両による振動レベルを調査する。 ロ　沿道及び地盤の状況 当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、当該道路及び沿道における、地盤の状況を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 当該道路における、道路構造及び一般車両の車種別交通量を調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通振動の状況 （ｲ）文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通振動測定資料がある場合は、それにより情	**○振　動** **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 交通に係る状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　交通量に係る状況 当該道路の一般車両の車種別交通量を調査する。 ロ　道路交通振動の状況 当該道路の一般車両による振動レベルを調査する。 ハ　沿道及び道路構造の状況 当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、当該道路の調査地点の道路構造について調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　交通量に係る状況 （ｲ）文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情	※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
報収集を行う。 （ﾛ）現地調査 「振動規制法」に定められたJIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（振動規制法の昼間あるいは夜間）の80％レンジの上端値L_{10}を算出する。また、振動測定に影響を与える天気についても調査する。 ロ　沿道及び地盤の状況 （ｲ）文献その他の資料 沿道の状況について、都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、地盤の状況について、文献その他の資料により情報収集を行う。 （ﾛ）現地調査 沿道の状況について、調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の振動発生源の分布状況等を調査する。また、地盤の状況について、文献その他の資料により情報収集ができない場合、現地調査を行い、第六号に示す予測手法に基づく道路交通振動の予測に必要な情報（地盤卓越振動数等）を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 （ｲ）文献その他の資料 道路構造の状況について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。また、交通量について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 （ﾛ）現地調査 道路の構造の状況について、調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別）、車線数、幅員、道路の縦横断形状について調査する。また、交通量の状況について、道路交通振動の状況調査に合わせ、振動レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。なお、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音調査時に把握する交通量を用いても良い。 ニ　調査結果のまとめ 一般車両による振動レベル、交通量及び道路構造等を一覧表等により整理する。	報収集を行う。 （ﾛ）現地調査 道路交通振動の状況調査に合わせ、振動レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。なお、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音調査時に把握する交通量を用いても良い。 ロ　道路交通振動の状況 （ｲ）文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通振動測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 （ﾛ）現地調査 道路交通振動の状況調査に合わせ、振動レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。 「振動規制法」に定められたJIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（振動規制法の昼間あるいは夜間）の80％レンジの上端値L_{10}を算出する。あわせて、振動測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ハ　沿道及び道路構造の状況 （ｲ）文献その他の資料 沿道の状況について、都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、道路構造の状況について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 （ﾛ）現地調査 沿道の状況について、調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の振動発生源の分布状況等を調査する。また、道路構造の状況について、調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別）、車線数、幅員、道路の縦横断形状について調査する。 ニ　調査結果のまとめ 国又は地方公共団体が行っている交通量調査資料から、当該調査地点に関するデータを抜粋し、出典とともに整理する。 現地調査を行った場合は、交通量を一覧表等により整理する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
三～四　（略） 五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるため、特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、調査の期間、時期又は時間帯は当該地点の道路交通振動の状況を代表すると考えられる１日とし、地域の状況によっては、これ以外の期間、頻度で行うことも考慮する。 なお、道路交通振動予測が、一般的に１時間当たりの交通量を用いて、１時間毎の予測値を求めることから、現況についても工事用資材等の搬出入に用いる自動車が影響を及ぼすと考えられる時間帯の１時間毎に、原則として毎正時に調査する。また、地盤の状況、道路構造については、調査の時期及び時間は任意とする。 六　予測の基本的な手法について	三～四　（略） 五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるため、特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、調査の期間、時期又は時間帯は当該地点の道路交通振動の状況を代表すると考えられる１日とし、地域の状況によっては、これ以外の期間、頻度で行うことも考慮する。 なお、道路交通振動予測が、一般的に１時間当たりの交通量を用いて、１時間毎の予測値を求めることから、現況についても工事用資材等の搬出入に用いる自動車が影響を及ぼすと考えられる時間帯の１時間毎に、原則として毎正時に調査する。 六　予測の基本的な手法について	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
道路交通振動の予測は、国総研資料第714号「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」における参考予測手法（予測値：80％レンジの上端値L_{10}）に準じて行うものとする。 なお、予測に当たっては、予測対象時期の一般車両推定交通量（将来の交通量の推定が困難な場合及び現在の交通量の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の交通量）に配慮し、走行速度は規制速度とする。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略） （参考）これらの地域であっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な基準等をあてはめ、参考として比較し整合が図られているかを検討することが望ましい。 **○振　動** **振動［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　調査すべき情報 イ　地盤の状況 ロ　振動の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ （略） 三～十　（略） **○振　動** **振動［影響要因の区分：施設の稼働（機械等の稼働）］** 一　調査すべき情報 イ　地盤の状況 ロ　振動の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ （略） 三～九　（略）	振動の予測については、振動の伝搬理論に基づく計算式により振動レベルを予測する。 なお、予測に当たっては、予測対象時期の一般車両推定交通量（将来の交通量の推定が困難な場合及び現在の交通量の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の交通量）に配慮する。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略） **○振　動** **振動［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　調査すべき情報 地盤の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ （略） 三～十　（略） **○振　動** **振動［影響要因の区分：施設の稼働（機械等の稼働）］** 一　調査すべき情報 地盤の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ （略） 三～九　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
十　評価書の手法について 　調査及び予測の結果に基づいて、施設の稼働に係る振動による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 　（略） **○振　動** **　振動［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一～九　（略） ［解説］ 一～八　（略） 九　予測対象時期等について 運転開始後の定期検査時等の資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　（略） **○水　質** **　富栄養化［影響要因の区分：施設の稼働（排水）］** **一～九　（略）** ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について 　イ　（略） 　ロ　現地調査 　　（略） 　　ただし、環境基準の水域類型指定がされていない海域において、増設等により過去の環境基準として定められた方法以外の測定方法で得られた事後調査結果との連続性を重視するような場合等、その他の測定方法の方が適切と判断される場合には、日本産業規格等その他の測定方法も選定できるものとする。 　ハ　（略） 三～十　（略） ○水　質 　水の濁り［影響要因の区分：建設機械の稼働）］ 一～九　（略） ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について	**十**　評価書の手法について 　調査及び予測の結果に基づいて、**工場振動に係る環境影響が**、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 　（略） **○振　動** **　振動［影響要因の区分：資材等の搬出入］** 一～九　（略） ［解説］ 一～八　（略） **九　予測対象時期等について** **運転開始後の定期検査時等の資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。** **十**　（略） **○水　質** **　富栄養化［影響要因の区分：施設の稼働（排水）］** **一～九　（略）** ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について 　イ　（略） 　ロ　現地調査 　　（略） 　　ただし、環境基準の水域類型指定がされていない海域において、増設等により過去の環境基準として定められた方法以外の測定方法で得られた事後調査結果との連続性を重視するような場合等、その他の測定方法の方が適切と判断される場合には、日本工業規格等その他の測定方法も選定できるものとする。 　ハ　（略） 三～十　（略） ○水　質 　水の濁り［影響要因の区分：建設機械の稼働）］ 一～九　（略） ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について	※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正 ※産業標準化法改正（2019 年７月）時の反映漏れ。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
イ　（略） ロ　現地調査 （略） ただし、増設により環境基準として定められた方法以外の測定方法で得られた過去の事後調査結果との連続性を重視するような場合等、その他の測定方法の方が適切と判断される場合には、日本産業規格等その他の測定方法も選定できるものとする。 ハ　（略） 三～十　（略） 〇水　質 水の濁り［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響）］ 一～九　（略） ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 （略） ただし、増設により環境基準として定められた方法以外の測定方法で得られた過去の事後調査結果との連続性を重視するような場合等、その他の測定方法の方が適切と判断される場合には、日本産業規格等その他の測定方法も選定できるものとする。 ハ　（略） 三～十　（略） 〇動　物（陸域） 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］ 一　調査すべき情報について イ～ロ　（略） ハ　注目すべき生息地の分布の状況 二～八　（略） ［解説］ 一　調査すべき情報について イ　（略） ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする（イの動物相には限定されない。）。 ①～⑤　（略） ハ　（略） 二　調査の基本的な手法について （略）	イ　（略） ロ　現地調査 （略） ただし、増設により環境基準として定められた方法以外の測定方法で得られた過去の事後調査結果との連続性を重視するような場合等、その他の測定方法の方が適切と判断される場合には、日本工業規格等その他の測定方法も選定できるものとする。 ハ　（略） 三～十　（略） 〇水　質 水の濁り［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響）］ 一～九　（略） ［解説］ 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 （略） ただし、増設により環境基準として定められた方法以外の測定方法で得られた過去の事後調査結果との連続性を重視するような場合等、その他の測定方法の方が適切と判断される場合には、日本工業規格等その他の測定方法も選定できるものとする。 ハ　（略） 三～十　（略） 〇動　物（陸域） 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］ 一　調査すべき情報について イ～ロ　（略） 二～八　（略） ［解説］ 一　調査すべき情報について イ　（略） ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする。 ①～⑤　（略） ハ　（略） 二　調査の基本的な手法について （略） イ　動物相調査	※産業標準化法改正（2019 年７月）時の反映漏れ。 ※産業標準化法改正（2019 年７月）時の反映漏れ。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
イ　動物相調査 (ｲ)（略） (ﾛ)鳥類 ・ラインセンサス法による調査 （略） ・定点観察法による調査 視野の広い地点に定点を設定し、出現する種類等を直接観察により記録する。視野の範囲内の識別が可能な距離までを対象とし、一定時間観察を行う。 ・任意観察調査 ラインセンサス法及び定点観察法による調査以外の場所及び観察日・時間帯における任意の観察調査で、鳴き声や目視直接観察などで確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 (ﾊ)～(ﾎ)　（略） ロ　（略） 三～九　（略）	(ｲ)（略） (ﾛ)鳥類 ・ラインセンサス法による調査 （略） ・ポイントセンサス法による調査 見通しのきく場所に定点を設定し、出現する種類等を直接観察により記録する。視野の範囲内の識別が可能な距離までを対象とし、一定時間観察を行う。 ・任意観察調査 ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査以外の場所及び観察日・時間帯における任意の観察調査で、鳴き声や直接観察などで確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 (ﾊ)～(ﾎ)　（略） ロ　（略） 三～九　（略）	※明確化のための修正。
○植　物（陸域） **重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 維管束植物及びロに示す重要な種としての生育が予想される種の植物相とその状況を把握する。 維管束植物その他の主な植物種は、自生種及び逸出種とする。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について 重要な種及び重要な群落に係る現地調査の基本的な手法については、生育環境への調査による負荷を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。	**○植　物（陸域）** **重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 種子植物、羊歯植物及びロに示す重要な種としての生育が予想される種の植物相とその状況を把握する。 種子植物その他の主な植物種は、自生種及び逸出種とする。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生植物に関する文献その他の資料（空中写真等）とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 現地調査の基本的な手法は、次によるものとする。 なお、重要な種及び重要な群落に係る現地調査の基本的な手法については、生育環境への調査による負荷を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
イ　植物相及び植生 (ｲ)文献その他の資料 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生植物に関する文献その他の資料（空中写真等）とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 (ﾛ)現地調査	イ　植物相及び植生 植物相の状況は、現地踏査により目視観察し出現種を確認する。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法により調査区毎に植生高、階層構造、出現種数、種組成、被度、群度、成立立地等を調査する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
植物相の状況は、現地踏査により目視観察し出現種を確認する。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法により調査区毎に植生高、階層構造、出現種数、種組成、被度、群度、成立立地等を調査する。 ロ　重要な種及び重要な群落 (ｲ) 文献その他の資料 イ植物相及び植生の文献その他の資料の調査に準ずる。 (ﾛ) 現地調査 重要な種及び重要な群落の分布及び生育状況の調査は、植物相及び植生の調査に準じた手法によるほか、必要に応じ個体数・株数又は分布面積の把握を行う。 生育環境の状況における地形の状況の把握は尾根、斜面上・中・下部、傾斜方位等を調査する。対象となる重要種の生態が土壌条件に依存している場合、土壌状況の把握は、既往調査資料がなければ重要な群落の生育地において国有林野土壌調査方法等に基づいて、土壌の種類、土壌層位、土色、土性等をそれぞれ調査する。ただし、土壌調査での試孔による環境影響へのおそれが予想される場合には、土壌調査は行わない。 植物相及び植生調査において重要な種及び重要な群落が確認された場合の基本的な調査手法は、上記内容に基づくものとする。 (ﾊ) 調査結果のまとめ 調査結果は、植物相については主な確認種リスト、確認した区分及び状況（現地調査の場合）を整理し、当該地域の植物相の特徴について記載する。 植生については群落特性及び群集等の分布状況を図、表に整理する。重要な種及び重要な群落については、保全すべき理由及び分布地、確認した地点及び状況、生育環境を図、表に整理し、植生調査票、群落組成表を巻末等に記載する。また、植生自然度の高い場所については、植生断面模式図、植生自然度の区分結果もあわせて図に整理し状況を記載する。 重要な種及び重要な群落の情報については、公開に当たって希少な植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～九　（略） **○生態系** **地域を特徴づける生態系［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　動植物その他の自然環境に係る概況 自然環境に係る概況は、動植物、地形、土壌に係る自然環境の概要とし、他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で、文献その他の資料調査及び現地調査）の結果により把握する。 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について 複数の注目種等については、国又は地方公共団体の有する生態系又は野生生物に関する文献その他の資料又は動植物の現地調査結果により概括的に把握される、地域を特徴づける生態系に応じて、次の視点により抽出する複数の注目される動植物の種等とする。	ロ　重要な種及び重要な群落 重要な種及び重要な群落の分布及び生育状況の調査は、植物相及び植生の調査に準じた手法によるほか、必要に応じ個体数・株数又は分布面積の把握を行う。 生育環境の状況における地形の状況の把握は尾根、斜面上・中・下部、傾斜方位等を、土壌状況の把握は、既往調査資料がなければ重要な群落の生育地において国有林野土壌調査方法等に基づいて、土壌の種類、土壌層位、土色、土性等をそれぞれ調査する。ただし、生育地が湿原等のように、土壌調査での試孔による環境影響へのおそれが予想される場合には、土壌調査は行わない。 植物相及び植生調査において重要な種及び重要な群落が確認された場合の基本的な調査手法は、上記内容に基づくものとする。 調査結果は、植物相については主な確認種リスト、確認した区分及び状況（現地調査の場合）、植生については群落特性及び群集等の分布状況を図、表に整理する。重要な種及び重要な群落については、保全すべき理由及び分布地、確認した地点及び状況、生育環境を図、表に整理する。 重要な種及び重要な群落の情報については、公開に当たって希少な植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～九　（略） **○生態系** **地域を特徴づける生態系［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　動植物その他の自然環境に係る概況 自然環境に係る概況は、動植物、地形、土壌に係る自然環境の概要とし、原則として他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で、主に文献その他の資料の収集）の結果のほか、必要により現地調査の結果により把握する。 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について 複数の注目種等については、国又は地方公共団体の有する生態系又は野生生物に関する文献その他の資料又は動植物の現地調査結果により概括的に把握される、地域を特徴づける生態系に応じて、次の視点により抽出する複数の注目される動植物の種等とする。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
なお、注目種の選定に際しては、原則、在来種から選定することとする。 ①　上位性（生態系の上位に位置する性質を言う） ②　典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質を言う） ③　特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質を言う） ただし、特殊性については、適切な注目種がいないと判断される場合には、選定しない場合もあり得る。 生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況については、次による。 二　調査の基本的な手法について （略） 生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による負荷を少なくするよう調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で文献その他の資料調査及び現地調査）の結果から、調査地域における生態系の概況について環境類型区分ごとの主要構成種を示した表や食物連鎖模式図を作成し、整理、解析する。なお、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等も行う。 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について (ｲ)　注目種の選定 対象とする注目種について、前号の ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況についての考え方を踏まえ、イ　動植物その他の自然環境に係る概況を基に選定を行う。 (ﾛ)　文献その他の資料調査 選定した注目種の形態や生態等について文献等を基に整理する。必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 (ﾊ)　現地調査 現地調査にあたっては、選定した注目種に及ぼす影響について可能な限り定量的に予測するため、注目種ごとに生態特性や地形、植生、自然環境の特性等を踏まえ、調査、解析から影響予測までの流れを整理した上で、必要な現地調査（生息状況、餌資源、繁殖状況等を把握する調査）を計画する。具体的には予測・評価するために必要な定量的又は定性的な把握が可能な手法として、「環境アセスメント技術ガイド生態系」((財)自然環境研究センター、平成14年）等の文献、既往の科学的知見及び環境影響評価の事例を踏まえ設定する。例としては、調査範囲における注目種の好適性区分を判断するために必要な、地形、植生、群落構造（繁殖に適・不適等）、注目種の生息状況（確認状況）、繁殖状況、餌の現存量等について把握できる手法を設定する。また、調査内容に応じ、予測段階での比較検討を適切に行うため、調査範囲（面積）や調査時間の設定を一定にする等の検討を行う。 なお、生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 (ﾆ)　調査結果のまとめ **○人と自然との触れ合いの活動の場**	なお、注目種の選定に際しては、重要な種、注目すべき生息地、重要な群落については動物及び植物の項目で実施することから、生態系の項目では可能な限りそれらの種以外の種を選定することとし、また、健全な生態系の保全の観点から、在来種から選定することとする。 ①　上位性（生態系の上位に位置する性質を言う） ②　典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質を言う） ③　特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質を言う） ただし、上位種、特殊性については、適切な注目種がいないと判断される場合には、選定しない場合もあり得る。 生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況については、次による。 二　調査の基本的な手法について （略） なお、生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による負荷を少なくするよう調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 **○人と自然との触れ合いの活動の場**	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］ 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） ハ　交通量に係る状況 ニ～八　（略） 〔解　説〕（略） **3）地熱発電所に係る「参考手法」の具体的内容** **○大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況 ロ　窒素酸化物の濃度の状況 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二～九　（略） 〔解　説〕（略） **○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況 ロ　交通量に係る状況 二～九　（略） 〔解　説〕（略） ○動　物 重要な種及び注目すべき生息地［影響要因の区分：造成等の施工による 一時的な影響、地形改変及び施設の存在］ 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） ハ　注目すべき生息地の分布の状況 二～八　（略） 〔解　説〕（略） **○植　物** **重要な種及び重要な群落［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 二～八　（略） 〔解　説〕（略）	**主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） ニ～八　（略） 〔解　説〕（略） **3）地熱発電所に係る「参考手法」の具体的内容** **○大気質** **窒素酸化物［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 気象の状況 二～九　（略） 〔解　説〕（略） **○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 気象の状況 二～九　（略） 〔解　説〕（略） ○動　物 重要な種及び注目すべき生息地［影響要因の区分：造成等の施工による 一時的な影響、地形改変及び施設の存在］ 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕（略） **○植　物** **重要な種及び重要な群落［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 二～八　（略） 〔解　説〕（略）	※平仄を合わせるための修正 ※平仄を合わせるための修正 ※平仄を合わせるための修正 ※平仄を合わせるための修正

4)太陽電池発電所に係る「参考手法」の具体的内容 **○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　気象の状況 ロ　交通量に係る状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 工事用資材等の搬出入に用いる車両の土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 ただし、対象事業実施区域付近の現況の交通量が過去の事例に比較して大幅に少ないときは、国総研資料第 714 号「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている計算式を用いてもよい。 七～十　（略） **○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 建設機械の稼働に伴い発生する土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 ただし、過去の適切な事例がないときは、国総研資料第 714 号「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている計算式を用いてもよい。 七～十　（略） **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通騒音の状況 (ｲ)　文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通騒音測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ﾛ)現地調査 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示64号）で定められたJIS　Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の	**4)太陽電池発電所に係る「参考手法」の具体的内容** **○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 気象の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 工事用資材等の搬出入に用いる車両の土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 七～十　（略） **○大気質** **粉じん等［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 建設機械の稼働に伴い発生する土砂粉じんの環境影響に関し、事業者が講じようとする対策、地域の気象の状況等について過去のアセス事例との比較を行う等の方法により、環境影響の予測を行う。 七～十　（略） **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　文献その他の資料 a　道路交通騒音の状況 国又は地方公共団体が行っている道路交通騒音測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 b　沿道の状況 都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（環境基準の昼間：午前６時～午後10時あるいは夜間：午後10時～午前６時）の等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ロ　沿道の状況 （ｲ）　文献その他の資料 都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。 （ﾛ）現地調査 調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の騒音発生源の分布状況等を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 （ｲ）　文献その他の資料 交通量について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 （ﾛ）現地調査 (a)道路構造 調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別）、車線数、幅員、舗装の種類（密粒舗装、低騒音舗装等の別）、道路の縦横断形状について調査する。 (b)交通量に係る状況 道路交通騒音の状況調査に合わせ、騒音レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。 ニ　調査結果のまとめ 一般車両による騒音レベル、交通量、天気、風向・風速及び道路構造等を一覧表等により整理する。なお、天気、風向・風速により騒音の発生状況や伝搬状況が変化する場合があるので、天気、風向・風速は記載すること。	c　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 交通量について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 ロ　現地調査 a　道路交通騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示64号）で定められたJIS Z 8731「騒音レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（環境基準の昼間：午前６時～午後10時あるいは夜間：午後10時～午前６時）の等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 b　沿道の状況 調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の騒音発生源の分布状況等を調査する。 c　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (a)道路構造 調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別）、車線数、幅員、舗装の種類（密粒舗装、低騒音舗装等の別）、道路の縦横断形状について調査する。 (b)交通量に係る状況 道路交通騒音の状況調査に合わせ、騒音レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。 ハ　調査結果のとりまとめ 一般車両による騒音レベル、交通量、天気、風向・風速及び道路構造等を一覧表等により整理する。	※平仄を合わせるための修正。 ※最新の情報に修正。
三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 L_{Aeq}による道路交通騒音予測として、日本音響学会が発表している「ASJ RTN-Model 2018」（更新されている場合は最新モデルに留意）に準じて予測を行う。 ロ　予測諸元の考え方 ③一般車両の推定交通量は、予測地域及び地点あるいはその近傍の主要な道路における現状までの交通量の伸び率を、国又は地方公共団体が実施している交通量調査結果を用いて算出し、この伸び率が予測年まで継続するものとして算出する。 なお、国又は地方公共団体が有する将来交通量を用いる場合は、その根拠を確認して使用する。また、山間部等の一般推定交通量まで想定しない場合や周辺に新しい道路ができる等交通量の伸び率把握が困難な場合は、現況の交通量を用いてもよい。 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略）	三～六　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 L_{Aeq}による道路交通騒音予測として、日本音響学会が発表している「ASJ RTN-Model 2018」に準じて予測を行う。 ロ　予測諸元の考え方 ③一般車両の推定交通量は、予測地域及び地点あるいはその近傍の主要な道路における現状までの交通量の伸び率を、国又は地方公共団体が実施している交通量調査結果を用いて算出し、この伸び率が予測年まで継続するものとして算出する。 なお、国又は地方公共団体が有する将来交通量を用いる場合は、その根拠を確認して使用する。また、周辺に新しい道路ができる等交通量の伸び率把握が困難な場合は、現況の交通量を用いてもよい。 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について （略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
（参考）これらの地域であっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例も見られる。 **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法及び環境基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について ロ　現地調査 a　騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）で定められたJIS Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める騒音レベル測定方法により調査を行い、90％レンジの上端値L_5を算出する。この場合、規制基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 なお、工事により長時間にわたり影響が懸念される場合、等価騒音レベルL_{Aeq}についても調査する。この場合、騒音に係る環境基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定して、算出する。 また、騒音測定の際には、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。なお、風況観測データや周辺の気象官署等のデータを利用する場合には、これらの場所等の情報もあわせて記載すること。 ハ　調査地域のとりまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速、気温、湿度を一覧表等により整理する。なお、天気、風向・風速、気温、湿度により騒音の発生状況や伝搬状況が変化する場合があるので、天気、風向・風速、気温、湿度は記載すること。 六　予測の基本的手法について イ　予測手法 予測計算においては音源の大きさ、形状に応じて、点音源、線音源、面音源及び立体音源としてモデル化し、伝搬過程における幾何学的拡散による距離減衰、障壁による減衰、空気の吸収等による超過減衰等を考慮した予測計算式（ASJ CN-Model 2007）（更新されている場合は最新モデルに留意）に準じてそれぞれの音源による到達騒音レベルを算出し、さらに音源毎の到達騒音レベルを総合することや国総研版騒音・振動シミュレーター等を用いて予測点における到達騒音レベルを算出する。 十　評価の手法について （略） さらに、環境基準で定める時間区分の等価騒音レベルを算出した数値を示すのみならず、実際に想定される一日の工事時間で算出した数値についても記載することが望ましい。想定	**○騒　音** **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について ロ　現地調査 a　騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）で定められた測定方法JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」により調査を行い、90％レンジの上端値L_5を算出する。あわせて、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。この場合、規制基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 なお、工事により長時間にわたり影響が懸念される場合、等価騒音レベルL_{Aeq}についても調査する。この場合、騒音に係る環境基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定して、算出する。 ハ　調査地域のとりまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速を一覧表等により整理する。 六　予測の基本的手法について イ　予測手法 予測計算においては音源の大きさ、形状に応じて、点音源、線音源、面音源及び立体音源としてモデル化し、伝搬過程における幾何学的拡散による距離減衰、障壁による減衰、空気の吸収等による超過減衰等を考慮した予測計算式（ASJ CN-Model 2007）に準じてそれぞれの音源による到達騒音レベルを算出し、さらに音源毎の到達騒音レベルを総合することや国総研版騒音・振動シミュレーター等を用いて予測点における到達騒音レベルを算出する。 十　評価の手法について （略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※最新の情報に修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
される工事の時間帯及びどの時間帯をもって等価騒音レベルを算出したかについても図書に記載することが重要である。 （参考）類型指定のされていない地域及び騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域であっても、周辺環境の状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例が見られる。 **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：施設の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ａ、ｂ　（略） ハ　調査結果のまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音（A 特性音圧レベル）、天気、風向、風速等を一覧表等により整理する。必要に応じて環境騒音の周波数分析結果（FFT 分析及びバンド分析）を整理する。 三～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、施設の稼働による騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）等との整合が図られているかを検討する。なお、騒音に強い純音成分が含まれる場合は、地域の残留騒音との比較により十分な騒音低減が図られているかを検討する。 注1：施設の稼働に伴い発生する騒音の主要な発生源は、パワーコンディショナ・空調機器・変圧器であり、騒音規制法の特定施設には該当しない。一方で、これらの機器から発生する音は、定常的に特定の周波数が卓越した音（純音性成分）が発生する場合があり、騒音レベルは低いものの、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）につながる場合がある。このため、対象事業実施区域の近傍に住居等の保全対象が存在する場合には、これらの機器は、保全対象との離隔距離を十分に確保した配置計画とすること、パワーコンディショナ本体はキュービクルやコンテナ等に収納するなど適切な防音対策[*1]を講じることが重要である。 ＊1：上記の防音対策の他、環境保全措置としては、低騒音型設備機器の検討やパワーコンディショナと住居の間に音響的な障害物を設けるなどの方法がある。 注２　（略） **○振　動** **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　道路交通振動の状況 ロ　沿道及び地盤の状況	**○騒　音** **騒音［影響要因の区分：施設の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ａ、ｂ　（略） ｃ　調査結果のとりまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音（A特性音圧レベル）、天気、風向、風速等を一覧表等により整理する。 三～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、施設の稼働による騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）等との整合が図られているかを検討する。 注1：施設の稼働に伴い発生する騒音の主要な発生源は、パワーコンディショナ・空調機器・変圧器であり、騒音規制法の特定施設には該当しない。一方で、これらの機器から発生する音は、定常的に特定の周波数が卓越した音（純音性成分）が発生する場合があり、騒音レベルは低いものの、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）につながる場合がある。このため、対象事業実施区域の近傍に住居等の保全対象が存在する場合には、これらの機器は、保全対象との離隔距離を十分に確保した配置計画とすること、パワーコンディショナ本体はキュービクルやコンテナ等に収納するなど適切な防音対策を講じることが重要である。 注2　（略） **○振　動** **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 交通量に係る状況	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※誤記の修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は、振動の伝搬理論に基づく計算 七～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　道路交通振動の状況 当該道路の一般車両による振動レベルを調査する。 ロ　沿道及び地盤の状況 当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、当該道路及び沿道における、地盤の状況を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 当該道路における、道路構造及び一般車両の車種別交通量を調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通振動の状況 (イ)文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通振動測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ロ)現地調査 「振動規制法」に定められたJIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（振動規制法の昼間あるいは夜間）の80%レンジの上端値L_{10}を算出する。 また、振動測定の際には、振動測定に影響を与える天気についても記録する。 ロ　沿道及び地盤の状況 (イ)文献その他の資料 沿道の状況について、都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、地盤の状況について、文献その他資料により情報収集を行う。 (ロ)現地調査 沿道の状況について、調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の振動発生源の分布状況を調査する。また、地盤について、文献その他の資料により情報収集ができない場合、現地調査を行い、第六号に示す予測手法に基づく道路交通振動の予測に必要な情報（地盤卓越振動数等）を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (イ)文献その他の資料	二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　交通量に係る状況 当該道路の一般車両の車種別交通量を調査する。 ロ　道路交通振動の状況 当該道路の一般車両による振動レベルを調査する。 ハ　沿道及び道路構造の状況 当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、当該道路の調査地点の道路構造について調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　文献その他の資料 a　交通量に係る状況 国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 b　道路交通振動の状況 国又は地方公共団体が行っている道路交通振動測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 c　沿道及び道路構造の状況 沿道の状況について、都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、道路構造の状況について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う、 ロ　現地調査 a　交通量に係る状況 道路交通振動の状況調査に合わせ、振動レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。なお、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音調査時に把握する交通量を用いても良い。 b　道路交通振動の状況 「振動規制法」に定められたJIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（振動規制法の昼間あるいは夜間）の80%レンジの上端値L_{10}を算出する。 c　沿道及び道路構造の状況 沿道の状況について、調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
道路構造の状況について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。また、交通量について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ﾛ)現地調査 道路構造の状況について、調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別)、車線数、幅員、道路の縦横断形状について調査する。また交通量の状況について、道路交通振動の状況調査に合わせ、振動レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。なお、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音調査時に把握する交通量を用いても良い。 ニ　調査結果のまとめ 一般車両による振動レベル、交通量及び道路構造等を一覧表等により整理する。	が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の振動発生源の分布状況を調査する。また、道路構造の状況について、調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別)、車線数、幅員、道路の縦横断形状について調査する。 ハ　調査結果のとりまとめ 国又は地方公共団体が行っている交通量調査資料から、当該調査地点に関するデータを抜粋し、出典とともに整理する。 現地調査を行った場合は、振動レベル、交通量を一覧表等により整理する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
三～四　（略）	三～四　（略）	
五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるため、特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、調査の期間、時期又は時間帯は当該地点の道路交通振動の状況を代表すると考えられる１日とし、地域の状況によっては、これ以外の期間、頻度で行うことも考慮する。	五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるため、特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、調査の期間、時期又は時間帯は当該地点の道路交通振動の状況を代表すると考えられる１日とし、地域の状況によっては、これ以外の期間、頻度で行うことも考慮する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
なお、道路交通振動予測が、一般的に１時間当たりの交通量を用いて、１時間毎の予測値を求めることから、現況についても工事用資材等の搬出入に用いる自動車が影響を及ぼすと考えられる時間帯の１時間毎に、原則として毎正時に調査する。また、地盤の状況、道路構造については、調査の時期及び期間は任意とする。	なお、道路交通振動予測が、一般的に１時間当たりの交通量を用いて、１時間毎の予測値を求めることから、現況についても工事用資材等の搬出入に用いる自動車が影響を及ぼすと考えられる時間帯の１時間毎に、原則として毎正時に調査する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
六　予測の基本的な手法について 道路交通振動の予測は、国総研資料第714号「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版)」における参考予測手法（予測量：80％レンジの上端値L_{10}）に準じて行うものとする。 なお、予測に当たっては、予測対象時期の一般車両推定交通量（将来の交通量の推定が困難な場合及び現在の交通量の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の交通量）に配慮し、走行速度は規制速度とする。	六　予測の基本的な手法について 振動の予測については、振動の伝搬理論に基づく計算式により振動レベルを予測する。 なお、予測に当たっては、予測対象時期の一般車両推定交通量（将来の交通量の推定が困難な場合及び現在の交通量の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の交通量）に配慮し、走行速度は規制速度とする。	
七～八　（略）	七～八　（略）	
九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる1日を予測対象日とする。	九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の1日を予測対象日とする。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
十　評価の手法 （略） （参考）これらの地域にあっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較し整合が図られているかを検討することが望ましい。	十　評価の手法 （略）	
〇振　動 **振動［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一～九　（略）	**〇振　動** **振動［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一～九　（略）	

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ 三～十　（略） **○水　質** **水の濁り［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響］** 一　調査すべき情報 イ　浮遊物質量の状況 ロ　気象の状況 ハ　土質の状況 二～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は沈砂池等からの水の濁りの環境影響について定量的、定性的な予測を組み合わせた解析 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　浮遊物質量の状況 （略） ロ、ハ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　SSの状況 (ｲ)文献その他の資料 国又は地方公共団体が有する公共用水域水質調査結果、過去10年間の周辺の気象官署等による降水量等の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等により調査する。 (ﾛ)現地調査 採水は直接試料容器で採水するか、またはバケツ等で採水して試料容器に移す。 測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法とする。 なお、調査に当たっては、SSの濃度に関わりのある河川流量及び水温を記録する。 ロ　気象の状況 (ｲ)　文献その他の資料 過去10年間の周辺の気象官署等による降水量等の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等により調査する。 ハ　土質の状況 (ｲ)　現地調査 対象事業実施区域内で土壌を採取し沈降試験を行う。 沈降試験は、試料の調整はJISA1201等に準拠し、沈降試験はJISM0201等に準拠して行う。	〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 三～十　（略） **○水　質** **水の濁り［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響］** 一　調査すべき情報 浮遊物質量の状況 二～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　水質の状況 （略） ロ、ハ　（略） （略） 二　調査の基本的な手法について イ　文献その他の資料 国又は地方公共団体が有する公共用水域水質調査結果、過去10年間の周辺の気象官署等による降水量等の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等により調査する。 ロ　現地調査 採水は直接試料容器で採水するか、またはバケツ等で採水して試料容器に移す。 SSの測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法とする。 なお、調査に当たっては、SSの濃度に関わりのある河川流量及び水温を記録する。 また、調査地域の表土を採取し、土壌の沈降試験を実施する。	※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
ニ　調査結果のまとめ ①　調査位置図 ②　調査結果一覧表	ハ　調査結果のとりまとめ ①　調査位置図 ②　調査結果一覧表 ③　環境基準と比較のできる表（SS）	
三　調査地域について SSについては、工事実施箇所や沈砂池等の排水口からの排水による影響を受ける可能性のある河川等の公共用水域とし、河川等の状況が的確に把握できる範囲を選定する。 なお、支流、利水状況等を考慮し、調査地域及び調査地点の配置に留意する。 気象の状況については、対象事業実施区域及びその周辺とする。 土質の状況については対象事業実施区域とする。	三　調査地域について SSについては、一般排水の排出先である河川等の公共用水域とし、河川等の状況が的確に把握できる範囲を選定する。 なお、支流、利水状況を考慮し、調査地域及び調査地点の配置に留意する。 過去の降雨の状況については対象事業実施区域及びその周辺、土質の状況については対象事業実施区域とする。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
四　調査地点について 調査地域のうち、排水の可能性のある流域毎に支流、利水状況及び予測手法等を考慮した適切な地点とする。 なお、調査地点は安全を考慮したうえで、出来る限り上流側に配置するのが望ましい。 気象の状況については対象事業実施区域直近の気象官署等とする。 土質の状況については対象事業実施区域の土質を代表する地点とする。	四　調査地点について SSについては３地点程度とするが、支流、利水状況等に応じて追加する。 過去の降雨の状況については対象事業実施区域直近の気象官署等、土質の状況については対象事業実施区域の土質を代表する地点とする。	
五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 SSについては、平水時と降雨時に行う。平水時は平均的なSSの状況が把握できる適切な時期に行う。降雨時は原則降雨状況に応じて２回以上の複数回が望ましいが、安全上等の理由でやむを得ない場合は結果として１回もあり得る。 土質の状況については、１回とする。	五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 SSの調査の期間及び時期は、原則として１年間とし、季節毎に１回行う。調査時期の設定にあたっては、調査開始時期を水質の変動が少ないことが予想される時期となるよう考慮する。 土質の状況については、1回とする。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
六　予測の基本的な手法について 造成工事の実施に伴い、沈砂池等の排水口から排出される排水中のSS濃度及び負荷量を把握する。また、事業実施区域の状況を踏まえ、沈砂池等からの排水が河川又は水の流れる沢等まで達する可能性の推定、沈砂池等からの排水が合流する河川又は沢等におけるSS濃度の影響程度を予測する。 また、調整池に沈砂機能を持たせる場合には、調整池についても同様に排水されるSS濃度及び負荷量の把握、並びに流入する河川又は沢等におけるSS濃度の影響程度を予測する。 なお、道路工事についても予測対象とすることや最近の気象状況を踏まえた集中豪雨的な強雨時にも留意すること。 また、排水の沢等までの到達可能性を推定する場合には、排水の流れる林床部の植生等を踏まえ浸透性を評価した上で、排水量や雨量等も踏まえて予測手法の妥当性を説明する必要がある。	六　予測の基本的な手法について 造成工事の実施に伴い、既存の文献資料で整理されている発生原単位を用い、事業実施区域からの発生量及び濃度及び負荷量を計算することにより予測する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
七　（略）	七　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
八　予測地点について 沈砂池等の排水口からの排水による影響を受ける可能性のある河川等。	八　予測地点について 工事実施箇所から河川等公共用水域への排出口とする。 なお、沈砂池排水を土壌に浸透させる場合には、排水口から下流側の河川等公共用水とする。	
九　予測対象時期等について 工事の実施に伴う排水によるSSが最大となると予測される時期とする。	九　予測対象時期等について 建設工事の実施に伴い、工事排水によるSSが最大となると予想される時期とする。	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
十　（略） **〇地形及び地質** **　重要な地形及び地質［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について 　イ～ロ　（略） 　ハ　調査結果のまとめ 　（略） 三～九　（略） **〇地盤** **　土地の安定性［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） ニ　調査の基本的な手法について 　イ～ロ　（略） 　ハ　調査結果のまとめ 　　①　土地分類図、土地の改変に関する規制地等 　　②　必要に応じ、測量図あるいは写真、ボーリング柱状図及び地質断面図・試験結果 　　（斜面安定解析を実施した場合は、解析条件についても記載） 三～九　（略） （略） **〇その他** **　反射光［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法 　太陽光の反射による影響範囲を、時間毎の到達範囲及び影響範囲の継続時間数を示した図等により予測 七　（略） 八　予測対象時期等 　反射光の特性を踏まえ、１年間の代表的な太陽高度を呈する、夏至、春分・秋分、冬至の３ケース 〔解　説〕 一～九　（略） **〇動物** **　重要な種及び注目すべき生息地［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形**	**十　（略）** **〇地形及び地質** **　重要な地形及び地質［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について 　イ～ロ　（略） 　ハ　調査結果のとりまとめ （略） 三～九　（略） **〇地盤** **　土地の安定性［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） ニ　調査の基本的な手法について 　イ～ロ　（略） 　ハ　調査結果のとりまとめ 　　①　土地分類図等 　　②　必要に応じ、測量図あるいは写真、ボーリング柱状図・試験結果 三～九　（略） （略） **〇その他** **　反射光［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～五　（略） 六　予測の基本的な手法 　事例の引用又は解析 七　（略） 八　予測対象時期等 　反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期 〔解　説〕 一～九　（略） **〇動物** **　重要な種及び注目すべき生息地［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形**	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載

改変及び施設の存在］ 一　調査すべき情報 イ　（略） ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハ　注目すべき生息地の分布の状況 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相等の状況 （略） ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする（イの動物相には限定されない。）。 ①～⑤　（略） ハ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生動物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 ロ　現地調査 a　動物相調査 (a)（略） (b)鳥　類 以下の調査手法を用いるほか、調査地域の環境条件・土地利用を踏まえて適切な手法を選択する。 ・ラインセンサス法による調査 一定の調査ルートの観察幅内に出現する種類等を直接観察あるいは鳴き声等で確認し、記録する。 ・ポイントセンサス法による調査 一定の調査ルートにおいて、一定間隔を置いて複数の定点を設定し、各定点から一定距離内に出現する種類等を直接観察あるいは鳴き声等で確認し、記録する。調査地点数・回数の設定にあたっては、的確な予測評価ができるよう、植生、改変区域との位置関係を考慮した上で、適切に設定する。 ・定点観察法による調査 視野の広い地点に定点を設定し、出現する種類等を直接観察により記録する。視野の範囲内の識別が可能な距離までを対象とし、一定時間観察を行う。 ・任意観察調査 ラインセンサス法、ポイントセンサス法、定点観察法及びテリトリーマッピング法による調査以外の場所及び観察日・時間帯における任意の観察調査で、鳴き声や目視直接観察等で確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 ・テリトリーマッピング法 調査範囲を踏査し、縄張り行動（複数羽の同時さえずり、攻撃（被攻撃））を記録する。これを複数回行い、面的な広がりを持つ自然地における繁殖期の鳥類の生息数を把握する（鳥類の繁殖に好適な環境が広く分布し、鳥類重要種の繁殖地として利用していることが	**改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　（略） ロ　重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 （略） ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする。 ①～⑤　（略） ハ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　文献その他の資料としては、国又は地方公共団体が有する野生動物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 ロ　現地調査 a　動物相調査 (a)（略） (b)鳥　類 以下の調査手法を用いるほか、調査地域の環境条件・土地利用を踏まえて適切な手法を選択する。 ・ラインセンサス法による調査 一定の調査ルートの観察幅内に出現する種類等を直接観察あるいは鳴き声等で確認し、記録する。 ・スポットセンサス法による調査 一定の調査ルートにおいて、一定間隔を置いて複数の定点を設定し、各定点から一定距離内に出現する種類等を直接観察あるいは鳴き声等で確認し、記録する。調査地点数・回数の設定にあたっては、的確な予測評価ができるよう、植生、改変区域との位置関係を考慮した上で、適切に設定する。 ・定点観察法による調査 見通しのきく場所に定点を設定し、出現する種類等を直接観察により記録する。視野の範囲内の識別が可能な距離までを対象とし、一定時間観察を行う。 ・任意観察調査 調査範囲を任意に踏査して観察を行う調査で、鳴き声や直接観察等で確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 ・テリトリーマッピング法 調査範囲を踏査し、縄張り行動（複数羽の同時さえずり、攻撃（被攻撃））を記録する。これを複数回行い、面的な広がりを持つ自然地における繁殖期の鳥類の生息数を把握する（鳥類の繁殖に好適な環境が広く分布し、鳥類重要種の繁殖地として利用していることが	を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※明確化のための修正。 ※誤記の修正。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
想定される場合等に、本手法の適用の要否　を検討する)。 (c)～(d)　（略） (e)昆虫類 （略） ・ベイトトラップ法による調査 糖蜜や腐肉等の誘引物をプラスチックコップ等に入れ、地表徘徊性の昆虫を捕獲する。 （略） (f) 魚類、底生動物及び水生昆虫類 （略） b　（略） ハ　調査結果のまとめ 調査結果は、動物相については主な確認種のリスト、確認した地点及び状況（現地調査の場合）を、重要な種及び注目すべき生息地については、保全すべき理由、確認した地点及び状況、生息環境を図、表に整理する。 なお、重要な種及び注目すべき生息地の情報については、公開に当たって希少な動物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～四　（略） 五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 現地調査の期間は、動物相については１年間とする。重要な種及び注目すべき生息地については原則として１年間とするが、生息の特性に応じて適切な期間を設定するものとする。 現地調査の時期及び時間帯は、地点の状況、生息種等の確認が得られる活動時期及び時間帯を主体に設定する。 なお、両生類、昆虫類については、調査時期（季節等）によって確認できる種類が大きく変わってくるため、調査回数、トラップ回数、調査する時期を明確に記載する。 六～九　（略）	想定される場合等に、本手法の適用の要否　を検討する)。 (c)～(d)　（略） (e)昆虫類 （略） ・ベイトトラップ法による調査 糖蜜や腐肉の誘引物をプラスチックコップ等に入れ、地表徘徊性の昆虫を捕獲する。 （略） (f) 魚類、水生昆虫類・底生動物 （略） b　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 調査結果は、動物相については主な確認種のリスト、確認した地点及び状況（現地調査の場合)、重要な種及び注目すべき生息地については、保全すべき理由、確認した地点及び状況、生息環境を図、表に整理する。 重要な種及び注目すべき生息地の情報については、公開に当たって希少な動物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～四　（略） 五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 現地調査の期間は、動物相については１年間とする。重要な種及び注目すべき生息地については原則として１年間とするが、生息の特性に応じて適切な期間を設定するものとする。 現地調査の時期及び時間帯は、地点の状況、生息種等の確認が得られる活動時期及び時間帯を主体に設定する。 六～九　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※平仄を合わせるための修正。
○植　物 **重要な種及び重要な群落［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 維管束植物及びロに示す重要な種としての生育が予想される種の植物相とその状況を把握する。 維管束植物その他の主な植物種は、自生種及び逸出種とする。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法による群集単位を基本とする現存植生とする。	**○植　物** **重要な種及び重要な群落［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 種子植物、羊歯植物及びロに示す重要な種としての生育が予想される種の植物相とその状況を把握する。 種子植物その他の主な植物種は、自生種及び逸出種とする。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法による群集単位を基本とする現存植生とする。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　植物相及び植生 (ｲ)文献その他の資料 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生植物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 (ﾛ)現地調査 植物相の状況は、現地踏査により目視観察し出現種を確認する。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法により調査区毎に植生高、階層構造、出現種数、種組成、被度、群度、成立立地等を調査する。 ロ　重要な種及び重要な群落 (ｲ)文献その他の資料 植物相及び植生の文献その他の資料の調査に準ずる。 (ﾛ)現地調査 重要な種及び重要な群落の分布及び生育状況の調査は、植物相及び植生の調査に準じた手法によるほか、必要に応じ個体数・株数又は分布面積の把握を行う。 生育環境の状況における地形の状況の把握は尾根、斜面上・中・下部、傾斜方位等を調査する。対象となる重要種の生態が土壌条件に依存している場合、土壌状況の把握は、重要な群落の生育地において国有林野土壌調査方法等に基づいて、土壌の種類、土壌層位、土色、土性等を調査する。ただし、土壌調査での試孔による環境影響へのおそれが予想される場合には、土壌調査は行わない。 植物相及び植生調査において重要な種及び重要な群落が確認された場合の基本的な調査手法は、上記内容に基づくものとする。 ハ　調査結果のまとめ 調査結果は、植物相については主な確認種リスト、確認した区分及び状況（現地調査の場合）を整理し、当該地域の植物相の特徴について記載する。 植生については群落特性及び群集等の分布状況を図、表に整理し、植生調査票、群落組成表を巻末等に記載する。また、植生自然度の高い場所については、植生断面模式図、植生自然度の区分結果もあわせて図に整理し状況を記載する。 重要な種及び重要な群落については、保全すべき理由及び分布地、確認した地点及び状況、生育環境を図、表に整理する。 なお、重要な種及び重要な群落の情報については、公開に当たって希少な植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。	ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　文献その他の資料 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生植物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 ロ　現地調査 現地調査の基本的な手法は、次によるものとする。 なお、重要な種及び重要な群落に係る現地調査の基本的な手法については、生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 a　植物相及び植生 植物相の状況は、現地踏査により目視観察し出現種を確認する。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法により調査区毎に植生高、階層構造、出現種数、種組成、被度、群度、成立立地等を調査する。 b　重要な種及び重要な群落 重要な種及び重要な群落の分布及び生育状況の調査は、植物相及び植生の調査に準じた手法によるほか、必要に応じ個体数・株数又は分布面積の把握を行う。 生育環境の状況における地形の状況の把握は尾根、斜面上・中・下部、傾斜方位等を、土壌状況の把握は、重要な群落の生育地において国有林野土壌調査方法等に基づいて、土壌の種類、土壌層位、土色、土性等をそれぞれ調査する。ただし、生育地が湿原等のように、土壌調査での試孔による環境影響へのおそれが予想される場合には、土壌調査は行わない。 植物相及び植生調査において重要な種及び重要な群落が確認された場合の基本的な調査手法は、上記内容に基づくものとする。 ハ　調査結果のとりまとめ 調査結果は、植物相については主な確認種リスト、確認した区分及び状況（現地調査の場合）、植生については群落特性及び群集等の分布状況を図、表に整理する。重要な種及び重要な群落については、保全すべき理由及び分布地、確認した地点及び状況、生育環境を図、表に整理する。重要な種及び重要な群落の情報については、公開に当たって希少な植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。	知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
三～九　（略）	三～九　（略）	
〇生態系 **地域を特徴づける生態系[影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在]** 一～八　（略） 〔解　説〕 （略） 一　調査すべき情報について	**〇生態系** **地域を特徴づける生態系[影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在]** 一～八　（略） 〔解　説〕 （略） 一　調査すべき情報について	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
対象事業による生態系への影響を可能な範囲で定量的に把握するために必要と考えられる情報を検討し調査内容を選定する。 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 自然環境に係る概況は、動植物、地形、土壌に係る自然環境の概要とし、他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で、文献その他の資料調査及び現地調査）の結果により把握する。 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について 複数の注目種等については、国又は地方公共団体の有する生態系又は野生生物に関する文献その他の資料又は動植物の現地調査結果により概括的に把握される、地域を特徴づける生態系に応じて、次の視点により抽出する複数の注目される動植物の種等とする。 なお、注目種の選定に際しては、原則、在来種から選定することとする。 （略） 二　調査の基本的な手法について 生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で文献その他の資料調査及び現地調査）の結果から、調査地域における生態系の概況について環境類型区分ごとの主要構成種を示した表や食物連鎖模式図を作成し、整理、解析する。なお、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等も行う。 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について (ｲ)　注目種の選定 対象とする注目種について、前号の ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況についての考え方を踏まえ、イ　動植物その他の自然環境に係る概況を基に選定を行う。 (ﾛ)　文献その他の資料調査 選定した注目種の形態や生態等について文献等を基に整理する。必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 (ﾊ)　現地調査 現地調査にあたっては、選定した注目種に及ぼす影響について可能な限り定量的に予測するため、注目種ごとに生態特性や地形、植生、自然環境の特性等を踏まえ、調査、解析から影響予測までの流れを整理した上で、必要な現地調査（生息状況、餌資源、繁殖状況等を把握する調査）を計画する。具体的には予測・評価するために必要な定量的又は定性的な把握が可能な手法として、「環境アセスメント技術ガイド生態系」（(財)自然環境研究センター、平成14年）等の文献、既往の科学的知見及び環境影響評価の事例を踏まえ設定する。例としては、調査範囲における注目種の好適性区分を判断するために必要な、地形、植生、群落構造（繁殖に適・不適等）、注目種の生息状況（確認状況）、繁殖状況、餌の現存量等について把握できる手法を設定する。また、	対象事業による生態系への影響を可能な範囲で定量的に把握するために必要と考えられる情報を検討し調査内容を選定する。 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 自然環境に係る概況は、動植物、地形、土壌に係る自然環境の概要とし、原則として他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で、主に文献その他の資料の収集）の結果のほか、必要により現地調査の結果により把握する。 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について 複数の注目種等については、国又は地方公共団体の有する生態系又は野生生物に関する文献その他の資料又は動植物の現地調査結果により概括的に把握される、地域を特徴づける生態系に応じて、次の視点により抽出する複数の注目される動植物の種等とする。 なお、注目種の選定に際しては、重要な種、注目すべき生息地、重要な群落については動物及び植物の項目で実施することから、生態系の項目では原則としてそれらの種以外の種等を選定することとし、また、原則、在来種から選定することとする。 （略） 二　調査の基本的な手法について イ　文献その他の資料 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 ロ　現地調査 現地調査の基本的な手法は、地形、植生、自然環境の特性、注目種等の生息・生育の特性等に応じて設定する。具体的には予測・評価するために必要な定量的又は定性的な把握が可能な手法として、「環境アセスメント技術ガイド生態系」（(財)自然環境研究センター、平成14年）等の文献や既往の科学的知見や環境影響評価の事例により、手法を設定する。例としては、調査範囲における注目種の好適性区分を判断するために必要な、地形、植生、群落構造（繁殖に適・不適等）、注目種の生息状況（確認状況）、繁殖状況、餌の現存量等について把握できる手法を設定する。また、調査内容に応じ、予測段階での比較検討を適切に行うため、調査範囲（面積）や調査時間の設定を一定にする等の検討を行う。 なお、生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。	※平仄を合わせるための修正 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
調査内容に応じ、予測段階での比較検討を適切に行うため、調査範囲（面積）や調査時間の設定を一定にする等の検討を行う。 　なお、生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による環境影響を少なくするよう配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 ハ　調査結果のまとめ 三～九　（略） **○景　観** **主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ハ　（略） ニ　調査結果のまとめ 三～九　（略） ○人と自然との触れ合いの活動の場 主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］ 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） ハ　交通量に係る状況 二～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ 三～九　（略） **○人と自然との触れ合いの活動の場** **主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ニ　調査結果のまとめ 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の範囲と発電所計画に伴う物理的改変域を地形図	ハ　調査結果のとりまとめ 三～九　（略） **○景　観** **主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ハ　（略） ニ　調査結果のとりまとめ 三～九　（略） ○人と自然との触れ合いの活動の場 主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］ 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 三～九　（略） **○人と自然との触れ合いの活動の場** **主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ～ロ　（略） ニ　調査結果のとりまとめ 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の範囲と発電所計画に伴う物理的改変域を地形図	を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
上に図示等して、改変面積が主要な人と自然との触れ合いの活動の場全体に占める割合等から、それらの質的変化等を事例の引用等により予測する。 　予測結果は主要な人と自然との触れ合いの活動の場毎に図、写真等により具体的にわかりやすく整理する。 七～九　（略） **5）風力発電所に係る「参考手法」の具体的内容** **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 　洋上風力発電に関しては、港に近接して環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住宅が存在する場合、車両の走行と併せて、船舶の航行によるこれらへの影響についても調査・予測・評価を行うものとする。 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通騒音の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）で定められたJIS Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（環境基準の昼間：午前６時～午後10時あるいは夜間：午後10時～午前６時）の等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。また、騒音測定の際には、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。なお、風況観測データや周辺の気象官署等のデータを利用する場合には、これらの場所等の情報もあわせて記載すること。 ロ～ハ　（略） ニ　調査結果のまとめ 一般車両による騒音レベル、交通量、天気、風向・風速、気温、湿度及び道路構造等を一覧表等により整理する。なお、天気、風向・風速、気温、湿度により騒音の発生状況や伝搬状況が変化する場合があるので、天気、風向・風速、気温、湿度は記載すること。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 L_{Aeq}による道路交通騒音予測として、日本音響学会が発表している「ASJ RTN-Model 2018」（更新されている場合は最新モデルに留意）に準じて予測を行う。 なお、予測としては工事用資材等の搬出入に用いる自動車による騒音及び予測年度の一般車両推定交通量による騒音について予測する。 ロ　予測諸元の考え方 ①～②　（略） ③一般車両の推定交通量は、予測地域及び地点あるいはその近傍の主要な道路における	上に図示等して、改変面積が主要な人と自然との触れ合いの活動の場全体に占める割合等から、それらの質的変化等を事例の引用等により予測する。 　発電所の共生施設（レクリエーション施設等）が計画される場所の影響を事例の引用等により予測する。 　予測結果は主要な人と自然との触れ合いの活動の場毎に図、写真等により具体的にわかりやすく整理する。 七～九　（略） **5）風力発電所に係る「参考手法」の具体的内容** **○騒　音** **騒音［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一～九　（略） 〔解　説〕 　洋上風力発電に関しては、港に近接して環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）が存在する場合、車両の走行と併せて、船舶の航行によるこれらへの影響についても調査・予測・評価を行うものとする。 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通騒音の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）で定められたJIS Z 8731「騒音レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（環境基準の昼間：午前６時～午後10時あるいは夜間：午後10時～午前６時）の等価騒音レベルL_{Aeq}を算出する。あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ロ～ハ　（略） ニ　調査結果のとりまとめ 一般車両による騒音レベル、交通量、天気、風向・風速及び道路構造等を一覧表等により整理する。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 L_{Aeq}による道路交通騒音予測として、日本音響学会が発表している「ASJ RTN-Model 2018」に準じて予測を行う。 なお、予測としては工事用資材等の搬出入に用いる自動車による騒音及び予測年度の一般車両推定交通量による騒音について予測する。 ロ　予測諸元の考え方 ①～②　（略） ③一般車両の推定交通量は、予測地域及び地点あるいはその近傍の主要な道路における	※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※最新の情報に修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
現状までの交通量の伸び率を、国又は地方公共団体が実施している交通量調査結果を用いて算出し、この伸び率が予測年まで継続するものとして算出する。 なお、国又は地方公共団体が有する将来交通量を用いる場合は、その根拠を確認して使用する。また、山間部等の一般推定交通量まで想定しない場合や周辺に新しい道路ができる等交通量の伸び率把握が困難な場合は、現況の交通量を用いてもよい。 ④　（略） ハ　（略） 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、道路交通騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）、もしくは、「騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）との整合が図られているかを検討する（類型指定のされていない地域、もしくは、騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域を除く）。 （参考）これらの地域であっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例も見られる。	現状までの交通量の伸び率を、国又は地方公共団体が実施している交通量調査結果を用いて算出し、この伸び率が予測年まで継続するものとして算出する。 なお、国又は地方公共団体が有する将来交通量を用いる場合は、その根拠を確認して使用する。また、周辺に新しい道路ができる等交通量の伸び率把握が困難な場合は、現況の交通量を用いてもよい。 ④　（略） ハ　（略） 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、道路交通騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）、もしくは、「騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）との整合が図られているかを検討する（類型指定のされていない地域、もしくは、騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域を除く）。	知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○騒　音 **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法及び環境基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 洋上風力発電に関しては、対象事業実施区域周辺の陸域に、環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住宅が存在する場合にのみ、調査・予測・評価を行うものとする。 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）で定められたJIS Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める騒音	**○騒　音** **騒音［影響要因の区分：建設機械の稼働］** 一　（略） 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　（略） 〔解　説〕 洋上風力発電に関しては、対象事業実施区域周辺の陸域に、環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）が存在する場合にのみ、調査・予測・評価を行うものとする。 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ) 現地調査 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）で定められた測定方法JIS Z 8731「騒音レベル測定方法」により調査を行	※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
レベル測定方法により調査を行い、90％レンジの上端値Ｌ５を算出する。この場合、規制基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合、等価騒音レベルＬAeqについても調査する。この場合、騒音に係る環境基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 また、騒音測定の際には、騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。なお、風況観測データや周辺の気象官署等のデータを利用する場合には、これらの場所等の情報もあわせて記載すること。	い、90％レンジの上端値Ｌ５を算出する。あわせて騒音測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。この場合、規制基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。 なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合、等価騒音レベルＬAeqについても調査する。この場合、騒音に係る環境基準で定める時間の区分ごとに全時間を通じて測定し、算出する。	を修正。
ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速、気温、湿度を一覧表等により整理する。なお、天気、風向・風速、気温、湿度により騒音の発生状況や伝搬状況が変化する場合があるので、天気、風向・風速、気温、湿度は記載すること。	ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 調査地点別に各時間帯毎の騒音レベル、天気、風向・風速を一覧表等により整理する。	※明確化のための修正。
三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 予測計算においては点音源からの幾何学的拡散を基本とし、障壁等による回折、地表面効果等を考慮した予測計算式（ASJ CN-Model 2007）（更新されている場合は最新モデルに留意）に準じてそれぞれの音源による到達騒音レベルを算出し、さらに音源毎の到達騒音レベルを総合すること等によって予測点における到達騒音レベルを算出する。 また、音源ごとの稼働時間、発生回数、等価騒音レベルの評価時間を考慮して、等価騒音レベルを算出する。	三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　予測手法 予測計算においては音源の大きさ、形状に応じて、点音源、線音源、面音源及び立体音源としてモデル化し、伝搬過程における幾何学的拡散による距離減衰、障壁による回析減衰、空気の吸収等による超過減衰等を考慮した予測計算式（ASJ CN-Model 2007）に準じてそれぞれの音源による到達騒音レベルを算出し、さらに音源毎の到達騒音レベルを総合することや国総研版騒音・振動シミュレーター等を用いて予測点における到達騒音レベルを算出する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
ロ　（略） 七～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、建設作業騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）との整合が図られているかを検討する（騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域を除く）。なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）との整合が図られているかについても検討する（類型指定のされていない地域を除く）。 さらに、環境基準で定める時間区分の等価騒音レベルを算出した数値を示すのみならず、実際に想定される一日の工事時間で算出した数値についても記載することが望ましい。想定される工事の時間帯及びどの時間帯をもって等価騒音レベルを算出したかについても図書に記載することが重要である。 （参考）類型指定のされていない地域及び騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域であっても、周辺環境の状況等を踏まえ、比較するのに適切な環境基準等をあてはめ、参考として比較している事例がみられる。	ロ　（略） 七～九　（略） 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、建設作業騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）との整合が図られているかを検討する（騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域を除く）。なお、工事により長期間にわたり影響が懸念される場合は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）との整合が図られているかについても検討する（類型指定のされていない地域を除く）。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○騒　音 **騒音［影響要因の区分：施設の稼働］**	**○騒　音** **騒音［影響要因の区分：施設の稼働］**	

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
一　調査すべき情報 イ　騒音及び風況の状況 ロ　（略） 二～九　（略） 〔解　説〕 対象事業実施区域周辺において、他の風力発電所が稼働又は計画されている場合には、累積的な影響について考慮する。 一　調査すべき情報について イ　騒音及び風況の状況 「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年５月、環境省）に基づき残留騒音及び風況を調査する。 併せて、騒音に係る環境基準に基づく地域の類型が指定されている地域においては、環境基準との整合性を考慮して等価騒音レベルの調査を行う。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音及び風況の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ)現地調査 残留騒音の状況、風況についての現地調査は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年５月、環境省）に示される測定方法により行う。 ロ　（略） ハ　調査結果のまとめ 調査地点別に各時間帯毎の残留騒音、天気、風況等を一覧表等により整理する。あわせて、残留騒音とハブ高さにおける風速の関係について、調査地点ごとに関係性が分かるよう関係図を整理し、解析する。環境基準の地域の類型が指定されている調査地点については、環境基準との比較のため、等価騒音レベルについても整理する。 三　（略） 四　調査地点について 残留騒音の調査地点については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年５月、環境省）に基づき、環境基準の地域類型指定図、地形図、都市計画図等により特に静穏な環境を保全すべき対象や住宅の分布状況等を確認し、調査地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定する。具体的には、風力発電設備に最寄りの住居地域や、現況騒音からの増加分が大きくなることが懸念される住居地域等において地域の静けさを代表する地点とし、住宅設備の機器の作動音や生垣の葉擦れ音、自動車の走行音、川の水流音などの特定の発生源の影響をあまり受けない地点を選ぶものとする。 風況の調査地点については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年５月、環境省）に基づき、設置を予定している風車のハブ高さ付近における、調査地域を代表する風況が把握できる地点を選定する。 また、地表面の状況については、計画している風力発電設備からの騒音の発生源と予測地点との間の区間を代表する地点を選定する。	一　調査すべき情報 イ　騒音の状況 ロ　（略） 二～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　騒音の状況 「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年５月、環境省）に基づき残留騒音及び風況を調査する。 併せて、騒音に係る環境基準に基づく地域の類型が指定されている地域においては、環境基準との整合性を考慮して等価騒音レベルの調査を行う。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　騒音の状況 (ｲ)　（略） (ﾛ)現地調査 残留騒音の状況、風況についての現地調査は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年５月、環境省）、等価騒音レベルの現地調査は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）に示される測定方法により行う。 ロ　（略） ハ　調査結果のとりまとめ 調査地点別に各時間帯毎の残留騒音、天気、風況等を一覧表等により整理する。環境基準の地域の類型が指定されている調査地点については、環境基準との比較のため、等価騒音レベルについても整理する。 三　（略） 四　調査地点について 残留騒音の状況については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）に基づき、環境基準の地域類型指定図、地形図、都市計画図等により特に静穏な環境を保全すべき対象や住宅の分布状況等を確認し、調査地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定する。具体的には、風力発電設備に最も近い住宅等に加え、現況騒音からの増加分が大きくなることが懸念される住宅等を選定することが適当である（例えば、山等の地形により卓越風から遮蔽されているような住宅においては、風に伴う自然の音が小さく、風力発電設備からの騒音によって、設置前の環境騒音からの増分が大きくなる可能性がある点に留意が必要である。）。なお、測定地点の選定に当たっては、特定の発生源（道路交通騒音や川の流水音）の影響をあまり受けない地点を選ぶものとする。 風況の調査地点については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）に基づき、設置を予定している風車のハブ高さ付近における、調査地域を代表する風況が把握できる地点を選定する。 また、地表面の状況については、計画している風力発電設備からの騒音の発生源と予測地点との間の区間を代表する地点を選定する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　（略） ロ　予測結果のとりまとめ 予測地点毎に、風力発電設備からの寄与値及び残留騒音との合成値を一覧表等により整理する。あわせて、寄与値と残留騒音及び風況との関係について、寄与値と残留騒音及びそれから算定される指針値との関係図を整理する。また、騒音に係る環境基準に基づく地域の類型が指定されている地域については、等価騒音レベルとの合成値等及び環境基準を一覧表等により整理する。 七　（略） 八　予測地点について 調査地域のうち最も影響を受けやすい住宅等とする。具体的には、風力発電施設に最も近い住宅や現況騒音からの増分が大きくなることが懸念される住宅等を選定することが適当である。 九～十　（略） **○振　動** **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ　道路交通振動の状況 ロ　沿道及び地盤の状況 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は、振動の伝搬理論に基づく計算 七～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　道路交通振動の状況 当該道路の一般車両による振動レベルを調査する。 ロ　沿道及び地盤の状況 当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、当該道路及び沿道における、地盤の状況を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 当該道路における、道路構造及び一般車両の車種別交通量を調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　道路交通振動の状況	五　（略） 六　予測の基本的な手法について イ　（略） ロ　予測結果のとりまとめ 予測地点毎に、風力発電設備からの寄与値及び残留騒音との合成値を一覧表等により整理する。また、騒音に係る環境基準に基づく地域の類型が指定されている地域については、等価騒音レベルとの合成値等及び環境基準を一覧表等により整理する。 七　（略） 八　予測地点について 原則として、調査地点と同じとする。 九～十　（略） **○振　動** **振動［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 交通量に係る状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　交通量に係る状況 当該道路の一般車両の車種別交通量を調査する。 ロ　道路交通振動の状況 当該道路の一般車両による振動レベルを調査する。 ハ　沿道及び道路構造の状況 当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、当該道路の調査地点の道路構造について調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　交通量に係る状況	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
(ｲ)文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通振動測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 「振動規制法」に定められた JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（ 振動規制法の昼間あるいは夜間）の 80%　レンジの上端値Ｌ　10 を算出する。 また、振動測定の際には、振動測定に影響を与える天気についても記録する。 ロ　沿道及び地盤の状況 (ｲ) 文献その他の資料 沿道の状況について、都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、地盤の状況について、文献その他の資料により情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 沿道の状況について、調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の振動発生源の分布状況等を調査する。また、地盤の状況について、文献その他の資料により情報収集ができない場合、現地調査を行い、第六号に示す予測手法に基づく道路交通振動の予測に必要な情報（地盤卓越振動数等）を調査する。 ハ　道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (ｲ) 文献その他の資料 道路構造の状況について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。また、交通量について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 道路構造の状況について、調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別）、車線数、幅員、道路の縦横断形状について調査する。また、交通量の状況について、道路交通振動の状況調査に合わせ、振動レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。なお、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音調査時に把握する交通量を用いても良い。 ニ　調査結果のまとめ 一般車両による振動レベル、道路構造及び交通量等を一覧表等により整理する。	(ｲ) 文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 道路交通振動の状況調査に合わせ、振動レベルの実測時間と同一時間において、方向別、車種別交通量、走行速度を調査する。なお、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音調査時に把握する交通量を用いても良い。 ロ　道路交通振動の状況 (ｲ) 文献その他の資料 国又は地方公共団体が行っている道路交通振動測定資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 「振動規制法」に定められた JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定める測定方法により行い、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が運行する時間帯（振動規制法の昼間あるいは夜間）の 80%レンジの上端値Ｌ10 を算出する。あわせて、振動測定に影響を与える天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。 ハ　沿道及び道路構造の状況 (ｲ) 文献その他の資料 沿道の状況について、都市計画図、道路地図等の資料により、当該道路沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況を調査する。また、道路構造の状況について、国又は地方公共団体が行っている道路交通情勢調査資料がある場合は、それにより情報収集を行う。 (ﾛ) 現地調査 沿道の状況について、調査地点の沿道の学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況、建物の状況、既存の振動発生源の分布状況等を調査する。また、道路構造の状況について、調査地点の道路の構造（盛土、切土、高架、平面の別）、車線数、幅員、道路の縦横断形状について調査する。 ニ　調査結果のまとめ 国又は地方公共団体が行っている交通量調査資料から、当該調査地点に関するデータを抜粋し、出典とともに整理する。 現地調査を行った場合は、交通量を一覧表等により整理する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
三～四　（略）	三～四　（略）	
五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるため、特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、調査の期間、時期又は時間帯は当該地点の道路交通振動の状況を代表すると考えられる１日とし、地域の状況によっては、これ以外の期間、頻度で行うことも考慮する。 なお、道路交通振動予測が、一般的に１時間当たりの交通量を用いて、１時間毎の予測値を求めることから、現況についても工事用資材等の搬出入に用いる自動車が影響を及ぼすと考えられる時間帯の１時間毎に、原則として毎正時に調査する。また、地盤の状況、道路構造については、調査の時期及び期間は任意とする。	五　調査期間等について 道路交通振動は、主として当該道路の交通量によって決まるため、特異な日を除けば日によって大きな変動がないことから、調査の期間、時期又は時間帯は当該地点の道路交通振動の状況を代表すると考えられる１日とし、地域の状況によっては、これ以外の期間、頻度で行うことも考慮する。 なお、道路交通振動予測が、一般的に１時間当たりの交通量を用いて、１時間毎の予測値を求めることから、現況についても工事用資材等の搬出入に用いる自動車が影響を及ぼすと考えられる時間帯の１時間毎に、原則として毎正時に調査する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
六　予測の基本的な手法について	六　予測の基本的な手法について 振動の予測については、振動の伝搬理論に基づく計算式により振動レベルを予測する。	※実態及び最新の

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
道路交通振動の予測は、国総研資料第 714 号「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」における参考予測手法（予測量：80％レンジの上端値Ｌ10）に準じて行うものとする。 なお、予測に当たっては、予測対象時期の一般車両推定交通量（将来の交通量の推定が困難な場合及び現在の交通量の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の交通量）に配慮し、走行速度は規制速度とする。	なお、予測に当たっては、予測対象時期の一般車両推定交通量（将来の交通量の推定が困難な場合及び現在の交通量の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の交通量）に配慮し、走行速度は規制速度とする。	知見に合わせ記載を修正。
七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の最多通行となる１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、道路交通振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、振動規制法施行規則第12条に規定する限度との整合が図られているかを検討する（振動規制法に基づき区域が定められていない地域を除く）。 （参考）これらの地域であっても、出来る限り道路沿道周辺の環境状況等を踏まえ、比較するのに適切な基準等をあてはめ、参考として比較し整合が図られているかを検討することが望ましい。	七～八　（略） 九　予測対象時期等について 対象事業の工事計画に基づき工事用資材等の搬出入に用いる自動車の最多通行月（大型車の台数を小型車の台数に換算し、小型車の台数として合計した等価車両台数による最多通行月）とし、この月の１日を予測対象日とする。 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、道路交通振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 また、振動規制法施行規則第12条に規定する限度との整合が図られているかを検討する（振動規制法に基づき区域が定められていない地域を除く）。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○水　質 **水の濁り［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響］** 一　調査すべき情報 イ　浮遊物質量の状況 ロ　気象の状況 ハ　土質の状況 ニ　水象の状況 二～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は沈砂池等からの水の濁りの環境影響について定量的、定性的な予測を組み合わせた解析 七～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　浮遊物質量の状況 SSの濃度を調査するものとする。 ロ　気象の状況 過去の降雨の状況を調査するものとする。 ハ　土質の状況 土壌の物理的性質（沈降速度）を調査するものとする。 ニ　水象の状況 土地改変区域周辺の河川・沢筋等の状況を調査するものとする。	**○水　質** **水の濁り［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響］** 一　調査すべき情報 浮遊物質量の状況 二～五　（略） 六　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七～九　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について 浮遊物質量（以下「SS」という。）の濃度を調査するものとする。 二　調査の基本的な手法について	※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
二　調査の基本的な手法について イ　SS の状況 (ｲ)　文献その他の資料 国又は地方公共団体が有する公共用水域水質調査結果、過去10年間の周辺の気象官署等による降水量等の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等により調査する。 (ﾛ)　現地調査 採水は直接試料容器で採水するか、またはバケツ等で採水して試料容器に移す。 測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法とする。 なお、調査に当たっては、SSの濃度に関わりのある河川流量及び水温を記録する。	イ　文献その他の資料 国又は地方公共団体が有する公共用水域水質調査結果等の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等により調査する。 ロ　現地調査 採水は直接試料容器で採水するか、またはバケツ等で採水して試料容器に移す。 測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法とする。 なお、調査に当たっては、SSの濃度に関わりのある河川流量及び水温を記録する。	を修正。 ※平仄を合わせるための修正。
ロ　気象の状況 (ｲ)　文献その他の資料 過去10年間の周辺の気象官署等による降水量等の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等により調査する。		※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
ハ　土質の状況 (ｲ)　現地調査 対象事業実施区域内で土壌を採取し沈降試験を行う。 沈降試験は、試料の調整はJISA1201等に準拠し、沈降試験はJISM0201等に準拠して行う。		
ニ　水象の状況 (ｲ)　文献その他の資料 国土地理院の地図等により土地改変区域周辺の河川等の状況を調査する。 (ﾛ)　現地調査 土地改変区域周辺の踏査により、常時流水のある河川や沢筋等を把握する。		
ホ　調査結果のまとめ ①　調査位置図 ②　調査結果一覧表	ハ　調査結果のまとめ ①　調査位置図 ②　調査結果一覧表 ③　環境基準と比較のできる表	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
三　調査地域について SSについては、工事実施箇所や沈砂池等の排水口からの排水による影響を受ける可能性のある河川等の公共用水域とし、河川等の状況が的確に把握できる範囲を選定する。なお、支流、水の流れる沢、利水状況等を考慮し、調査地域及び調査地点の配置に留意する。 気象の状況については、対象事業実施区域及びその周辺とする。 土質の状況については対象事業実施区域とする。	三　調査地域について 一般排水の排出先である河川等の公共用水域とし、河川等の状況が的確に把握できる範囲を選定する。なお、支流、利水状況等を考慮し、調査地域及び調査地点の配置に留意する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
四　調査地点について 調査地域のうち、排水の可能性のある流域毎に支流、水の流れる沢、利水状況及び予測手法等を考慮した適切な地点とする。 なお、調査地点は安全を考慮したうえで、出来る限り上流側に配置するのが望ましい。 気象の状況については対象事業実施区域直近の気象官署等とする。 土質の状況については対象事業実施区域の土壌を代表する地点とする。なお、複数の表層土壌（地質）が分布している場合は、風力発電施設の配置計画等に応じて追加する。	四　調査地点について ３地点程度とするが、支流、利水状況等に応じて追加する。	※平仄を合わせるための修正。
五　調査期間等について	五　調査期間等について	※実態及び最新の

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
イ　（略） ロ　現地調査 SSについては、平水時と降雨時に行う。平水時は平均的なSSの状況が把握できる適切な時期に行う。降雨時は原則降雨状況に応じて2回以上の複数回が望ましいが、安全上等の理由でやむを得ない場合は結果として1回も有り得る。 土質の状況については、１回とする。 六　予測の基本的な手法について 造成工事の実施に伴い、沈砂池等の排水口から排出される排水中のSS濃度及び負荷量を把握する。また、事業実施区域の状況を踏まえ、沈砂池等からの排水が河川又は水の流れる沢等まで達する可能性の推定、沈砂池等からの排水が合流する河川又は沢等におけるSS濃度の影響程度を予測する。 また、調整池に沈砂機能を持たせる場合には、調整池についても同様に排水されるSS濃度及び負荷量の把握、並びに流入する河川又は沢等におけるSS濃度の影響程度を予測する。 なお、道路工事についても予測対象とすることや最近の気象状況を踏まえた集中豪雨的な強雨時にも留意すること。 また、排水の沢等までの到達可能性を推定する場合には、排水の流れる林床部の植生等を踏まえ浸透性を評価した上で、排水量や雨量等も踏まえて予測手法の妥当性を説明する必要がある。 七　（略） 八　予測地点について 工事実施箇所や沈砂池等の排水口からの排水による影響を受ける可能性のある河川等 九　予測対象時期等について 工事の実施に伴う排水によるSSが最大となると予想される時期とする。 十　（略） **〇地形及び地質** **重要な地形及び地質［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 （略） ①　地形調査：測量、空中写真等により行う。 ②～③　（略） ハ　（略） 三～九　（略） **〇その他** **風車の影［影響要因の区分：施設の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕	イ　（略） ロ　現地調査 調査の期間及び時期は、原則として１年間とし、季節毎に１回行う。調査時期の設定に当たっては、調査開始時期を水質の変動が少ないことが予想される時期となるよう考慮する。 六　予測の基本的な手法について 造成工事の実施に伴い、河川等公共用水域に流入する工事排水のSSの濃度及び負荷量を把握し、事例、文献等から予測する。 七　（略） 八　予測地点について 工事実施箇所から河川等公共用水域への排出口とする。 九　予測対象時期等について 建設工事の実施に伴い、工事排水によるSSが最大となると予想される時期とする。 十　（略） **〇地形及び地質** **重要な地形及び地質［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～九　（略） 〔解　説〕 一　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 （略） ①　地形調査：測量、空中写真等。 ②～③　（略） ハ　（略） 三～九　（略） **〇その他** **風車の影［影響要因の区分：施設の稼働］** 一～九　（略） 〔解　説〕	知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
一　調査すべき情報について イ　土地利用の状況 調査地域の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住宅等、シャドーフリッカーによる影響が予想される施設の配置の状況について調査する。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 現地を踏査し、地形の調査、建物の位置、窓の状況、風力発電設備設置方向の遮蔽状況等の調査を行う。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 予測は、太陽の高度・方位及び風力発電設備の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響時間を計算するとともに、年間、夏至、春分・秋分、冬至の影響時間のコンターを示した等時間日影図（コンター図）の作成等により行う。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 発電所の運転が定常状態になる時期とし、年間を通して予測する。 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、施設の稼働によるシャドーフリッカーに係る環境影響について、自ら設定した評価基準と比較するとともに、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 (参考) 風車の影に関しては、国による基準や指針は定められていないが、参考となる指標として、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年6月）において、例えば以下の海外の指針値が示されている。 ・実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ１日30 分間を超えないこと、実際の気象条件等を考慮する場合で、年間８時間を超えないこと （出典：「風力発電と環境汚染の管理」（平成14 年、ノルトライン・ヴェストファーレン州環境庁）、「風力発電による視覚的影響に関する評価方法」（平成14 年、シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン州環境庁）、「風力発電の許可に関する環境影響評価ガイドライン」（平成18 年、ラインラント・プファルツ州内務省））	一　調査すべき情報について イ　土地利用の状況 調査地域の（学校、病院、住宅、オフィス等、シャドーフリッカーによる影響が予想される施設の配置の状況について調査する。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 現地を踏査し、地形の調査、建物の位置、窓の状況等の調査を行う。 三～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 予測は、太陽の高度・方位及び発電設備の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響範囲を時刻ごとに示した時刻別日影図、及び、シャドーフリッカーの影響時間のコンターを示した等時間日影図の作成等により行う。 七～八　（略） 九　予測対象時期等について 発電所の運転が定常状態になる時期とし、冬至、春分・秋分、夏至の３期について予測する。 十　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、施設の稼働によるシャドーフリッカーに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○動　物（陸域） **重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　（略） ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハ　注目すべき生息地の分布の状況 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類等に関する動物相の状況 動物相は哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、その他として魚類、底生動物に関する動	**○動　物（陸域）** **重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　（略） ロ　重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 動物相は哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況を調査する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
物相の状況を調査する（ただし、周辺及び排水の流出先に河川・湖沼がない等、周辺に水生生物の生息及び生息環境が存在しない場合には魚類・底生生物を調査対象外とする）。 (ｲ) 哺乳類：哺乳類相 (ﾛ) 鳥　類：鳥類相、渡りの区分 (ﾊ) 爬虫類：爬虫類相 (ﾆ) 両生類：両生類相 (ﾎ) 昆虫類：陸上昆虫類相 (ﾍ) 魚　類：魚類相 (ﾄ) 底生動物：底生動物相	(ｲ) 哺乳類：哺乳類相 (ﾛ) 鳥　類：鳥類相、渡りの区分 (ﾊ) 爬虫類：爬虫類相 (ﾆ) 両生類：両生類相 (ﾎ) 昆虫類：陸上昆虫類相	※平仄を合わせるための修正。
ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする（イの動物相には限定されない。）。	ロ　重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 重要な種は、次による学術上又は希少性の観点からの重要な種及び学術上又は希少性の観点から重要であることとする。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
ハ　（略）	ハ　（略）	
二　調査の基本的な手法について 重要な種及び注目すべき生息地に係る現地調査の基本的な手法については、生息環境への調査による負荷を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。	二　調査の基本的な手法について 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生動物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 現地調査の基本的な手法は、次によるものとする。 なお、重要な種及び注目すべき生息地に係る現地調査の基本的な手法については、生息環境への調査による負荷を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。	
イ　動物相調査	イ　動物相調査	※平仄を合わせるための修正。
(ｲ)　文献その他の資料 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生動物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 また、事業実施地域近隣において風力発電所が存在する場合、又は環境影響評価が実施済み乃至実施中の風力発電所設置計画が存在している場合には、同環境影響評価により明らかとなった情報も考慮する。	(ｲ) 哺乳類 ・フィールドサイン調査 フィールドサイン（足跡、糞、食痕、巣等）を確認することにより種の同定を行う。 ・捕獲調査 シャーマントラップや箱罠等を用いて、動物を捕獲し種の同定を行う。 ・自動撮影調査 自動撮影式のカメラを用いて、撮影された画像や映像から種の同定を行う。 ・直接観察 個体を直接観察したり、死体を確認することにより種の同定を行う。	※明確化のための修正。
(ﾛ)　現地調査 ①哺乳類 ・フィールドサイン調査 フィールドサイン（足跡、糞、食痕、巣等）を確認することにより種の同定を行う。 ・捕獲調査 シャーマントラップや箱罠等を用いて、動物を捕獲し種の同定を行う。 ・自動撮影調査 自動撮影式のカメラを用いて、撮影された画像や映像から種の同定を行う。 ・直接観察 個体を直接観察したり、死体を確認することにより種の同定を行う。 なお、コウモリ類については下記の手法が考えられる。 ・捕獲調査 ハープトラップやかすみ網を用いて、コウモリ類を捕獲し種の同定を行う。 ・夜間踏査調査 現地踏査や車両により移動しながら、バットディテクターを用いて、コウモリ類の生息状況を確認する。	(ﾛ) 鳥　類 ・ラインセンサス法による調査 一定の調査ルートの観察幅内に出現する種類等を直接観察あるいは鳴き声等で確認し、記録する。 ・ポイントセンサス法による調査 見通しのきく場所に定点を設定し、出現する種類等を直接観察により記録する。視野の範囲内の識別が可能な距離までを対象とし、一定時間観察を行う。 ・任意観察調査 ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査以外の場所及び観察日・時間帯における任意の観察調査で、鳴き声や直接観察等で確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 (ﾊ) 爬虫類 ・直接観察調査	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
・音声モニタリング調査 風況観測塔や樹高棒等（リプレースの場合にはナセル部分も考えられる。）に自動録音フルスペクトラム式バットディテクターを設置し、録音した音声データの周波数解析をすることによって、上空を含め飛翔するコウモリ類の生息状況を把握する。（音声データの解析については、解析ソフトのみに頼ると抽出や同定の精度が確保されない場合があることに留意する。） ② 鳥　類 a　鳥類（猛禽類、渡り鳥以外） ・ポイントセンサス法による調査 一定の調査ルートにおいて、一定間隔を置いて複数の定点を設定し、各定点から一定距離内に出現する種類等を直接観察あるいは鳴き声等で確認し、記録する。調査地点数・回数の設定にあたっては、的確な予測評価ができるよう、植生、改変区域との位置関係を考慮した上で、適切に設定する。 ・任意観察調査 ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査以外の場所及び観察日・時間帯における任意の観察調査で、鳴き声や目視直接観察等で確認し、記録する。また、繁殖期には、調査地域の環境特性に応じて繁殖状況についても調査する。 ・その他 ラインセンサス法による調査 一定の調査ルートの観察幅内に出現する種類等を直接観察あるいは鳴き声等で確認し、記録する。 なお、ラインセンサス法による調査は、均一な環境にルート設定できる場合に採用が考えられる。 b　猛禽類 ・定点観察法による調査 視野の広い地点や対象事業実施区域周辺の観察に適した地点に定点を設定し、猛禽類の確認状況や天候等に応じて定点を適宜移動するなどし、影響が及ぶと考えられる範囲をカバーできる視野範囲に出現する希少猛禽類の行動内容と位置、飛翔高度等を記録する。また、どのようなハビタット（生息場所）を利用しているかを把握するため、行動の対象環境についてもあわせて記録する。 c　渡り鳥 ・定点観察法による調査 視野の広い地点や渡り鳥の観察に適した地点に定点を設定し、定点付近を通過する猛禽類、小鳥類等の渡り鳥の飛翔ルート、個体数、飛翔高度等を記録する。 ③ 爬虫類 ・直接観察調査 爬虫類の生息していそうな場所の観察や採集、脱皮殻、死体等により同定を行う。 ④ 両生類 ・直接観察調査 直接観察や鳴き声及び採集により実施する。 両生類の一部は、卵・幼生により種を同定することが可能なため、産卵期に卵塊の観察も併せて行う。 ⑤ 昆虫類	爬虫類の生息していそうな場所の観察や採集、脱皮殻、死体等により同定を行う。 (ﾆ) 両生類 ・直接観察調査 直接観察や鳴き声及び採集により実施する。 両生類の一部は、卵・幼生により種を同定することが可能なため、産卵期に卵塊の観察も併せて行う。 (ﾎ) 昆虫類 ・一般採集調査 スウィーピング法、ビーティング法、直接観察（バッタ類、セミ類等鳴き声による観察も含む）等により実施する。 ・ベイトトラップ法による調査 糖蜜や腐肉等の誘引物をプラスチックコップ等に入れ、地表徘徊性の昆虫を捕獲する。 ・ライトトラップ法による調査 ブラックライト等を利用した、カーテン法又は捕虫箱法により行う。 ロ　重要な種及び注目すべき生息地の調査 重要な種及び注目すべき生息地の分布及び生息状況の把握については、各動物相調査に準じた手法によるほか、必要に応じ概略個体数推定調査、餌植物等の調査及び繁殖状況調査を行う。 生息環境状況の把握については、当該生息種及び注目すべき生息地の生息及び分布する地点の植生、地形、土壌に係る自然環境を調査する。 現地調査の動物相調査において確認された重要な種の基本的な調査法は、上記内容に基づくこととする。 調査結果は、動物相については主な確認種のリスト、確認した地点及び状況（現地調査の場合）、重要な種及び注目すべき生息地については、保全すべき理由、確認した地点及び状況、生息環境を図、表に整理する。 なお、重要な種及び注目すべき生息地の情報については、公開に当たって希少な動物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
・一般採集調査 スウィーピング法、ビーティング法、直接観察（バッタ類、セミ類等鳴き声による観察も含む）等により実施する。 ・ベイトトラップ法による調査 糖蜜や腐肉等の誘引物をプラスチックコップ等に入れ、地表徘徊性の昆虫を捕獲する。 ・ライトトラップ法による調査 ブラックライト等を利用した、カーテン法又は捕虫箱法により行う。 ⑥　魚 類 ・捕獲調査 投網、さで網、たも網、定置網等の河川の特性を踏まえた方法により、魚類を捕獲し種類等を記録する。 ⑦　底生動物 ・定性採集調査 石礫の間の下、砂泥、落葉の中、抽水植物群落内等の様々な環境を対象にたも網等を用いて採集し、種の同定を行う。 なお、流水性の両生類についても留意する。 ロ　重要な種及び注目すべき生息地の調査 (ｲ)　文献その他の資料 イ　動物相調査の文献その他の資料の調査に準ずる。 (ﾛ)　現地調査 重要な種及び注目すべき生息地の分布及び生息状況の把握については、各動物相調査に準じた手法によるほか、必要に応じ概略個体数推定調査、餌植物等の調査及び繁殖状況調査を行う。 生息環境状況の把握については、当該生息種及び注目すべき生息地の生息及び分布する地点の植生、地形、土壌に係る自然環境を調査する。 ハ　調査結果のまとめ 調査結果は、動物相については主な確認種のリスト、確認した地点及び状況（現地調査の場合）を整理し、当該地域の動物相の特徴について記載する。整理にあたっては、特に鳥類については調査地点ごとに結果を整理するとともに環境類型区分（植生型）ごとの特徴が把握できるよう留意する。 重要な種及び注目すべき生息地については、保全すべき理由、確認した地点及び状況、生息環境を図、表に整理する。 なお、重要な種及び注目すべき生息地の情報については、公開に当たって希少な動物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～四　（略） 五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 現地調査の期間は、動物相については１年間とする。重要な種及び注目すべき生息地については原則として１年間とするが、生息の特性に応じて適切な期間を設定するものとする。 現地調査の時期及び時間帯は、地点の状況、生息種等の確認が得られる活動時期及び時	三～四　（略） 五　調査期間等について イ　（略） ロ　現地調査 現地調査の期間は、動物相については１年間とする。重要な種及び注目すべき生息地については原則として１年間とするが、生息の特性に応じて適切な期間を設定するものとする。 現地調査の時期及び時間帯は、地点の状況、生息種等の確認が得られる活動時期及び時	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
間帯を主体に設定する。 なお、両生類、昆虫類については、調査時期によって確認できる種類が大きく変わってくるため、調査回数、トラップ回数、調査する時期を明確に記載する。 六　予測の基本的な手法について 分布又は生息環境の改変の程度の把握については、重要な種及び注目すべき生息地の分布域のうち、事業の実施に伴って予想される影響要因に応じた環境影響について、直接的損傷を受ける区域及び生息環境の変化が及ぶと考えられる区域を推定するとともに、推定した区域において重要な種及び注目すべき生息地への影響の種類（死傷、逃避、生息・繁殖阻害、生息域の減少等）を推測する。なお、近隣に風力発電所が存在する場合、又は風力発電所設置計画が存在する場合には、同発電所設置との累積影響についても推測する。 予測の基本的な手法については、その影響の種類に応じて、環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するものとし、具体的には、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により行い、必要に応じ専門家等の助言を得ることとする。 七～九　（略） **○動　物（陸域）** **重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）［影響要因の区分：施設の稼働］** 一～八　（略） 〔解　説〕 本項目は、発電施設の稼働に伴うバードストライク等の影響評価手法について解説したものであるが、現時点で知見が十分に得られているとは言えないことから、必要に応じて専門家の助言を得つつ行うこと。 また、対象事業実施区域周辺において、他の風力発電所が稼働又は計画されている場合には、累積的な影響についても考慮する。 一　調査すべき情報について イ　哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況 哺乳類（コウモリ類）及び鳥類について、動物相の状況を調査する。 ロ　（略） 二～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 鳥類等の重要な種についての予測の基本的な手法として、衝突リスク解析の実施等が想定される。 （参考） ※１：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版） ※２：「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法」（由井・島田、平成 25 年） 七～九　（略） **○動　物（海域）** **海域に生息する動物［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕	間帯を主体に設定する。 六　予測の基本的な手法について 分布又は生息環境の改変の程度の把握については、重要な種及び注目すべき生息地の分布域のうち、事業の実施に伴って予想される影響要因に応じた環境影響について、直接的損傷を受ける区域及び生息環境の変化が及ぶと考えられる区域を推定するとともに、推定した区域において重要な種及び注目すべき生息地への影響の種類（死傷、逃避、生息・繁殖阻害、生息域の減少等）を推測する。 予測の基本的な手法については、その影響の種類に応じて、環境影響の量的又は質的な変化の程度を推定するものとし、具体的には、文献その他の資料による類似事例の引用又は解析により行い、必要に応じ専門家等の助言を得ることとする。 七～九　（略） **○動　物（陸域）** **重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）［影響要因の区分：施設の稼働］** 一～八　（略） 〔解　説〕 本項目は、発電施設の稼働に伴うバードストライク等の影響評価手法について解説したものであるが、現時点で知見が十分に得られているとは言えないことから、必要に応じて専門家の助言を得つつ行うこと。 一　調査すべき情報について イ　鳥類等の動物相の状況 哺乳類（コウモリ類）及び鳥類について、動物相の状況を調査する。 ロ　（略） 二～五　（略） 六　予測の基本的な手法について 鳥類等の重要な種についての予測の基本的な手法として、衝突リスク解析の実施等が想定される。 七～九　（略） **○動　物（海域）** **海域に生息する動物［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕	を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
１．魚等の遊泳動物 一　調査すべき情報について 　魚等の遊泳動物（以下、魚等の遊泳動物には溯河性魚類及び降海性魚類を含むものとする）の主な種類及び分布の状況並びに特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係、聴覚特性（聴覚閾値等）等）、水中音の状況について、文献その他の資料を中心に調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 イの手法で十分な情報が得られない場合には、現地調査を行う。 魚等の遊泳動物の主な種類及び分布については、潜水、標本船、試験操業等の適切な方法により行う。なお、水中音については、「海中音の計測方法・評価手法のガイダンス（2021年3 月 海洋音響学会）」等を参考に現地調査を行う。 ハ　調査結果のまとめ ①　調査位置図 ②　調査結果表（季節別の種類数、個体数及び主な出現種、漁業の状況、水中音の状況等） ③　主な魚等の遊泳動物の特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係、聴覚特性（聴覚閾値等）） 三～八　（略） 九　評価の手法について 　調査及び予測の結果に基づいて、魚等の遊泳動物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。なお、水中音に係る評価の指標には、現場海域に存在している背景音と生物の聴覚特性（聴覚閾値等）が挙げられる。背景音に着目した評価手法については、「海中音の計測方法・評価手法のガイダンス」等を参考に、現場海域に存在する背景音と特定音（建設工事により生じる音）について解析する。特定音は、他の事業の調査結果を引用する方法や、海中音波伝搬モデルや距離減衰に基づく音の伝搬理論モデル等で算出する方法がある。生物の聴覚閾値に着目した評価手法については、魚類等の遊泳動物の聴覚特性（聴覚閾値等）に関する文献等を参考に引用し、解析する。 ２．～９．　（略）	１．魚等の遊泳動物 一　調査すべき情報について 　魚等の遊泳動物（以下、魚等の遊泳動物には溯河性魚類及び降海性魚類を含むものとする）の主な種類及び分布の状況並びに特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係等）について、文献その他の資料を中心に調査する。 二　調査の基本的な手法について イ　（略） ロ　現地調査 イの手法で十分な情報が得られない場合には、現地調査を行う。 魚等の遊泳動物の主な種類及び分布については、潜水、標本船、試験操業等の適切な方法により行う。 ハ　調査結果のまとめ ①　調査位置図 ②　調査結果表（季節別の種類数、個体数及び主な出現種、漁業の状況等） ③　主な魚等の遊泳動物の特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係） 三～八　（略） 九　評価の手法について 調査及び予測の結果に基づいて、魚等の遊泳動物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ２．～９．（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○植　物（陸域） **重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 維管束植物及びロに示す重要な種としての生育が予想される種の植物相とその状況を把握する。 維管束植物その他の主な植物種は、自生種及び逸出種とする。	**○植　物（陸域）** **重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在］** 一　調査すべき情報 イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ　種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 種子植物、羊歯植物及びロに示す重要な種としての生育が予想される種の植物相とその状況を把握する。 種子植物その他の主な植物種は、自生種及び逸出種とする。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法による群集単位を基本とする現存植生とする。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について 重要な種及び重要な群落に係る現地調査の基本的な手法については、生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 イ　植物相及び植生 (ｲ)　文献その他の資料 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生植物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 (ﾛ)　現地調査 植物相の状況は、現地踏査により目視観察し出現種を確認する。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法により調査区毎に植生高、階層構造、出現種数、種組成、被度、群度、成立立地等を調査する。 ロ　重要な種及び重要な群落 (ｲ)　文献その他の資料 植物相及び植生の文献その他の資料の調査に準ずる。 (ﾛ)　現地調査 重要な種及び重要な群落の分布及び生育状況の調査は、植物相及び植生の調査に準じた手法によるほか、必要に応じ個体数・株数又は分布面積の把握を行う。 生育環境の状況における地形の状況の把握は尾根、斜面上・中・下部、傾斜方位等を調査する。対象となる重要種の生態が土壌条件に依存している場合、土壌状況の把握は、重要な群落の生育地において国有林野土壌調査方法等に基づいて、土壌の種類、土壌層位、土色、土性等を調査する。ただし、土壌調査での試孔による環境影響へのおそれが予想される場合には、土壌調査は行わない。 植物相及び植生調査において重要な種及び重要な群落が確認された場合の基本的な調査手法は、上記内容に基づくものとする。 ハ　調査結果のまとめ 調査結果は、植物相については主な確認種リスト、確認した区分及び状況（現地調査の場合）を整理し、当該地域の植物相の特徴について記載する。 植生については群落特性及び群集等の分布状況を図、表に整理し、植生調査票、群落組成表を巻末等に記載する。また、植生自然度の高い場所については、植生断面模式図、植生自然度の区分結果もあわせて図に整理し、状況を記載する。 重要な種及び重要な群落については、保全すべき理由及び分布地、確認した地点及び状況、生育環境を図、表に整理する。 なお、重要な種及び重要な群落の情報については、公開に当たって希少な植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～九　（略） **〇生態系** **地域を特徴づける生態系［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働］**	植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法による群集単位を基本とする現存植生とする。 ロ　（略） 二　調査の基本的な手法について 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する野生植物に関する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 現地調査の基本的な手法は、次によるものとする。 なお、重要な種及び重要な群落に係る現地調査の基本的な手法については、生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 イ　植物相及び植生 植物相の状況は、現地踏査により目視観察し出現種を確認する。 植生は、ブラウンーブランケの植物社会学的植生調査法により調査区毎に植生高、階層構造、出現種数、種組成、被度、群度、成立立地等を調査する。 ロ　重要な種及び重要な群落 重要な種及び重要な群落の分布及び生育状況の調査は、植物相及び植生の調査に準じた手法によるほか、必要に応じ個体数・株数又は分布面積の把握を行う。 生育環境の状況における地形の状況の把握は尾根、斜面上・中・下部、傾斜方位土壌状況の把握は、重要な群落の生育地において国有林野土壌調査方法等に基づいて、土壌の種類、土壌層位、土色、土性等それぞれを調査する。ただし、生育地が湿原等のように、土壌調査での試孔による環境影響へのおそれが予想される場合には、土壌調査は行わない。 植物相及び植生調査において重要な種及び重要な群落が確認された場合の基本的な調査手法は、上記内容に基づくものとする。 調査結果は、植物相については主な確認種リスト、確認した区分及び状況（現地調査の場合）、植生については群落特性及び群集等の分布状況を図、表に整理する。 重要な種及び重要な群落については、保全すべき理由及び分布地、確認した地点及び状況、生育環境を図、表に整理する。 重要な種及び重要な群落の情報については、公開に当たって希少な植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～九　（略） **〇生態系** **地域を特徴づける生態系［影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働］**	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
一～八　（略） 〔解　説〕 本調査の目的は、生態系内の相互作用を可能な限り的確に把握することにより、当該地域に生息、生育する生物の生活を永続的に保証しようとするものであり、対象事業の実施により樹林等が失われた場合、そこに生息、生育している生物にとってどれほど意味を持つのか、そのことが生態系全体にどのような影響をもたらすのかについて定量的に把握する必要がある。 このためには、対象とする種が当該地域のどこをどのような目的で利用しているのか、例えば、樹洞を産仔場として利用している、樹林を採餌場として、営巣場として、ねぐらとして又は休憩場として利用している等、採餌場は季節的にどのように変化するのか、餌の現存量はどれくらいか、当該地域における収容個体数はいくらかといったこと等を詳細に把握することが必要である。 しかしながら、それら全てを網羅的に把握するためには、時間的、経済的、技術的に限界があるので、上位性、典型性、特殊性の視点から比較的生態的情報の蓄積がある数種の代表種を取り上げて、可能な限り生態系への影響の把握に努められたい。 また、対象事業実施区域周辺において、他の風力発電所が稼働又は計画されている場合には、累積的な影響についても考慮する。	一～八　（略） 〔解　説〕 本調査の目的は、生態系内の相互作用を可能な限り的確に把握することにより、当該地域に生息、生育する生物の生活を永続的に保証しようとするのもであり、対象事業の実施により樹林等が失われた場合、そこに生息、生育している生物にとってどれほど意味を持つのか、そのことが生態系全体にどのような影響をもたらすのかについて定量的に把握する必要がある。 このためには、対象とする種が当該地域のどこをどのような目的で利用しているのか、例えば、樹洞を産仔場として利用している、樹林を採餌場として、営巣場として、ねぐらとして又は休憩場として利用している等、採餌場は季節的にどのように変化するのか、餌の現存量はどれくらいか、当該地域における収容個体数はいくらかといったこと等を詳細に把握することが必要である。 しかしながら、それら全てを網羅的に把握するためには、時間的、経済的、技術的に限界があるので、上位性、典型性、特殊性の視点から比較的生態的情報の蓄積がある数種の代表種を取り上げて、可能な限り生態系への影響の把握に努められたい。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
一　調査すべき情報について 対象事業による生態系への影響を可能な範囲で定量的に把握するために必要と考えられる情報を検討し調査内容を選定する。 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 自然環境に係る概況は、動植物、地形、土壌に係る自然環境の概要とし、他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で、文献その他の資料調査及び現地調査）の結果により把握する。	一　調査すべき情報について 対象事業による生態系への影響を可能な範囲で定量的に把握するために必要と考えられる情報を検討し調査内容を選定する。 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 自然環境に係る概況は、動植物、地形、土壌に係る自然環境の概要とし、原則として他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で、主に文献その他の資料の収集）の結果のほか、必要により現地調査の結果により把握する。	※誤記の修正。
ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について 複数の注目種等については、国又は地方公共団体の有する生態系又は野生生物に関する文献その他の資料又は動植物の現地調査結果により概括的に把握される、地域を特徴づける生態系に応じて、次の視点により抽出する複数の注目される動植物の種等とする。 なお、注目種の選定に際しては、原則、在来種から選定することとする。 ①　上位性（生態系の上位に位置する性質を言う） ②　典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質を言う） ③　特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質を言う） ただし、特殊性については、適切な注目種がいないと判断される場合には、選定しない場合もあり得る。 なお、注目種については、基本的に空間利用する鳥類を選定種に含めることが望ましい。 生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況については、次による。 ①　生　態 ・注目種等の生活史、生息・生育環境条件等に関する特性 ②　注目種等の生息・生育状況とその環境の状況 ・注目種等が生息・生育している位置、個体数及び繁殖等の現況の概要	ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について 複数の注目種等については、国又は地方公共団体の有する生態系又は野生生物に関する文献その他の資料又は動植物の現地調査結果により概括的に把握される、地域を特徴づける生態系に応じて、次の視点により抽出する複数の注目される動植物の種等とする。 なお、注目種の選定に際しては、重要な種、注目すべき生息地、重要な群落については動物及び植物の項目で実施することから、生態系の項目では原則としてそれらの種以外の種等を選定することとし、また、原則、在来種から選定することとする。 ①　上位性（生態系の上位に位置する性質を言う） ②　典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質を言う） ③　特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質を言う） ただし、上位性、特殊性については、適切な注目種がいないと判断される場合には、選定しない場合もあり得る。 生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況については、次による。 ①　生　態 ・注目種等の生活史、生息・生育環境条件等に関する特性 ②　注目種等の生息・生育状況とその環境の状況 ・注目種等が生息・生育している位置、個体数及び繁殖等の現況の概要	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
・地形、植生、土地利用等の状況を勘案し、注目種等が生息又は生育していると推定される行動圏又は生育分布地の概要 ・推定された行動圏又は生育分布地内の環境類型区分とその面積（植生別、樹林の発達程度等による。） ③　行動圏又は生育分布地内における他の動植物との関係 ・推定される餌等の種類とその分布面積及びそれらの関係の概要 なお、これらの情報については、必要に応じ専門家等の助言を得ることとする。 二　調査の基本的な手法について 生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 イ　動植物その他の自然環境に係る概況 他の項目で実施する調査（動物、植物、地形及び地質に係る環境要素の調査で文献その他の資料調査及び現地調査）の結果から、調査地域における生態系の概況について環境類型区分ごとの主要構成種を示した表や食物連鎖模式図を作成し、整理、解析する。なお、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等も行う。 ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況について (ｲ)　注目種の選定 対象とする注目種について、前号の ロ　複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況についての考え方を踏まえ、イ　動植物その他の自然環境に係る概況を基に選定を行う。 (ﾛ)　文献その他の資料調査 選定した注目種の形態や生態等について文献等を基に整理する。必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 (ﾊ)　現地調査 現地調査にあたっては、選定した注目種に及ぼす影響について可能な限り定量的に予測するため、注目種ごとに生態特性や地形、植生、自然環境の特性等を踏まえ、調査、解析から影響予測までの流れを整理した上で、必要な現地調査（生息状況、餌資源、繁殖状況等を把握する調査）を計画する。具体的には予測・評価するために必要な定量的又は定性的な把握が可能な手法として、「環境アセスメント技術ガイド生態系」((財)自然環境研究センター、平成14年）等の文献、既往の科学的知見及び環境影響評価の事例を踏まえ設定する。例としては、調査範囲における注目種の好適性区分を判断するために必要な、地形、植生、群落構造（繁殖に適・不適等）、注目種の生息状況（確認状況）、繁殖状況、餌の現存量等について把握できる手法を設定する。また、調査内容に応じ、予測段階での比較検討を適切に行うため、調査範囲（面積）や調査時間の設定を一定にする等の検討を行う。 なお、生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 ハ　調査結果のまとめ 調査結果は、地域の自然環境の概況と、地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の生態、他の動植物との関係、生息・生育環境の状態について、概要を記載し、図、表等に整理する。例としては、注目種の好適生息区分図の作成等がある。	・地形、植生、土地利用等の状況を勘案し、注目種等が生息又は生育していると推定される行動圏又は生育分布地の概要 ・推定された行動圏又は生育分布地内の環境類型区分とその面積（植生別、樹林の発達程度等による。） ③　行動圏又は生育分布地内における他の動植物との関係 ・推定される餌等の種類とその分布面積及びそれらの関係の概要 なお、これらの情報については、必要に応じ専門家等の助言を得ることとする。 二　調査の基本的な手法について 文献その他の資料としては、国又は地方公共団体の有する文献その他の資料とし、必要に応じ専門家等からの科学的知見の聞き取り等による情報とする。 現地調査の基本的な手法は、地形、植生、自然環境の特性、注目種等の生息・生育の特性等に応じて設定する。具体的には予測・評価するために必要な定量的又は定性的な把握が可能な手法として、「環境アセスメント技術ガイド生態系」((財)自然環境研究センター、平成14年）等の文献や既往の科学的知見や環境影響評価の事例により、手法を設定する。例としては、調査範囲における注目種の好適性区分を判断するために必要な、地形、植生、群落構造（繁殖に適・不適等）、注目種の生息状況（確認状況）、繁殖状況、餌の現存量等について把握できる手法を設定する。また、調査内容に応じ、予測段階での比較検討を適切に行うため、調査範囲（面積）や調査時間の設定を一定にする等の検討を行う。 なお、生態系に係る現地調査の手法については、生息・生育環境への調査による環境影響を少なくするための調査手法に配慮することとし、必要に応じ専門家等の助言を得て設定する。 調査結果は、地域の自然環境の概況と、地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の生態、他の動植物との関係、生息・生育環境の状態について、概要を記載し、図、表等に整理する。例としては、注目種の好適生息区分図の作成等がある。 公開に当たっては、希少な動植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年11月）	改訂理由
公開に当たっては、希少な動植物の保護のため、必要に応じ場所を特定できないように配慮する。 三～九　（略） **○景　観** **主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ～ロ　（略） ハ　主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。なお、景観資源を眺望する景観でなくても展望台などが設置されている眺望点での主要な眺望方向や景観の眺望を目的とした場所からの景観についても眺望景観として留意が必要である。 これらについて、主要な眺望点及び景観資源の状況調査の結果により作成した主要な眺望点及び景観資源のリストから、調査地域における主要な眺望景観を抽出し、発電所設置場所との位置関係、規模、利用特性、自然環境保全関係法令等（自然公園法、都市計画法、文化財保護法、景観条例・要綱等）の指定状況、地域住民等とのかかわり等を調査する。 二～三　（略） 四　調査地点について 調査地域内の主要な眺望点のうち数地点～１０地点を標準とするが、周囲の地形の状況、眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程等を勘案して適切な地点を設定する。 五　調査期間等について 景観の特性、利用状況等を考慮して適切な期間、時期及び時間帯を設定する。 なお、写真撮影時期は眺望点の利用状況、景観資源の特性に応じて、最多利用季及び四季の変化が景観に現れる期間（桜の開花、紅葉等）を選ぶ等、調査対象や現場の条件に合わせて適宜選定する。また、晴天など風力発電施設が十分に視認される視程や天候にも留意する。 六　予測の基本的な手法について イ　（略） ロ　主要な眺望景観 次に掲げる予測法の中から最適なものを選択し、眺望の変化を視覚的表現によって予測する。なお、近隣に風力発電所が存在する場合、又は風力発電所設置計画が存在する場合には、同発電所設置との累積影響についても推測する。 ①～③　（略） ハ　予測結果のまとめ 予測結果は主要な眺望点毎に図、写真等により具体的にわかりやすく整理する。また、風力発電施設までの距離、垂直視野角等を表に整理する。 七　（略） 八　予測対象時期等について 風力発電施設等が完成した時点とする。 九　（略） （参考）現況写真の撮影に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月、環境省）」［技術解説3］（15頁）も参考にされたい。	三～九　（略） **○景　観** **主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一　調査すべき情報について イ～ロ　（略） ハ　主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。 これらについて、主要な眺望点及び景観資源の状況調査の結果により作成した主要な眺望点及び景観資源のリストから、調査地域における主要な眺望景観を抽出し、発電所設置場所との位置関係、規模、利用特性、自然環境保全関係法令等（自然公園法、都市計画法、文化財保護法、景観条例・要綱等）の指定状況、地域住民等とのかかわり等を調査する。 二～三　（略） 四　調査地点について 周囲の地形の状況、眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程等を勘案して、調査地域内の主要な眺望点３点程度を設定する。 五　調査期間等について 景観の特性、利用状況等を考慮して適切な期間、時期及び時間帯を設定する。 なお、写真撮影時期は眺望点の利用状況、景観資源の特性に応じて、最多利用季及び四季の変化が景観に現れる期間（桜の開花、紅葉等）を選ぶ等、調査対象や現場の条件に合わせて適宜選定する。 六　予測の基本的な手法について イ　（略） ロ　主要な眺望景観 次に掲げる予測法の中から最適なものを選択し、眺望の変化を視覚的表現によって予測する。 ①～③　（略） ハ　予測結果のまとめ 予測結果は主要な眺望点毎に図、写真等により具体的にわかりやすく整理する。 七　（略） 八　予測対象時期等について 発電所の建物等が完成した時点とする。 九　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
○人と自然との触れ合いの活動の場 **主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） ハ　交通量に係る状況 二～八　（略） 〔解　説〕 一～九　（略）	**○人と自然との触れ合いの活動の場** **主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：工事用資材等の搬出入］** 一　調査すべき情報 イ～ロ　（略） 二～八　（略） 〔解　説〕 一～九　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
○人と自然との触れ合いの活動の場 **主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一～三　（略） 四　調査地点について 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の規模、風力発電所との位置関係等を勘案し、調査地域内に主要な人と自然との触れ合いの活動の場数点を設定する。 五　（略） 六　予測の基本的な手法について 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の範囲と発電所計画に伴う物理的改変域を地形図上に図示等して、改変面積が主要な人と自然との触れ合いの活動の場全体に占める割合等から、それらの質的変化等を事例の引用等により予測する。 予測結果は主要な人と自然との触れ合いの活動の場毎に図、写真等により具体的にわかりやすく整理する。 七　（略） 八　予測対象時期等について 風力発電施設等が完成した時期とする。 九　（略）	**○人と自然との触れ合いの活動の場** **主要な人と自然との触れ合いの活動の場［影響要因の区分：地形改変及び施設の存在］** 一～八　（略） 〔解　説〕 一～三　（略） 四　調査地点について 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の規模、アクセスルート等を勘案し、調査地域内に主要な人と自然との触れ合いの活動の場数点を設定する。 五　（略） 六　予測の基本的な手法について 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の範囲と発電所計画に伴う物理的改変域を地形図上に図示等して、改変面積が主要な人と自然との触れ合いの活動の場全体に占める割合等から、それらの質的変化等を事例の引用等により予測する。 発電所の共生施設（レクリエーション施設等）が計画される場所の影響を事例の引用等により予測する。 予測結果は主要な人と自然との触れ合いの活動の場毎に図、写真等により具体的にわかりやすく整理する。 七　（略） 八　予測対象時期等について 発電所の建物等が完成した時期とする。 九　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせるための修正。 ※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。
6)「放射性物質に係る参考手法」の具体的内容 **○一般環境中の放射性物質** **放射線の量（粉じんの発生に伴うもの）［環境要素の区分：工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働］** 一　調査すべき情報 放射線の量の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～十　（略）	**6)「放射性物質に係る参考手法」の具体的内容** **○一般環境中の放射性物質** **放射線の量（粉じんの発生に伴うもの）［環境要素の区分：工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働］** 一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況 二～九　（略） 〔解　説〕 一～十　（略）	※実態及び最新の知見に合わせ記載を修正。 ※平仄を合わせる

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
(2) 簡略化又は詳細な調査・予測の手法の考え方 1)　手法の簡略化の考え方 一～四　（略） 第１号の「環境影響の程度が小さいことが明らかであること」とは、実績を有する環境保全措置により、環境への負荷が少ない場合であって、当該措置を講じることが確実な場合などであり、具体例としては、冷却塔の採用等により温排水の排出量が少ない場合における水温に係る環境影響評価における調査、予測の手法等があげられる。 （略） イ～ニ　（略） 2)　（略） **(3)　事後調査の考え方** 事後調査については、発電所アセス省令第31条第１項の規定に基づき、次の要件に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。 一～四　（略） 1)～3)　（略）	**(2) 簡略化又は詳細な調査・予測の手法の考え方** 1)　手法の簡略化の考え方 一～四　（略） 第１号の「環境影響の程度が小さいことが明らかであること」とは、実績を有する環境保全措置により、環境への負荷の排出が少ない場合であって、当該措置を講じることが確実な場合などであり、具体例としては、冷却塔の採用等により温排水の排出量が少ない場合における水温に係る環境影響評価における調査、予測の手法等があげられる。 （略） イ～ニ　（略） 2)　（略） **(3)　事後調査の考え方** 事後調査については、発電所アセス省令第31条第１項第１号～第４号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。 一～四　（略） 1)～3)　（略）	ための修正。 ※平仄を合わせるための修正。
		※平仄を合わせるための修正。

新版	旧版　（令和２年 11 月）	改訂理由
第５章　環境審査要領・指針、経過措置に関する事項等 **１　環境審査要領・指針　（略）** **２　経過措置に関する事項** **（１）～（３）　（略）** **（４）風力発電所の規模要件変更に係る経過措置に関する事項** 令和３年 10 月の環境影響評価法施行令の改正（令和３年 10 月 31 日施行）により、風力発電事業の規模要件について、第一種事業の規模を「１万 kW 以上」から「５万 kW 以上」に、第二種事業の規模を「0.75 万 kW 以上１万 kW 未満」から「3.75 万 kW 以上５万 kW 未満」に引き上げることに伴い、法に基づく環境影響評価手続の対象外となる事業（0.75 万 kW 以上 3.75 万 kW 未満）について、所要の経過措置が設けられている。当該経過措置においては、施行日前に法に基づく環境影響評価手続きを開始している事業については、改正前の法に基づく環境影響評価手続が適用されることとされた。また、条例等の検討・整備の期間を確保するための移行期間（令和３年 10 月 31 日～令和４年９月 30 日）が設けられており、当該移行期間の間は、施行日前に法に基づく環境影響評価手続を開始していない事業であって、規模要件の引き上げに伴い対象外となるものについては、法に基づく環境影響評価手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受け、必要とされた場合は、法に基づく第二種事業相当の環境影響評価手続が適用されること等とされた。	**第５章　環境審査要領・指針、経過措置に関する事項等　（略）** **１　環境審査要領・指針　（略）** **２　経過措置に関する事項** **（１）～（３）　（略）**	※風力発電所の規模要件の変更に伴う経過措置に関する事項を追記。